

いずれも本件事故により避難生活を余儀なくされたと認められるところ、避難先における新たな生活環境に順応するとともに、元の居住地に帰還するか否かの意思決定をするまでには、本件事故から約7年が経過し、避難指示等の解除から約1年が経過した時までの期間を要すると考えるのが相当である。そうすると、これらの一審原告らの避難生活による慰謝料は平成30年3月まで発生するものとするのが相当である。

(イ) 帰還困難区域からの避難者（原告番号3-1及び3-2、5-1及び5-2、承継前原告番号9-1、原告番号17）について

避難指示等の対象となった区域のうち帰還困難区域については、未だ避難指示等が解除されておらず、解除の見込みも立っていない。一審原告らのうち帰還困難区域から避難した者は、いずれも本件事故により避難生活を余儀なくされたと認められるが、これらの者についても、前記ウのとおり、避難生活による慰謝料の発生には終期があるとするのが相当である。そして、これらの者について、避難先における新たな生活環境に順応するとともに、更に区域の指定の解除を待って帰還すべく、暫定的な生活の本拠において生活を継続するか、帰還を断念して元の居住地以外の地に永住の場所として新たな生活の本拠を定めるかの意思決定をするために要する期間は、旧居住制限区域又は旧避難指示解除準備区域に居住していた者と変わりはないと考えられるから、避難生活による慰謝料の発生は平成30年3月までとするのが相当である。

(ウ) 旧緊急時避難準備区域からの避難者（原告番号14-1から14-4まで）について

避難指示等の対象となった区域のうち旧緊急時避難準備区域については、政府による避難の指示がされていたものではなく、常に緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備を行うこととされる区域であって、立入制限はなく、居住することにも制約がなかった。しか

し、本件事故直後には、その影響の程度や範囲が明らかでなく、同区域に居住していた者についても、本件事故の影響を懸念して避難し、避難生活に入ることは、通常人の行動として合理的であると考えられ、現実にも同区域からの避難者も少なくなかったことに鑑みれば、一審原告らのうち同区域に居住していた者も、本件事故により避難生活を余儀なくされたと認められ、避難生活による慰謝料を請求することができる。

同区域については、区域の指定が本件事故から約6か月半後の平成23年9月30日をもって解除されているところ、上記のとおり、当初から居住の制限がなかったことや、同区域における生活に必要なインフラの復旧の見込みや関係市町村内の学校への通学を可能とする環境整備の見込みなどを考慮すると、同区域に居住していた者については、避難生活による慰謝料は、原則として本件事故から2年半程度が経過した平成24年8月まで発生するものとするのが相当である。

なお、一審原告らのうち、同区域から避難した者で、平成24年9月1日の時点で小学校に通学していた者(原告14-2から14-4まで)については、通学の環境が整わないなどの学校生活における困難が、同年8月以後、年度単位の学校生活の区切りとなる平成24年度末まで継続したと認められるから、避難生活による慰謝料として、平成24年9月から平成25年3月まで、1か月当たり5万円の慰謝料が発生したとするのが相当である。一審被告東電の賠償基準も同様の考え方によつていると解される。

(エ) 旧屋内退避区域等からの避難者（原告番号11-1から11-3まで、承継前原告番号13-1、原告番号13-2）について

避難指示等の対象となった区域のうち旧屋内退避区域については、平成23年4月22日に指定が解除され、それ以降は避難指示等の対象となっていない。また、南相馬市の旧居住制限区域及び旧避難指示解除準

備区域に属していない区域には、南相馬市が一時避難を要請した区域があるが、同区域についても、平成23年4月22日には帰宅を許容する旨の見解が示されている。しかしながら、同区域からの避難者であっても、上記(ウ)の旧緊急時避難準備区域からの避難者と同様に、避難生活に入ることも、通常人の行動として合理的であると考えられ、現実にも同区域からの避難生活者も少なくなかったことに鑑み、一審原告らのうち同区域に居住していた者についても避難生活による慰謝料の発生を認めることができる。そして、上記のような同区域の状況等を考慮すると、その慰謝料は、本件事故から半年程度が経過した平成23年9月まで発生するものとするのが相当である。

なお、慰謝料の額については、旧屋内退避区域から避難した一審原告ら（原告番号11-1から11-3まで）には個別の事情が多くあるため、これらを考慮して定めるのが相当である。

(オ) 自主的避難者（原告番号8-1から8-4まで）について

一審原告らのうち原告番号8-1から8-4までは、上記(イ)から(エ)までのようないくつかの避難指示等の対象となった区域に居住しておらず、避難指示等の対象となっていたにもかかわらず避難した者、すなわち自主的避難者である（なお、本件事故後も引き続きそれまでの居住地に留まった者はいない）。しかしながら、本件事故直後、その影響や範囲に関する十分な情報が得られない状況の下においては、自主的避難者のうち一定の範囲の地域に居住していた者については、放射線被ばくへの恐怖や不安を抱き、居住地からの避難をすることが、通常人の行動として合理的であると考えられる。中間指針第一次追補は、福島第一原発からの距離、避難指示等対象区域との近接性、放射線量、自主的避難の状況等から、一定の範囲の地域を自主的避難等対象区域と定め、同区域に居住していたが避難した者についても避難生活による慰謝料を支払うことと

している。もっとも、上記一審原告らは、西白河郡矢吹町に居住していた者であるところ、同町は上記の自主的避難等対象区域には含まれておらず、また、中間指針とは別に、同町を含む福島県の県南地域における自主的避難による賠償基準を定めた一審被告東電の賠償基準によつても賠償の対象とならない。しかし、原告番号8-3及び8-4は、いずれも原告番号8-1と8-2の間の子であり、本件事故当時、それぞれ小学校4年生、幼稚園児であつて、放射線感受性が高い可能性があるといわれる年齢であったことなど個別的な事情を考慮すると、これらの一審原告らの避難は、通常人の行動として合理的であると認められ、避難生活を余儀なくされたとして避難生活による慰謝料が発生するということができる。また、慰謝料の額は、個別の事情を勘案して定めるのが相当である。

(カ) 避難生活中の死亡者について

一審原告らの中には、避難生活中に死亡した者の権利義務を相続により承継した者があるところ、避難生活による慰謝料は実際に避難生活を送ることによるものであるから、避難生活中に死亡した者については、上記(イ)から(オ)のような慰謝料の終期よりも早期に死亡したときは、この慰謝料はその死亡時まで発生するにとどまるというべきである。

(2) 避難生活に伴う精神的損害以外の精神的損害に対する賠償

ア 一審原告らのうち本件事故により居住地からの避難を余儀なくされた者は、居住地周辺の多くの住民が相当長期にわたって避難すること等により、生活物資の調達から、周辺住民との交流、伝統文化等の享受に至るまでの様々な生活上の活動を支える経済的、社会的、文化的環境等の生活環境がその基盤から失われた場合、あるいは、居住地周辺の地域がある程度の復興を遂げたとしても、生活環境がその基盤から大きく変容した場合には、それまで慣れ親しんだ生活環境を享受することができなくなり、それによ

り精神的損害を被ったということができる。

また、前記(1)ウに説示したとおり、避難生活による慰謝料の発生には終期があるというべきであり、その終期までには、本件事故前の居住地への帰還を果たすべく、暫定的な生活の本拠における生活を継続するか、帰還を断念して元の居住地以外の地に永住の場所として新たな生活の本拠を定めるかの意思決定をすることが可能となり、又はこの意思決定をするのが自然であり、合理的でもあると考えられるところ、このような意思決定をしなければならない状況に置かれること自体や、暫定的な生活の本拠における生活を将来にわたって継続すること又は帰還を断念することによる精神的損害を観念することもできるというべきである。

これらの精神的損害は、避難生活に伴う精神的損害として避難生活による慰謝料の対象となっているものではないから、これとは別に賠償されるべきである。そして、その賠償額は、次のとおり、避難を余儀なくされた一審原告らの置かれた状況によって異なることとなる。

イ 帰還困難区域からの避難者について

一審原告らのうち帰還困難区域から避難した者については、未だ避難指示等が解除されておらず、今後の解除の見込みも立っていないのであるから、上記アのような元の居住地における慣れ親しんだ生活環境を享受することができなくなっていることはもとより、新たな生活環境が整備される目処も立たない状況であると認められる。そうすると、これらの者は、元の居住地への帰還を断念せざるを得ない状況になっており、将来の生活について自由に選択して意思決定をする余地は著しく狭まっているということができるのであって、その精神的損害は大きいと認められる。もっとも、慣れ親しんだ生活環境を享受することができなくなることによる精神的損害は、本件事故前の居住地での居住期間、地域社会との関わり合い等の個別の事情によって、その大きさが異なるといえるから、具体的な賠償

額を定めるに当たってはそのような個別の事情を考慮することとなる。

ウ 旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域からの避難者について

一審原告らのうち旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域から避難した者については、既に避難指示等は解除されており、元の居住地への帰還には行政上の制約はなくなっているが、帰還した者はいない。現実には、これらの区域からの避難者には、既に帰還した者もいれば、帰還せずに他の地域で生活していくことを選択した者もいるのであるが、避難指示等によりこれらの区域から多数の住民が相当長期にわたって避難した結果、その後、ある程度の数の住民が帰還するなどして一定の復興を遂げてはいる地域はあるものの、そのような地域であっても上記アのような生活環境が基盤から大きく変容したと認められ、仮に帰還したとしても、慣れ親しんだ生活環境を享受することはできなくなっていると認められる。また、そのことによって、帰還に向けての意欲が自ずから減じることともなり、将来の生活についての選択の余地が狭まっているということができる。これらの事情を考慮すると、これらの区域からの避難者についても、相応の精神的損害を認めることができる。

エ その他の避難者等について

一審原告らのうち上記イ及びウ以外の避難者は、本件事故前の居住地が避難指示等の対象となっていた期間が短く、あるいは避難指示等の対象となつていなかつたことから、上記イ及びウの区域に比較すると、元の居住地周辺の地域から多数の住民が相当長期にわたって避難したという実態が必ずしも認められず、元の居住地の生活環境の変容の度合いは小さいと考えられる。したがって、避難生活に伴う精神的損害以外の精神的損害に対する賠償が認められるか否か、また、これが認められた場合の賠償額は、各避難者に係る個別の事情を勘案して決すべきである。

このような観点からみると、一審原告らのうち、旧屋内退避区域からの

避難者（原告番号1.1－1から1.1－3まで）、南相馬市の旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域に属していない区域からの避難者（承継前原告番号1.3－1、原告番号1.3－2）及び自主的避難者（原告番号8－1から8－4まで）については、それぞれの元の居住地周辺の地域に係る事情を勘案すると、上記の賠償を認めることはできない。また、上記イ及びウ以外の避難者であっても、これらの一審原告以外の一審原告については、それぞれについての個別の事情に鑑みると、上記賠償を認めることができ、その額は個別の事情を勘案して定めることなる。

さらに、原告番号6－1及び6－2については、本件事故当時は千葉県四街道市に居住していたため避難はしていないものの、個別の事情を考慮して、避難生活に伴う精神的損害以外の精神的損害に対する賠償を認めるのが相当である。

(3) 一審原告らの「ふるさと喪失慰謝料」に関する主張について

一審原告らは、それぞれ、避難生活による慰謝料として月額50万円、これに包含されない損失に対する賠償を「ふるさと喪失慰謝料」と呼称して一律に2000万円ずつを請求する（ただし、原告番号8－1から8－4までは、500万円の限度で請求している。）。

しかし、避難生活に伴う精神的損害に対する賠償については、基本的に1か月当たり10万円とし、特段の事情がある場合にはこれを増額するのが相当であることは上記(1)に説示したとおりであり、一審原告らの上記主張は採用することができない。

また、一審原告らの上記主張に係る「ふるさと喪失慰謝料」と呼称する慰謝料については、避難生活に伴う精神的損害以外の精神的損害に対する賠償が認められる場合もあることは上記(2)に説示したとおりである。一審原告らは、「平穏生活権」と称する権利ないし利益とその内包を主張するが、本件においては、上記(2)に説示したように精神的損害の要素を捉えることにより、

一審原告らの有する生活環境に関する法的利益の保護は必要かつ十分に実現することができると考えられる。また、一審原告らの上記主張は、個別具体的な事情を捨象し、一律の金額の慰謝料を認めるべきであるとする点において失当である。したがって、一審原告らの「ふるさと喪失慰謝料」に関する上記主張を採用することもできない。

5

なお、一審原告らは、低線量被ばくについて、種々の知見を参照しつつ、「平穏生活権」の侵害態様の一つである旨主張する。しかし、低線量被ばくによる健康への影響については科学的定見がないのであって、人によっては健康への影響について不安を抱くことがあるとしても、それ自体を一般的に精神的損害の要素として捉えることは相当でない。

10

(4) 一審被告東電の故意又は重大な過失による慰謝料の増額について

一審原告らは、一審被告東電に、本件事故の発生について故意又はこれに匹敵する重大な過失があったから、それによる慰謝料の増額が相当であると主張する。

15

しかし、原賠法に基づいて損害賠償責任を負う一審被告東電について、一審原告ら主張のような本件事故の発生についての故意又は重大な過失があつたことを理由として精神的損害に対する賠償額が増額され得ることもあり得るとしても、前認定のとおりの長期評価に対する一審被告東電の一連の対応をみても、本件事故発生について故意があつたとは認められず、また、故意に匹敵するような重大な過失があつたと認めることもできない。したがって、一審原告らの上記主張を採用することはできない。

20

4 弁護士費用相当の損害及び遅延損害金について

25

(1) 交通事故等の民法上の不法行為に基づく損害賠償請求訴訟においては、損害賠償額に応じて弁護士費用相当額の損害賠償が認められるのが一般的であり；また、不法行為に基づく損害賠償請求権については、不法行為の時に遅滞に陥り、不法行為の日から損害賠償金の支払済みまで民法所定の割合によ

る遅延損害金の請求が認められる。原賠法が民法の不法行為法の特別法であることからすれば、本件においても上記の理に変わることろはなく、弁護士費用相当額の損害賠償が認められ、また、本件事故発生の日から損害賠償金の支払済みまでの遅延損害金の請求も認められるというべきである。

5 (2) 一審被告東電は、その定めた賠償基準では弁護士費用相当額の賠償や遅延損害金の支払を予定していないところ、圧倒的に多数の被害者が直接請求によって賠償金を受領していることなどを考慮すれば、同賠償基準による簡易迅速な賠償によらずに、あえて訴訟を選択したような場合、一審被告東電の賠償基準で定めた賠償額に相当する部分についてまで、これに応じた弁護士費用相当額の損害賠償を認めることや遅延損害金の支払義務を認めることは不合理であると主張する。

10 しかし、一審被告東電が中間指針等を参照して賠償基準を定め、これが一審被告東電と本件事故により損害を受けた者との間での自主的解決の指針として機能し、現に、この賠償基準に基づいて多くの者に対して損害賠償をしてきており、この賠償基準による賠償が、損害によっては遅延損害金をある程度織り込んだものとなっている場合があるとしても、本件においては、訴訟により損害賠償請求をする場合に認めることができる賠償額を認定しているのであって、弁護士費用相当額の損害を認めることや遅延損害金の支払義務を認めることを妨げる事情があるとまではいえず、一審被告東電の上記主張は採用することができない。

20 5 弁済の抗弁について

(1) 弁済の抗弁に関する基本的考え方

同一の加害行為による財産的損害と精神的損害に係る不法行為に基づく損害賠償請求権は、実体法上の請求権としては1個であり、訴訟物としても1個であって、全損害の一部について損害賠償を請求する一部請求に対して弁済の抗弁が主張された場合、被害者に生じた財産的損害及び精神的損害の全

損害額を認定した上で、その全額から弁済額を差し引き、その残額が一部請求額を超えないときはその残額を、それを超える場合には請求額を認容し、残額がなければ請求を棄却することとなる（最高裁判所昭和48年4月5日第一小法廷判決・民集27巻3号419頁、最高裁判所平成6年11月22日第三小法廷判決・民集48巻7号1355頁参照）。したがって、本件においても、一審原告らに生じた全損害を認定した上で、一審被告東電が支払った既払金の全額を控除し、その残額の有無や金額により認容額を判断することとなる。

(2) しかしながら、本件訴訟の原審においては、一審原告らは、それぞれが被った損害を財産的損害と精神的損害に分類した上、更に個別の項目に細分し、あたかも損害の項目ごとに別個の損害賠償請求権が発生するかのような請求をしており、一審被告東電も、個別の損害項目ごとにそれに対応する賠償金を支払い、一審被告らは、あたかも個別の損害項目ごとに発生する損害賠償請求権に対する弁済のみを抗弁とするかのような主張をしてきた。ところが、一審被告らは、当審においては、一審被告東電による弁済の一部について、原審と異なり、上記(1)の考え方へ則った抗弁の主張をしている。

そこで、上記の原審における弁済の抗弁についての当事者の主張に鑑み、本件訴訟においては、当審において、一審被告東電が特定して明示的に上記(1)の考え方へ則った弁済の抗弁を主張している弁済については、この考え方へ沿って弁済の抗弁の成否を判断することとする。それ以外の弁済については、上記の原審における主張に沿った弁済の充当によることについて当事者間で合意があるとみるのが相当であるから、個別の損害項目に対応する弁済は、当該項目に係る損害賠償債務に限った弁済として抗弁の成否を判断することとする。

なお、一審原告東電は、一審原告らに対して既に賠償金が支払われたことにより過払いが生じている場合があり、その場合には過払分を賠償額から控

除すべきであると主張するところ、一審原告らは、この主張が時機に後れたものであり却下すべきであると主張する。しかし、過払いが生じているか否かについてはさほどの審理を要するものではなく、訴訟の完結を遅延させるものではないから、上記の一審被告東電の主張を却下することはしない。また、一審原告らは、上記の一審被告東電の主張について、実質的に支払済みの賠償金の返戻しを求めるに等しいから信義則等に反する旨主張するが、上記の一審被告東電の主張は、前記(1)の基本的考え方によれば、これが信義則等に反するとはいえない、上記の一審原告らの主張を採用することはできない。

(3) 一審原告らは、避難生活による慰謝料とその主張する「ふるさと喪失慰謝料」とは別個の慰謝料であり、一審被告東電が、中間指針等に基づき賠償基準を策定し、それによって賠償してきた慰謝料は、避難生活による慰謝料にのみ充当すべきものであり、「ふるさと喪失慰謝料」に充当することは許されない旨主張し、原判決も同旨の判断をしている。

しかし、上記(1)の弁済の抗弁の基本的な考え方によれば、避難生活による慰謝料に対する弁済としてされた支払も、それ以外の精神的損害に対する慰謝料に対する弁済としてされた支払も、1個の損害賠償請求権に対する弁済であるとして抗弁の成否を判断すべきものであって、一審被告らがそのような主張をしている以上、一審原告らの上記主張のような考え方を採用することはできず、この基本的な考え方によって弁済の抗弁の成否を判断すべきこととなる。

第3 福島県双葉郡富岡町の一審原告ら

1 富岡町の状況

証拠（甲イ2、甲ニ共9、45、46、78、101、乙ニ共111、127の1、128の各証、129の1、130、131の1、134の各証、174）のほか、後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

富岡町は、平成23年3月12日午前5時44分、福島第一原発から半径10キロメートル圏内の避難指示及び同日午前7時45分の福島第二原発から半径3キロメートル圏内の避難指示を受け、ほぼ町全域が避難区域となったことから、川内村に避難するよう避難指示を出し、町の行政機能の拠点を川内村へ移転した。同月15日午前11時、福島第一原発から半径20キロメートルから30キロメートル圏内の屋内退避指示が出され、避難先である川内村のほぼ全域が屋内退避区域となったことから、川内村と協議した上、同月16日、町の機能を郡山ビッグパレットに移転した。

その後、富岡町は、全域が警戒区域に設定され、平成25年3月25日の避難指示区域の見直しにより、避難指示解除準備区域、居住制限区域又は帰還困難区域に設定された。原告番号1-1及び1-2（以下「原告番号1ら」と総称する。）の自宅は、福島第一原発から直線距離で約9.6キロメートル地点に位置し、居住制限区域内にあった。

平成23年3月11日時点の富岡町の住民登録人口は1万5916人であったが、平成27年7月1日時点での避難者数は1万5187人（県内1万0881人、県外4306人）であった。また、本件事故後の富岡町の18歳未満の県内及び県外への避難者数は、平成24年4月1日時点において2597人（県内1629人、県外968人）、平成27年4月1日時点において2194人（県内1612人、県外582人）と把握されている。

富岡町では、平成26年1月8日から除染作業が行われており、平成27年8月31日時点での除染実施率は、宅地が54%，農地が16%，森林が97%，道路が81%であったが、平成29年1月31日をもって、宅地6000件、農地750ヘクタール、森林510ヘクタール及び道路170ヘクタールについて全ての面的除染が完了した。ただし、山林についてはその多くが除染未了である。（乙ニ共199）

平成27年9月7日時点の富岡町の環境放射線量測定結果は、最高値が2.

84 μ Sv (マイクロシーベルト) 毎時, その他は0. 15~2. 46 μ Sv 每時であり, 同年10月13日23時10分時点における原告番号1らの自宅付近のモニタリングポストの空間線量測定結果は, 0. 244 μ Sv 每時であった。その後の平成29年3月2日時点の環境放射線量測定結果は, 帰還困難区域に所在する夜の森駅前北集会所の毎時1. 87 μ Sv が最高値であり, その他は, 每時0. 06~1. 70 μ Sv で, 每時1 μ Sv を下回っている地点が34地点中29地点となっている。

政府は, 平成28年12月20日, 原子力災害からの福島復興の加速のための基本方針を閣議決定し, 富岡町の避難指示解除準備区域及び居住制限区域について遅くとも平成29年3月末までに避難指示を解除し, 住民の帰還が可能になるよう関係各省庁があらゆる施策を総動員して取り組むことなどの方針を打ち出し(乙ニ共174), 平成29年4月1日をもって両区域の避難指示が解除された(乙ニ共198)。

富岡町は, 平成24年9月に「富岡町災害復興計画(第1次)」を, 平成27年6月には「富岡町災害復興計画(第2次)」を策定し, 復興計画の実現に向けて具体的な取組を進めている(乙ニ共134の各証)。富岡町では, 平成28年11月25日には総合商業施設「さくらモールとみおか」が開業し, 平成30年4月23日には県立「ふたば医療センター」が開業するなど, 社会的・経済的活動が再開されつつある(乙ニ共203, 337)。もっとも, 避難指示解除後の同年12月1日時点での町内居住者は826人, 避難者数は1万2240人(県内9640人, 県外2600人)であった(乙ニ共336)。また, 小中学校が開校しているものの, 平成31年度の入学者は, 小学生1名, 中学生9名となっている(甲ニ共338)。令和元年8月から9月にかけて実施された富岡町の住民意向調査の結果では, 富岡町への帰還意向について, 「戻らないと決めている」が49. 0%, 「まだ判断がつかない」が14. 2%, 「戻りたいが戻ることができない」が19. 6%, 「戻りたいと考えている(将来的な希望も

含む)」が8.1%などとなっている(甲ニ共212)。

2 原告番号1ら

(1) 認定事実

証拠(甲ニ1の17, 1の24の各証, 原審及び当審における原告番号1-1本人)のほか, 後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば, 次の事実が認められる。

ア 避難前の生活状況等

原告番号1-1(昭和8年[]生まれ)と原告番号1-2(昭和16年[]生まれ)は夫婦である。原告番号1らは, いずれも南相馬市出身である。

原告番号1らは, 平成4年1月18日, 富岡町[]に自宅を新築し, 富岡町において老後の生活を開始した。

原告番号1らは, 富岡町の[]行政区の[]相互組合に加入し, 葬祭互助活動を行って, 地域住民と交流するなどしていた。

原告番号1らの自宅は, 床面積が144.51平方メートルで, 机, テレビ, 冷蔵庫, 食器, 寝具等の家財道具のほか, 仏壇, くじやくの剥製等が置かれていた。自宅の敷地は借地であり, 原告番号1らは, 本件事故当時まで地代を支払っていた。(甲ニ1の1, 1の7の各証, 1の8, 1の19の各証)

原告番号1らは, 平成13年又は平成14年頃, 知人の依頼を受け, 毎月10日程度, 千葉県習志野市所在の[](以下「[]」といふ。)で勤務することになり, その関係で, 住民票上の住所を, 富岡町から千葉県習志野市に移転した。原告番号1らは, []で勤務する際は, []の事務所があった千葉県習志野市[]所在のアパート(以下「習志野市のアパート」という。)で寝泊まりしていた。習志野市のアパートの居室の間取りは, 洋室6畳, 和

室6畳、ダイニングキッチン8畳で、床面積は約40平方メートルであった。原告番号1らは、衣服等最低限の生活用品等を習志野市のアパートに持ち込み、[REDACTED]での勤務がある1か月当たり10日程度はここに滞在し、それ以外の日は富岡町の自宅で生活していた。(甲ニ1の18)

5

原告番号1-1は、[REDACTED]から、平成23年1月に13万920円、同年2月に14万2820円の給与の支払を受け、原告番号1-2は、同様に、平成22年10月から同年12月までの間、毎月3万円の給与の支払を受けた(甲ニ1の11及び12の各証)。

10

原告番号1らは、本件事故当時まで、富岡町の自宅の電気代、ガス代及び水道代を毎月支払っていた(甲ニ1の5, 6)。

イ 本件事故後の生活状況等

15

原告番号1らは、平成23年3月8日から[REDACTED]での勤務のため千葉県習志野市に滞在しており、本件事故当時も習志野市のアパートに滞在していた。原告番号1らは、本件事故により富岡町の自宅に帰宅することができなくなったことから、同年4月頃に[REDACTED]での就労を辞めた後も、[REDACTED]社長の好意により、習志野市のアパートに居住するようになった。原告番号1らは、[REDACTED]に対し、習志野市のアパートの家賃(1か月4万4250円)を平成25年11月分まで支払っていた。(甲ニ1の13の各証、1の22の各証)

20

原告番号1-1は、平成25年3月25日、富岡町長から、富岡町の住民基本台帳に記載されていないが富岡町に生活拠点があった者であることを証明する旨記載された立入り証の交付を受けた(甲ニ1の4)。

25

原告番号1-1は、同年11月16日、原告番号1らの長女家族の居住する家屋に近接した東京都練馬区[REDACTED]所在の家屋を賃貸(賃料1か月11万円)し、原告番号1-2と共に同所に転居した。原告番号1-1は、同日、貸主に対し、同月分の日割り家賃及び同年1・2月分の家賃の合計1

2万4666円、礼金11万円並びに敷金12万円を支払った。また、仲介手数料として10万3950円を支払った。(甲ニ1の26)

原告番号1-1は、本件事故前から、高血圧症、脂質異常症、排尿障害等の持病を有していたが、平成24年3月16日、高血圧については被災の影響によって症状が悪化した疑いがある旨の診断を受けた。また、原告番号1-2は、平成25年1月頃、胆管疾患と診断され、手術を受け入院し、平成27年11月頃には、内臓の感染症で入院した(甲ニ1の14, 24の2)。

5

原告番号1らは、平成29年4月1日に富岡町の避難指示が解除された後の同年7月、富岡町の自宅を解体し、借地契約も解除した。(甲ニ1の31)

10

ウ 原告番号1らの自宅付近等の状況等(甲ニ共9)

平成25年11月30日に一審原告ら代理人らが原告番号1らの自宅付近を調査したところ、その状況は次のとおりであった。

15

富岡駅付近は、本件地震による津波により、駅舎、建物等が損壊している。

原告番号1らの自宅は、本件地震により家具等が散乱しているほか、サッシ窓が割れ、室内には何者かが物色したような形跡があった。また、仏間は、天井の雨漏りにより室内の畳が腐食した状態となっている。自宅内の放射線量は、 $0.42 \mu S v$ 毎時であった。

20

エ 既払額等

原告番号1らに対する既払額は、合計1755万1791円であり、本件で請求している損害に対応する金額は、別紙11損害等一覧表の「原告番号1ら」の各一審原告に対応する各損害項目の「既払額」欄記載のとおりである。

25

(2) 損害の検討

ア 生活の本拠を富岡町に有していたといえるかについて

前記認定事実によれば、原告番号1らは、平成4年頃から富岡町に自宅を構え、本件事故当時まで同所を生活の本拠としてきたということができる。このことは、原告番号1-1が、富岡町長から立入り証の交付を受けていることからも裏付けられている。原告番号1らは、富岡町に10年近く居住した後、仕事の都合により習志野市に住民票上の住所を移転しているが、同市には仕事のある1か月当たり10日程度滞在していたにすぎず、仕事のないときには富岡町の自宅に戻っていて、衣服についても、季節に応じて必要な分を富岡町の自宅から習志野市のアパートに運んでいたというのである（原審における原告番号1-1）から、習志野市の滞在は一時的なものであって、生活の本拠が富岡町にあったことと矛盾しない。したがって、原告番号1らは、本件事故当時、生活の本拠を富岡町に有していたということができる。これに反する一審被告東電の主張は採用することができない。

イ 建物（原告番号1-2）

原告番号1らの自宅建物は、原告番号1-2が3分の1、原告番号1らの子が3分の2の共有持分を有しており、同建物の平成22年度の固定資産税評価額は、412万2664円である（甲二1の各証）。

また、一審被告東電の既払額は、570万3019円（1425万7547円（平成22年度の固定資産税評価額412万2664円×建築物係数4.15（平成4年建築）。1円未満切上げ）×原告番号1-2の持分1/3）である。

一審被告東電による居住用不動産としての原告番号1-2所有の建物の賠償額は、一審被告東電の賠償基準によって算出されたものであるものであり、当該建物の所在地の避難指示が解除されたのが平成29年4月1日であることから、これを全損扱いとしたものであるところ、前記第2の2

(2)のとおり、この算定方法は合理的なものということができる。原告番号1-2は、原告番号1らの自宅建物の損害は、223.8万円を下回ることはないと主張するが、損害額が賠償基準による金額を超えることについては具体的な立証がされていないと言わざるを得ない。

5 したがって、原告番号1-2の自宅建物の損害額は、一審被告東電の既払額と同額の570万3019円をもって相当と認める。

ウ 住居確保損害（原告番号1-2）

原告番号1-2は、中古住宅を購入する予定であり、購入費用等の合計額は1074万8637円であると主張するが、原告番号1-2が住宅を購入したとは認められず、その予定があるとも認められない。したがって、原告番号1-2の主張に係る損害を認めることはできない。

エ 山林（原告番号1-1）

証拠（甲ニ1の16）によれば、原告番号1-1は、本件事故当時、南相馬市 [REDACTED] 所在（居住制限区域）の山林（地積1万1845平方メートル）を所有していたことが認められる。また、一審被告東電の既払額は、138万1917円（状況類似地区ごとの山林単価140円/m²×1万1845m²×60/72）に追加賠償で支払った11万5160円（当該山林の所在地の居住制限区域としての指定が解除されたのが平成28年7月12日であることを考慮）を加えた149万7077円である。

一審被告東電が状況類似地区ごとに設定した単価は、社団法人福島県不動産鑑定士協会の調査結果に基づくものであって、これを用いて、立入りが制限された期間を考慮して算出した山林の評価額は合理的なものといいうことができる。したがって、原告番号1-1の山林の損害は、一審被告東電の既払額と同額の149万7077円をもって相当と認める。

他方で、原告番号1-1は、「平成23年度田畠売買価格等に関する調査

結果」記載の農地価格の全国平均（10a（＝1,000m²）当たり134万円）の10%を基準とし、上記山林の損害は158万7230円であると主張する。しかし、山林の時価を評価するに当たり田畠の売買価格を基準とすることの合理性を基礎付ける根拠は明らかではなく、また、原告番号1-1の主張によれば、単価は一審被告東電の算定基準より低額となるのであって、上記原告番号1-1の主張は採用することができない。

オ 家賃等（原告番号1-1）

（ア）習志野市のアパートの家賃（平成25年4月～同年11月分）

前記認定事実のとおり、原告番号1-1は、本件事故後、[REDACTED]社長の好意により、習志野市のアパートに居住するようになり、その家賃（1か月4万4250円）を支払っていた。習志野市のアパートの家賃は、本件事故により習志野市に滞在することを余儀なくされたことによって負担したものであり、必要かつ合理的な支出であるといえるから、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。したがって、35万4000円（4万4250円×8か月）が損害となる。

一審被告東電は、原告番号1らが、もともと可能な限り働くとしていたのに、本件事故後の平成23年4月頃に自らの判断で就労を停止し、それに伴いアパート使用料を任意に負担するようになったとしても、原告番号1らの任意の判断によるものであるから、その賃料は本件事故による損害とはいえないと主張するが、就労をやめても富岡町の自宅に戻ることができればアパートの家賃は発生しなかったものと考えられるのであるから、習志野市のアパートの家賃相当額は、本件事故により富岡町の自宅に帰還できなくなったことによる損害と認めるのが相当であり、一審被告東電の主張は採用できない。

（イ）東京都練馬区[REDACTED]の借家の家賃及び初期費用

前記認定事実のとおり、原告番号1-1は、平成25年11月16日、

東京都練馬区 [REDACTED] 所在の家屋を賃借し（賃料1か月11万円），原告番号1-2と共に同所に転居し，同日，貸主に対し，同月分の日割り家賃及び同年12月分の家賃の合計12万4666円，礼金11万円並びに敷金12万円を支払い，仲介手数料として10万3950円を支払った。

5 富岡町の避難指示が平成29年4月1日まで解除されなかつたことからすると，原告番号1らは，その間は，本件事故により富岡町以外での滞在を余儀なくされていたということができるから，それに伴い負担することになった費用は，必要かつ合理的な範囲で損害として認められる。

10 そして，原告番号1らが東京都練馬区 [REDACTED] 所在の家屋に転居した経緯や理由について，原告番号1-1は，高齢かつ病弱な原告番号1らにとって，習志野市のアパートは狭隘で，二人での生活を続けるのが困難であることから長女宅近くへの転居を余儀なくされたと主張するところ，本件事故による避難生活の中で，物理的・精神的に不便を感じ，より安心して生活できる親族の近くに転居することは，本件事故により避難を余儀なくされた者の行動として合理的であるということができるから，そのような事情で転居をすることに伴つてされた支出は，必要かつ合理的なものとして本件事故との因果関係のある損害と認めるのが相当である。

15 そうすると，上記のとおりの東京都練馬区 [REDACTED] の借家の初期費用等及び家賃，具体的には，初期費用等43万3950円（礼金11万円，敷金22万円，仲介手数料10万3970円）と上記借家への転居から平成28年9月11日までの家賃368万4992円（平成24年11月分及び12月分の12万4666円，平成25年1月から平成28年8月まで32か月分の352万円及び同年9月の日割分4万0326円の合計）の合計411万8942円が本件事故と相当因果関係がある損害であると認める。

25

一審被告東電は、原告番号1らが本件事故後2年半以上経過してから転居した理由は専ら原告番号1ら側の事情によるものであり、仮に富岡町で暮らしていたとしても当てはまるなどと主張するが、原告番号1らの避難生活の状況等に照らせば、原告番号1らが転居したのは、習志野市のアパートでの避難生活をしていたからこそ感じた不安や不便さに起因するものというべきであって、これらは本件事故による避難生活があつてこそ生じたものと解されるから、一審被告東電の上記主張は採用できない。

力 就労不能損害（原告番号1ら）

(ア) 原告番号1-1

原告番号1-1は、満80歳までは就労可能であったところ、本件事故による体調悪化のため就労継続が不可能となったから、満80歳となる月の前月（平成25年1月）まで得られたであろう給与相当額295万0500円（本件事故前3か月の給与平均14万0500円×21か月）を就労不能損害として主張している。

前記認定事実のとおり、原告番号1-1は、本件事故前から前立腺肥大症、高血圧等の持病を有していたところ、高血圧が避難により悪化した可能性のある旨の記載がある診断書がある。同診断書によれば、原告番号1-1が高血圧、脂質異常症と診断を受けたのは平成24年2月20日である。他方で、原告番号1-1は、本人尋問において、本件事故後1週間くらいは仕事を続けたが、その後は仕事が手に付かなくなった旨、神経的にまいったのか分からぬが、とにかく高いところを歩けなくなり、これ以上仕事をしてけがをして周りに迷惑をかけるよりは辞めたほうがいいと思って仕事を辞めた旨供述する。上記のような高血圧の診断時期と原告番号1-1が仕事を辞める経緯からすると、高血圧が避難により悪化した可能性のあることと、原告番号1-1が仕事を辞めた

ことの因果関係は明らかではないといわざるを得ず、ひいては本件事故と高血圧による就労不能との因果関係を認めることもできない。

したがって、原告番号1-1の就労不能損害は本件事故と相当因果関係のある損害と認めることはできない。

5 (イ) 原告番号1-2

10

原告番号1-2は、原告番号1-1の既往症が悪化し、同原告の世話をする必要に迫られて就業を断念せざるを得なくなつたとして、原告番号1-1が満80歳となる月の前月（平成25年1月）まで得られたであろう給与相当額63万円（本件事故前3か月の給与平均3万円×21か月）を就労不能損害として主張し、原告番号1-1は、本人尋問において、原告番号1-2は体調を崩して仕事を辞めたと供述する。

15

前記認定事実のとおり、原告番号1-2は平成25年1月頃、胆管疾患と診断され、手術を受け入院し、平成27年11月頃には、内臓の感染症で入院したことが認められるが、平成25年1月以前の体調については証拠上明らかではなく、その体調悪化と本件事故との因果関係も明らかではない。

そうすると、原告番号1-2の就労不能損害が、本件事故と相当因果関係のある損害ということはできない。

キ 避難生活に伴う慰謝料（原告番号1ら）

20

一審被告東電は、原告番号1らに対し、慰謝料として、それぞれ90万円（平成23年3月11日～同年11月30日の9か月分）を支払っている。

25

前記認定事実のとおり、原告番号1らは、本件事故後、自宅のある地域が居住制限区域に指定されたため、富岡町に帰還することができなくなり、富岡町の外での滞在を余儀なくされた。高齢で、持病を抱えていた原告番号1らにとって、それまで仕事の間過ごすだけであつてあまりなじみのな

い土地である習志野市のアパートで不便な生活を強いられたことによる精神的苦痛は大きいものといえる。本件事故後の避難生活も平成30年3月までに7年余りが経過し、長期間自宅に帰れないことによる精神的苦痛も大きい。実際、原告番号1-1は、避難生活により高血圧が悪化した可能性があると診断されており、原告番号1-2も数回入院せざるを得なくなっているなどからも、避難生活の精神的負担の重さがうかがえる。他方で、原告番号1らは、本件事故当時、習志野市のアパートに滞在しており、富岡町から避難したという事情はない。また、原告番号1らの自宅のある地域の居住制限区域への指定が解除された後の平成29年7月には富岡町の自宅を解体し、その時点では、東京都練馬区 [] の借家に居住して3年半余りが経過している。

これらの事情を考慮すると、原告番号1らの避難生活に伴う慰謝料は、平成30年3月までの月額10万円に相当する金額であるそれぞれ850万円（月額10万円の85か月分）を相当と認める。

ク 避難生活に伴う精神的損害以外の精神的損害に対する賠償（原告番号1ら）

富岡町は、居住制限区域、避難指示解除準備区域又は帰還困難区域となり、原告番号1らの自宅の所在する地域は、平成29年4月1日に解除されるまでの間、居住制限区域とされていた。原告番号1らは、約20年間富岡町で生活し、地域社会との密接なつながりを形成してきたところ、本件事故により自宅の所在する地域が居住制限区域となったことにより、富岡町の自宅での暮らしや周辺住民とのつながり等の生活環境がその基盤から失われたことにより精神的苦痛を被ったと認められる。避難指示は、帰還困難区域を除き平成29年4月1日に解除されており、復興に向けた取組みが進められているが、富岡町へ帰還する者は未だ多くなく、半数近くの住民が帰還しないと決めているというのであって、富岡町での生活環

境はその基盤から大きく変容したといえる。原告番号1らは、高齢であることもあって、富岡町への帰還を断念することしたが、このような決断をしなければならなくなつたことによる精神的苦痛も大きい。

以上のような事情その他本件に現れた一切の事情を考慮すると、原告番号1らの上記精神的苦痛に対する慰謝料の額は、それぞれ300万円をもって相当と認める。

(3) 弁済の抗弁（既払額等）について

ア 以上によれば、原告番号1らの損害額及び個別の損害項目ごとの一審被告東電の既払額は、次のとおりである。

(ア) 建物（原告番号1-2）

損害額 570万3019円 既払額 570万3019円

(イ) 山林（原告番号1-1）

損害額 149万7077円 既払額 149万7077円

(ウ) 習志野市のアパート家賃（原告番号1-1）

損害額 35万4000円 既払額 0円

(エ) 東京都練馬区 [] の借家の家賃及び初期費用（原告番号1-1）

損害額 411万8942円 既払額 0円

(オ) 慰謝料

① 原告番号1-1

損害額 1150万円 既払額 90万円

② 原告番号1-2

損害額 1150万円 既払額 90万円

(カ) 既払額を控除した損害額合計

① 原告番号1-1 1507万2942円

② 原告番号1-2 1060万円

イ 原告番号1らについて、一審被告東電が他の弁済の抗弁として明示的に

主張している弁済はない。

(4) 弁護士費用（原告番号1ら）

本件事故と相当因果関係のある弁護士費用相当の損害は、次のとおり認め
る。

- 5 ① 原告番号1-1 150万7294円
② 原告番号1-2 106万円

(5) 認容額

以上によれば、原告番号1らの認容額は次のとおりとなる。なお、当審に
おいては、原告番号1-1は一審被告国に対しては家賃等に係る損害賠償の
10 請求をしていないので、一審被告国に対する認容額は一審被告東電に対する
認容額より少額となっている。

ア 一審被告東電に対する認容額

- 15 ① 原告番号1-1 1658万0236円
② 原告番号1-2 1166万円

イ 一審被告国に対する認容額

- ① 原告番号1-1 1622万6236円
② 原告番号1-2 1166万円

第4 福島県相馬郡飯館村の一審原告ら

1 飯館村の状況

20 証拠（甲イ2、乙ニ共127の4、128の各証、129の4、130、1
31の2、137の各証、185）のほか、後掲証拠及び弁論の全趣旨によれ
ば、次の事実が認められる。

25 飯館村は、平成23年3月15日午前11時、福島第一原発から半径20キ
ロメートルから30キロメートル圏内の屋内退避指示を受け、村南東部の一部
地区が対象となったため、屋内退避指示を出した。同月21日には水道水の摂
取制限がされ、それ以降に住民の自主的避難が増加した。

飯舘村は、同年4月22日、全域が計画的避難区域に設定され、平成24年7月17日、避難区域の見直しにより、避難指示解除準備区域、居住制限区域又は帰還困難区域に設定された。

原告番号2-1、2-2及び承継前原告番号2-3（以下「原告番号2ら」と総称する。）の本件事故当時の住居は、福島第一原発から直線距離で約38キロメートル地点に位置し、居住制限区域内にあった。

飯舘村の平成23年3月11日時点の住民登録人口は、6509人であったが、平成27年5月1日時点での避難者数は6723人（県内6228人、県外493人）であった。また、本件事故後の18歳未満の県内及び県外への避難者数は、平成24年4月1日時点において1001人（県内881人、県外120人）、平成27年4月1日時点において982人（県内882人、県外100人）と把握されている。

飯舘村では、平成24年9月25日から除染作業が行われ、平成27年8月31日時点での除染実施率は、宅地が100%，農地43%，森林66%，道路29%であったが、平成28年12月31日をもって、帰還困難区域を除き、宅地2000件、農地2100ヘクタール、森林1500ヘクタール、道路330ヘクタールを含む全ての面的除染が完了しているものの、山林については多くの除染が未了であり、また、令和元年5月14日時点で、除染廃棄物の入ったフレコンバック185万袋が村内に存置されている（甲ニ共211、乙ニ共210、222）。

飯舘村の平成27年9月8日時点での環境放射線量測定結果は、最高値が深谷集会所駐車場の $1.07\mu\text{Sv}$ 毎時であり、その他は $0.16\sim0.59\mu\text{Sv}$ 毎時であった。また、同年10月13日23時00分時点の原告番号2らの自宅付近のモニタリングポストにおける空間線量測定結果は、 $0.348\mu\text{Sv}$ 毎時であった。平成29年3月2日時点での環境放射線量測定結果は、伊丹沢集会場外1地点の $0.42\mu\text{Sv}$ 毎時が最高値であり、その他の地点は $0.$

5 μSv 毎時を下回っていた（乙ニ共200）が、令和元年10月1日の専門家による調査では、原告番号2らの自宅付近の地上1mの空間線量は、0.21～1.05 μSv 毎時であった（甲ニ共196）。

飯館村については、平成29年3月31日をもって、帰還困難区域に設定されている長泥地区を除き、避難指示が解除され（乙ニ共209），徐々に事業が再開し、同年8月には「いいいたて村の道の駅までい館」が開業するなどしている（乙ニ共213）。もっとも、平成30年9月1日時点での避難者数は4854人（県内4575人、県外279），帰還者数は778人であり、令和元年5月1日時点での帰還者数は1153人（甲ニ共161, 191），令和2年5月1日時点での避難者数は3905人（県内3687人、県外218人），帰還者数は1238人である（甲ニ共223）。また、平成30年4月1日には、認定こども園や小学校、中学校も開校しているが、多くの子どもは村外の避難先からスクールバスで通学している（甲ニ共208, 乙ニ共352, 353）。

平成29年1月に実施された飯館村の住民意向調査の結果では、飯館村への帰還意向について、「戻らないと決めている」が30.8%，「まだ判断がつかない」が19.7%，「戻りたいと考えている（将来的な希望も含む）」は33.5%などとなっており、18歳未満のいる世帯では「戻らないと決めている」が49.8%となっている（甲ニ共163）。

2 原告番号2ら

（1）認定事実

証拠（甲ニ2の12, 2の18, 2の21, 原審における原告番号2-1本人）のほか、後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 避難前の生活状況等

原告番号2-1（昭和25年[]生まれ）と原告番号2-2（昭和27年[]生まれ）は夫婦であり、原告番号2-1は、亡父（以下、この項において、単に「亡父」と表記する。）と承継前原告番号2-3（昭

和元年 [REDACTED] 生まれ) の子である。

原告番号 2 らは、亡父、並びに原告番号 2-1 と原告番号 2-2 の二女
(以下、この項において、単に「二女」と表記する。) 及びその家族と、
飯館村 [REDACTED] 所在の自宅に居住していた。

原告番号 2-1 は、高校卒業後、昭和 45 年から平成 23 年頃まで飯館
村の [REDACTED] に勤務し、[REDACTED] や [REDACTED] の営業をしていた(甲ニ 2 の 4 の各証)。

10

原告番号 2-2 は、専業主婦であったが、地元の [REDACTED] の会長を務
めたこと也有った。承継前原告番号 2-3 は、かつては食品や雑貨を扱う
小さな店を経営しており、閉店後は、夫や子供、孫、ひ孫に囲まれて平穏
な暮らしを送っていた。

15

亡父は、本件事故前、要介護 4 の認定を受け、週 1 回の訪問入浴サービス、週 6 回のホームヘルパーの介助を利用していたが、食事及び排泄の介
助は必要としていなかった。また、承継前原告番号 2-3 も、着替えや入
浴に当たり、ホームヘルパーを利用したり、原告番号 2-2 の介助を受け
たりしていたが、排泄の介助は必要としていなかった。

イ 避難の状況

20

本件地震発生時、原告番号 2-1 は [REDACTED] 中であり、平成 23 年 3 月
11 日午後 6 時頃帰宅した。原告番号 2-2 は外出中であり、すぐに自宅
に戻った。亡父は、ホームヘルパーの介助を受け入浴した直後であり、承
継前原告番号 2-3 は、ホームヘルパーの介助を受けて入浴中であった。
亡父と承継前原告番号 2-3 は、ホームヘルパーの介助を受けて着替えを
済ませ、自宅で待機していた。同日午後 7 時頃までには、二女家族の全員
が自宅に戻った。本件地震から 3 日間は停電が続き、原告番号 2 らは親戚
等と連絡を取ることができなかった。

25

原告番号 2 らは、同月 14 日頃から徐々に本件事故の情報を入手できる
ようになり、同日頃、避難するよう指示を受けた。原告番号 2 らは、福島

市の親戚の家へ、二女夫婦は二女の夫の実家へ避難することにしたが、ガソリンを入手することができたのは、同月 18 日であった。

原告番号 2 らは、同日、福島市内の親戚宅に避難した。原告番号 2-1 は、福島市への避難後も、飯舘村の [REDACTED] に通勤を続けていた。

同年 4 月 10 日、原告番号 2 らは、一旦飯舘村の自宅に戻ったが、同月 11 日、飯舘村に避難指示が出された。その頃には亡父が寝たきりのような状態になっていたことから、原告番号 2-1 及び 2-2 は亡父を受け入れてくれる施設を探し、同月 22 日、まず亡父及び承継前原告番号 2-3 が、原告番号 2-1 と原告番号 2-2 の長女が居住していた千葉県袖ヶ浦市内の [REDACTED] に入居した。次いで、同年 5 月 3 日、原告番号 2-1 及び 2-2 が同市の [REDACTED] に転居して避難し、平成 24 年 2 月 25 日には、同市 [REDACTED] のアパートに転居した。なお、原告番号 2-1 は、千葉県へ転居するに際し、[REDACTED] を退職した。

ウ 避難後の生活状況等

15 亡父と承継前原告番号 2-3 は、[REDACTED] の同室で生活していたが、亡父は、平成 23 年 5 月 14 日から同月 27 日まで、同年 6 月 1 2 日から同月 27 日まで、同年 9 月 4 日から同年 11 月 22 日までと 3 回にわたり誤嚥性肺炎により入院し、平成 24 年 [REDACTED]、誤嚥性肺炎による呼吸不全により死亡した。

20 承継前原告番号 2-3 は、亡父死亡後も上記 [REDACTED] の居室で一人生活していたが、平成 25 年 [REDACTED]、死亡した。原告番号 2-1 は、遺産分割協議により、承継前原告番号 2-3 の本件に係る損害賠償請求権を単独で取得した。

その後、原告番号 2-1 及び 2-2 は、飯舘村への帰還を諦め、平成 28 年 2 月 14 日、原告番号 2-1 が福島市内に原告番号 2-1 及び原告番号 2-2 の住居用と次女一家の住居用に隣り合わせで宅地を購入し、同宅

地上にそれぞれの家屋を新築して、遅くとも平成29年5月頃までに同所に転居した（甲ニ2の21～26、顯著な事実）。

エ 原告番号2らの自宅付近等の状況

平成27年12月27日に一審原告ら代理人らが飯舘村の調査をしたところ、その状況は次のとおりであった。（甲ニ共76）

██████████ 小学校は、█████████の学校に仮設校舎が完成し、同校舎で授業を行っており、原告番号2-1の孫が通学している。同小学校の空間放射線量測定結果は、0.09～0.10 μ Sv毎時であった。

国道313号線沿いには、除去土壤等の保管場所設置区域が設けられ、多数のフレコンバックが保管されている。空間放射線量は、0.50～1.00 μ Sv毎時であった。

██████████ の ██████████ 付近の空間放射線量は、0.84～1.14 μ Sv毎時であった。なお、付近のモニタリングポストは、0.47 μ Sv毎時であった。

原告番号2らの自宅付近には、フレコンバックが保管されており、その付近の地面の空間放射線量は、1.74 μ Sv毎時であった。

なお、令和元年6月24日現在でも、原告番号2らの自宅付近には、フレコンバックが山積みになっていた。

オ 既払額

原告番号2らに対する既払額は、2億0291万4104円であり、本件で請求している損害に対応する金額は、別紙11損害等一覧表の「原告番号2ら」の各一審原告に対応する各損害項目の「既払額」欄記載のとおりである。

(2) 損害の検討

ア 避難生活に伴う慰謝料（原告番号2ら）

（ア）一審被告東電による慰謝料としての既払額は、次のとおりである。

① 原告番号2-1 895万円

850万円（月額10万円の平成30年3月末までの85か月分。

請求対象として主張する期間に対応する金額は、平成29年5月末日までの74か月分の740万円）+45万円（介護必要者の介護に係る加算分月額1万円。亡父分が平成23年3月～平成24年■の11か月分、承継前原告番号2-3分が平成23年3月～平成25年■の34か月分、合計45か月分）=895万円

② 原告番号2-2 850万円

月額10万円の平成30年3月末までの85か月分（請求対象として主張する期間に対応する金額としては、平成29年5月末日までの74か月分の740万円）

③ 承継前原告番号2-3 918万円

850万円（月額10万円で、死亡した平成25年■の後の平成30年3月末までの85か月分として算定）+68万円（要介護者に係る加算分月額2万円。平成23年3月～平成25年■の34か月分）=918万円

(イ) 前記認定事実のとおり、本件事故後、飯館村に出された避難指示により、原告番号2らは、飯館村の住居からの避難を余儀なくされた。原告番号2-1及び2-2は、それまで一緒に生活していた二女一家と離れたまま、5年以上にわたって千葉県での避難生活を続けており、長期間の避難生活や飯館村の自宅に戻れないことによる精神的苦痛は相当大きいものといえ、その状態は、平成29年5月まで続いたものと認められる。また、亡父及び承継前原告番号2-3は、本件事故前から介護をする状態にあり、上記両名にとって本件事故後の避難は相当過酷なものであり、承継前原告番号2-3の精神的苦痛は極めて大きかったということができる。上記両名は、平成23年4月に■に入

所し、同室での生活を始めることができたが、その生活状況は避難前とは全く異質なものであり、避難先で、亡父は平成24年[]に死亡し、残された承継前原告番号2-3も平成25年[]に死亡したのであって、承継前原告番号2-3が避難先での不慣れな生活により被った精神的苦痛は大きかったということができる。この間、原告番号2-1及び2-2が避難先で上記両名の介護にあたらなければならなかつたことによる精神的負担も大きかったといえる。

これらの事情を考慮すると、原告番号2-1及び原告番号2-2の避難を終えた平成29年5月末日までの避難生活に伴う慰謝料は、それぞれ784万円（月額11万円×34か月＋月額10万円×41か月）を相当と認める。

また、承継前原告番号2-3については、平成25年[]に死亡していることを考慮し、408万円（月額12万円×34か月）を相当と認める。

イ 避難生活に伴う精神的損害以外の精神的損害に対する賠償（原告番号2ら）

（ア）原告番号2らは、長年にわたり飯舘村で生活し、地域社会との密接なつながりを形成してきたところ、本件事故により自宅の所在する地域が居住制限区域となったことで、飯舘村の自宅での暮らしや近隣住民とのつながり等の生活環境がその基盤から相当期間にわたって失われ、このことにより精神的苦痛を被ったと認められる。また、承継前原告番号2-3は、避難生活中に、長年連れ添った夫を失い、飯舘村に帰還することができないまま死亡したのであって、その無念さは計りしれない。さらに、原告番号2らは、避難生活中に両親を失うことになってしまったほか、飯舘村に帰還することを断念せざるを得なくなり、避難指示解除の直後に福島市内に転居することとなつた。飯舘村は、平成29年3月

31日をもって避難指示が解除され、復興が進みつつあるものの、帰還する者は決して多いとはいはず、原告番号2らが、避難指示解除前に帰還を断念するとの決断をしたのは、飯館村に帰還しても生活環境がその基盤から大きく変容するものと考えたためといえるのであって、そのような決断をせざるを得なかつた原告番号2らの精神的苦痛は大きい。

5

以上のような事情その他本件に現れた一切の事情を考慮すると、原告番号2らの上記精神的苦痛に対する慰謝料の額を、次のとおりをもって相当認める。

10

① 原告番号2-1 350万円

② 原告番号2-2 350万円

③ 承継前原告番号2-3 350万円

15

(イ) なお、一審被告東電は、原判決が、亡父が死亡したことを原告番号2らの慰謝料算定の増額事由としているとし、そうであるとすれば、亡父死亡に係る損害について既に裁判上の和解により原告番号1-1及び1-2に賠償済みであるのにこれを二重に評価するもので許されないと主張するが、上記のとおり損害額の算定根拠となる事情として亡父に関する事情を考慮するのは、亡父に生じた損害を取り込む趣旨ではなく、原告番号2らに生じた精神的苦痛を評価する事情として考慮する趣旨であるから、一審被告東電の上記主張は当を得ないものである。

20

(3) 弁済の抗弁（既払額等）について

ア 以上によれば、原告番号2らの損害額及び一審被告東電による既払額は、次のとおりである。

(ア) 慰謝料

① 原告番号2-1

損害額 1134万円 既払額 895万円

25

② 原告番号2-2

損害額 1134万円 既払額 850万円

③ 承継前原告番号2-3

損害額 758万円 既払額 918万円

(イ) 既払額を控除した損害額合計

① 原告番号2-1 239万円

② 原告番号2-2 284万円

③ 承継前原告番号2-3 -160万円

5

10

なお、原告番号2-1及び2-2は、平成29年5月末日以降は避難生活を終えたとして避難に伴う慰謝料の請求期間を同日までの間のものとしているところ、前記のとおり一審被告東電はその期間を超えて慰謝料の支払をしており、その期間分を超えて一審被告東電が支払った慰謝料については、過払いになっていると認められ、損害額から控除することになる。

イ その他の弁済の抗弁

15

20

一審被告東電は、承継前原告番号2-3が受領した慰謝料のうち過払いになっているものについて、弁済の抗弁を明示的に主張している。これは、承継前原告番号2-3が死亡した後も平成30年3月分まで月額10万円の慰謝料を支払っていたが、死亡後の期間に相当する分については、過払いになっているから、他の損害項目で認められた損害額に充当されるべきであるとするものであり、これは弁済の抗弁に関する原則的な考え方にして理由がある。したがって、承継前原告番号2-3の本件に係る損害賠償請求権を相続した原告番号2-1に認められる損害額から過払いの160万円を控除するのが相当である。

25

また、一審被告東電は、原告番号2らに対し、自宅不動産や家財についての賠償に加え、福島市内の住居を取得するために自宅不動産の時価を超えて支出した費用について、住居確保損害として5126万5138円の

賠償をしている。一審被告東電は、これについて、財物の時価賠償を超えて、被災者支援に資するとの観点から、新たな資産取得に当たる住宅の取得資金の一部について政策的見地から賠償を実施しているものであって、法律上の実損害が発生したことに対する弁済がされたものではないとして、原告番号2らの全損害との関係で弁済となると主張する。しかし、一審被告東電が主張するとおり、住居確保損害の賠償は、実損害を賠償するものでなく、被災者支援の見地からされた不法行為法による通常の損害賠償とは性質の異なる賠償として、いわば原賠法に基づく損害賠償の枠外で支払われたものというべきであって、それが、被災者支援の見地からの支払として相当な額であれば、原賠法に基づく損害賠償についての弁済ではないというべきであるところ、原告番号2らに住居確保損害の賠償として支払われた金員が不相当な額であるとの主張立証はないから、一審被告東電の上記主張は採用できない。

ウ 損害額合計

以上によれば、原告番号2らの損害額の合計は、次のとおりである。

- ① 原告番号2-1 79万円
- ② 原告番号2-2 284万円

(4) 弁護士費用（原告番号2ら）

本件事故と相当因果関係のある弁護士費用相当の損害は、次のとおり認め
る。

- ① 原告番号2-1 7万9000円
- ② 原告番号2-2 28万4000円

(5) 認容額

以上によれば、原告番号2らの認容額は、一審被告東電及び一審被告国の
いずれに対しても、次のとおりとなる。

- ① 原告番号2-1 86万9000円

② 原告番号 2-2 312万4000円

第5 福島県双葉郡浪江町の一審原告ら

1 浪江町の状況

証拠（甲イ2、乙ニ共105、127の3、128の各証、129の3、130、131の3、4、6、16及び17、136の各証、176）のほか、
後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

浪江町は、平成23年3月12日午前5時44分、福島第一原発から半径10キロメートル圏内の避難指示を受け、町の行政機能の拠点を福島第一原発から半径20キロメートル以遠に位置する津島地区にある津島支所に移転することとし、福島第一原発から10キロメートルから20キロメートル圏内に位置する立野、室原及び末森の3地区並びに津島地区への避難誘導を行った。同日午後6時25分、福島第一原発から半径20キロメートル圏内の避難指示が出たため、半径20キロメートル圏内の住民並びに半径20キロメートル圏内の避難所である立野、室原及び末森に避難していた住民の避難誘導を行った。浪江町長は、同月15日朝方、住民を二本松市へ避難させることを決め、これを実施した。この避難経路は、結果的には放射性物質が飛散した方向と重なることとなつたが、多くの住民はそれを知らないまま避難した。浪江町は、同年4月22日、福島第一原発から20キロメートル圏内が警戒区域に、20キロメートル以遠の全域が計画的避難区域になり、平成25年4月1日、避難指示区域の見直しにより、全域が避難指示解除準備区域、居住制限区域又は帰還困難区域に設定された。

その後、浪江町は、平成29年3月31日午前0時をもって、居住制限区域及び避難指示解除準備区域については、避難指示が解除され、避難指示区域は、帰還困難区域のみとなつた（乙ニ共198）。また、これまでに、帰還困難区域を除き、宅地5600件、農地1400ヘクタール、森林390ヘクタール、道路210ヘクタールを含む全ての面的除染が完了した（乙ニ共216）。

本件事故時点における原告番号3-1及び3-2（以下「原告番号3ら」と総称する。）の住所地は、福島第一原発から直線距離で約32.1キロメートル地点に位置し、帰還困難区域内に含まれる。

本件事故時点における原告番号4-1, 4-2, 4-3及び4-4（以下「原告番号4ら」と総称する。）の住居は、福島第一原発から直線距離で約9.6キロメートル地点に位置し、居住制限区域内にあったが、同日をもって避難指示が解除された（乙二共198）。

本件事故時点における原告番号6-1及び6-2（以下「原告番号6ら」と総称する。）の住居は、福島第一原発から直線距離で約31.6キロメートル地点に位置し、帰還困難区域内にある。

本件事故時点における原告番号16の住居は、福島第一原発から直線距離で約8.8キロメートル地点に位置し、避難指示解除準備区域内にあったが、同日をもって避難指示が解除された（乙二共198）。

本件事故時点における原告番号17の住居は、福島第一原発から直線距離で約9.8キロメートル地点に位置し、帰還困難区域内にある。

浪江町の平成23年3月11日時点の住民登録人口は、2万1434人であったが、平成27年4月30日時点での避難者数は2万1020人（県内1万4605人、県外6415人）であり、令和元年12月31日時点での避難者数は2万0298人（県内1万4139人、県外6159人）で、住民登録人口は、約1万7200人であった（乙二共200, 201）。また、本件事故後の浪江町の18歳未満の県内及び県外への避難者数は、平成24年4月1日時点で3298人（県内1879人、県外1419人）、平成27年4月1日時点で3039人（県内1859人、県外1180人）と把握されている。

浪江町では、平成25年11月27日から除染作業が行われており、平成27年8月31日時点での除染実施率は、宅地が19%，農地が18%，森林が34%，道路が41%であった。同年9月7日時点の浪江町の環境放射線量測

定結果は、最高値が小丸多目的集会所の $12.38\mu\text{Sv}$ 毎時であり、その他
は $0.07\sim6.15\mu\text{Sv}$ 毎時であった。同年10月13日時点の上記各一
審原告の住居付近のモニタリングポストにおける空間線量測定結果は、 0.3
 $87\mu\text{Sv}$ 毎時（原告番号3ら）、 $1.451\mu\text{Sv}$ 毎時（原告番号4ら）、 $0.$
 $387\mu\text{Sv}$ 毎時（原告番号6ら）、 $0.252\mu\text{Sv}$ 毎時（原告番号16）、
5 $12.736\mu\text{Sv}$ 毎時（原告番号17）であった。さらに、平成29年3月
2日時点での浪江町の空間放射線量は、帰還困難区域に所在する小丸多目的集
会所の $10.01\mu\text{Sv}$ 毎時が最高値であり、その他は $0.06\sim5.02\mu$
 Sv 毎時で、浪江町役場が所在する幾世橋周辺地区では、 $0.1\mu\text{Sv}$ 毎時前
後又はそれ以下であった（乙ニ共200）。また、令和元年6月24日時点の小
10 丸多目的集会所の空間放射線量は、 $7.607\mu\text{Sv}$ 毎時であった（甲ニ共1
91）。

浪江町では、復興を目指し、平成24年4月に「浪江町復興ビジョン」が策
定され、同年10月に浪江町復興計画（第一次）が、平成26年3月に「復興
15 まちづくり計画」が策定された（乙ニ共218の1及び2、219）。

その後、事業所の事業や金融サービスの提供の再開、商業施設の開業、農業
や漁業の再開等が行われ、平成29年4月1日には、JR常磐線の小高駅間と
浪江駅間が再開通し、浪江駅は仙台市と鉄道で結ばれることになった（乙ニ共
220～225）。また、平成30年4月には、幼保連携型認定こども園が開園
20 するとともに小学校・中学校が開校し、令和元年7月には、ショッピングセン
ターも開業している（乙ニ共341の2）。

もっとも、同年12月31日現在の浪江町からの避難者は、2万0298人
(県内1万1439人、県外6159人)であり、町内の居住者は約1100
人にとどまっており、平成30年10月に実施した住民意向調査では、「帰還し
たいと考えている」が11.8%、「まだ判断がつかない」が30.2%、「帰
25 還しないと決めている」が49.9%となっている（甲ニ共200、201）。

また、原告番号4-1、4-3及び4-4並びに原告番号17の長女の母校である [REDACTED] は、旧居住制限区域に所在するが、令和元年6月24日現在休校中で再開の見込みはなく、校区内にはフレコンバック置き場も存在していた（甲ニ共191）。

5 2 原告番号3ら

(1) 認定事実

証拠（甲ニ3の11、3の16～18、3の20、3の21、原審における原告番号3-1本人）のほか、後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

10 ア 避難前の生活状況等

原告番号3-1（昭和20年 [REDACTED] 生まれ）と原告番号3-2（昭和19年 [REDACTED] 生まれ）は夫婦である。

原告番号3らは、昭和49年頃、千葉県我孫子市 [REDACTED] に自宅（一戸建て）を購入し、同所で生活していた。

15 原告番号3-1は公務員として勤務していたが、昭和50年頃から、大規模な山野草園を作るという夢を実現させるため、全国各地を巡り理想の土地を探し始めた。そして、原告番号3-1は、平成2年頃、浪江町で山野草栽培に好条件の土地を見つけ、原告番号3らは、平成3年3月30日、前所有者から別紙14-1「原告番号3らの土地及び建物等一覧表」記載20 1の①から⑤の各土地（以下、同表の番号を付して「土地①」、「土地②」などという。）を合計約1100万円で購入した。ただし、土地④、⑤については、所有権移転について農地法3条1項の許可を得ておらず、本件事故当時まで前所有者が所有者として登記されており、前所有者がその固定資産税を支払っていた。（甲ニ3の2の各証、3の3の各証）

25 原告番号3らは、土地①から⑤を購入した後も、千葉県我孫子市の自宅で生活しつつ、週末などに浪江町を訪れ、業者に依頼したり、徐々

に機械工具及び重機を買いそろえるなどして、上記各土地の整備作業を行っていた。

5

原告番号3らは、平成3年4月頃、別紙14-1「原告番号3らの土地及び建物等一覧表」記載2の①の第1家屋（以下、同表2記載の各建物等を、同表の番号を付して「建物等①」、「建物等②」などという。）の建築を始め（建築費約1200万円）、道路整備も行った（整備費用約300万円）。なお、建物等①の完成時期は証拠上明らかではない。

原告番号3らは、平成8年頃、第2家屋（建物等②）を建築した（建築費約1000万円）。

10

また、原告番号3らは、自ら、平成4年頃に倉庫（建物等⑪）を、平成8年頃から平成17年頃にかけて、第1多目的小屋（建物等③）を、平成9年から平成10年頃にかけて第2多目的小屋（建物等④）を、平成17年頃に第1車庫（建物等⑤）及び第2車庫（建物等⑥）を、平成19年頃に第1鍛冶小屋（建物等⑦）を、平成20年頃に動力発電室等（建物等⑧）を、平成21年頃に第2鍛冶小屋（建物等⑩）及び木炭・除雪機格納小屋（建物等⑫）を、平成22年頃に研磨小屋（建物等⑨）を、それぞれ建築した（建築費用の総合計937万円）。

15

これらの建築物のうち、建物等①、②、⑪以外は、原告番号3らが大工道具等を用いて自ら建築したものである。また、これらの建築物のうち、証拠上屋根及び壁が存在すると認められるのは、建物等①、②、④、⑨、⑪である。（甲ニ3の8）

20

25

また、原告番号3らは、平成8年頃から本件事故当時まで、土地①から⑤に、全国から買い集めた多数の高山植物や山野草を植樹、栽培し、平成19年頃には、山野草園鑑賞のための散策路を整備するなどした。栽培されていた山菜、山野草には、モミジガサ、ギョウジャニンニク、クサソテツ、ニリンソウ、シラネオアオイ、トガクシショウマ、イチリンソウ、キ

スミレ，カッコウソウ，イカリソウ，キクサキイチゲ，アオバナキクサキイチゲ，サンカヨウ，ルイヨウボタン，カタクリ，イワカガミ，イワサクラ，日本サクラソウ，ヤエザキイチゲ，オオバナノエンレイソウ，アズマシャクナゲ，サンショウバラ，ムラサキツツジ，ヤシオツツジ，山アジサイなどがあり，希少性の高いものも含まれていた。

また，上記各作業に際し原告番号3らが購入した重機・農業機械及び機械工具等は，別紙14-2「原告番号3-1の重機・農業機械及び機械工具等一覧表」のとおりであり，重機・農業機械の購入金額合計は907万4000円，機械工具等の購入金額合計は816万4000円であった（甲ニ3の9，3の18）。

原告番号3-1は，平成17年頃，勤務先を早期退職し，原告番号3-2と共に浪江町に転居した。原告番号3-1は，自動車の車検手続のため，平成20年9月16日に浪江町への転入の届出をしたが，原告番号3-2は届出をしておらず，本件事故時における原告番号3-2の住民票上の住所は千葉県我孫子市であった。なお，同市の自宅の電気，水道及びガスの契約は解約されておらず，固定資産税は原告番号3-2が支払っていた。

（甲ニ3の1）

原告番号3らは，浪江町に転居後，鍛冶陶芸，農作業，山野草の栽培等を行っていた。

イ 避難後の生活状況等

原告番号3らは，本件事故後の平成23年3月17日，自動車で千葉県我孫子市の自宅へ避難し，以後同所で生活している。同市の自宅は，1階床板が老朽化しており，原告番号3らは，業者に依頼して床板の修繕を行ったほか，外壁の塗装をした。

原告番号3-1は，平成24年9月25日，精神科を受診し，うつ病と診断された。原告番号3-1を診断した医師は，うつ病と避難生活との関

連性を「あり」、具体的な内容として「平成3年頃、浪江町に新築して建てた家、育ててきた高山植物など失い、現在、古い家で最低限の生活しかできないこと」と記載した診断書を作成した。

原告番号3らは、平成26年11月23日、土地④、⑤について、前所所有者に対し、民法162条1項の取得時効を援用する意思表示をした（甲ニ3の19の各証）。

ウ 既払額

原告番号3らに対する既払額は、合計540万2472円であり、本件で請求している損害に対応する金額は、別紙11損害等一覧表の「原告番号3ら」の各一審原告に対応する各損害項目の「既払額」欄記載のとおりである。

(2) 損害の検討

ア 不動産損害（土地、建物、農地）（原告番号3ら）

（ア）所有関係について

a 別紙14-1「原告番号3らの土地及び建物等一覧表」記載1のとおり、登記済みの土地①から③については、原告番号3らがそれぞれ共有持分2分の1を有している。

b 次に、別紙14-1「原告番号3らの土地及び建物等一覧表」記載2の建物等①から⑫については全て未登記であるが、前記認定事実のとおり、各建物等は原告番号3らが協働して建築するなどしてきたものであって、原告番号3らがそれぞれ共有持分2分の1ずつを有すると認めるのが相当である。

c 地目が田の土地④及び⑤については、登記上の所有者が前所有者となっている。これに対し、原告番号3らは、民法162条1項による時効取得を主張する。

この点に関し、農地法3条による都道府県知事等の許可の対象とな

るのと、農地等につき新たに所有権を移転し、又は使用収益を目的とする権利を設定若しくは移転する行為に限られ、時効による所有権の取得は、いわゆる原始取得であって、新たに所有権を移転する行為ではないから、上記許可を受けなければならない行為に当たらないと解すべきである（最高裁昭和50年9月25日第一小法廷判決・民集29巻8号1320頁）。

そして、前記認定事実によれば、原告番号3らは、平成3年頃に、土地①から⑤を前所有者から購入し、以降本件土地の整備等を行い、平成17年頃に本件建物に転居しているのであるから、平成3年3月30日の購入時から土地④及び⑤の占有を開始し、少なくとも本件事故当時も占有していたと認められる。また、本件事故後、本件土地を含む地域が計画的避難区域や帰還困難区域に設定されたことからすれば、占有状態に変動が生じることは考え難いから、原告番号3らが時効の援用時も土地④及び⑤を占有していたと認められる。そうすると、土地④及び⑤について、原告番号3らが共有持分2分の1ずつを時効取得したものと認められる。

この点について、一審被告東電は、土地④及び⑤については、登記名義人が固定資産税を負担していること、農地法の許可という法定条件を満たさないことを知りつつ占有を開始した場合にまで時効取得を認めるのは農地法の趣旨を没却することから、これらについては時効取得は認められず、契約当事者間の合理的意思解釈としては、農地法上の許可が得られるまでは所有権の移転は行わず、原告番号3らは、事実上使用貸借的に占有する意思であったと考えられるのが自然である旨主張する。しかしながら、原告番号3らは土地④及び⑤を購入したのであって、土地④及び⑤が広大な土地①に囲まれているという位置関係や、原告番号3らが土地④及び⑤を他の土地と区別して使用し

ていたとは認められること等を考慮すると、原告番号3らは、土地④及び⑤について、所有の意思をもって占有していたと認めるのが相当であり、これらを時効取得したものと認められる。

(イ) 損害額

土地①から⑤は、帰還困難区域内にあり、本件事故により土地①から⑤及び建物等の財産的価値は全て失われたと認められる。これらの価値は、次のとおり認めるのが相当である。

a 土地①から⑤のうち現況宅地となっている部分 合計230万円
前記のとおり、建物等①から⑫のうち建物と認められる建物等①、
②、④、⑨、⑪は、家屋又はその附属建物であり、実際にも原告番号
3らが居住していたというのであるから、これらの敷地部分(376.
92m²)は宅地に準じて評価するのが相当である。平成22年の浪江
町[REDACTED]の基準地の公示価格が6000円/m²とされていることを
参考に、上記宅地相当部分の価格を230万円と認めるのが相当であ
る。

b 建物等 合計550万円

原告番号3らが各建物等を建築するのに要した費用、建築時期、建
物の床面積、その状況、一審被告東電の賠償基準その他一切の事情を
考慮し、各建物等の損害額は、全て合わせて550万円と認めるのが
相当である。

c 土地①から⑤のうち山林及び農地部分 合計250万円

各土地の地目、現況宅地部分を除く部分の地積、立木の状況、一審
被告東電の賠償基準その他一切の事情を考慮し、合計250万円と認
めるのが相当である。

したがって、原告番号3らの不動産に関する損害は、それぞれ515
万円となる。

原告番号3らは、土地については、総額1100万円で購入した上、300万円以上をかけて整備をするなど、多額の資金と労力をかけて広大な土地を開墾・整地したのであり、少なくとも現況宅地部分（建物①②④⑨⑪以外の建物敷地も含む）の価値は400万円を下ることはないと主張するが、その算定根拠は明らかでなく、採用の限りでない。

また、原告番号3らは、建物について、建築費用として、建物①及び②の家屋に2200万円、その他の建物にも937万円、建物①及び②に対する電力引き込み工事に250万円以上がかかるに加え、材料の調達、職人の手配、内装工事、建物①、②、⑨以外の建物の建築そのものは、これらの不動産にかける情熱の強さから、全て原告番号3らが自ら行ったものであり、そのような事情を総合すると、建物の価値は、950万円を下ることはないと主張する。しかし、証拠（甲ニ3の8）から認められる各建物の仕様、築年数、利用状況等に照らし、原告番号3ら主張の価値があると認めるることはできない。

さらに、原告番号3らは、山林及び農地部分について、原告番号3らが最も情熱を注ぎ込んだといつても過言ではない山野草園がその評価に正当に反映されるべきであるとし、多大な時間と労力をかけて土地を整備し、各地の業者から購入した大量の山野草を植栽していたことを総合的に勘案すれば、山林及び農地部分の評価が250万円というのはあまりに低廉に過ぎ、その価値は550万円を下ることはないと主張する。確かに、証拠（甲ニ3の8、21）によれば、原告番号3らは、多種多様な山野草を植栽し、開花させるなど丁寧な管理をしていたことが認められるものの、そのことのみをもって、原判決認定の価額が低廉にすぎるということはできず、他に原告番号3ら主張の価値があると認めるに足りる証拠はない。

イ 家財道具喪失分（原告番号3ら）

一審被告東電が損害として認める金額は、615万円であり、原判決の認定額も同額である。この点について、原告番号3らは、当審では同額を超える主張はしないとしており、原告番号3らについて、原判決認定のそれぞれ307万5000円をもって相当と認める。

5 ウ 生活費増加分（原告番号3ら）

(ア) 避難生活に関連して支出する費用のうち、本件事故前において負担していなかった費用については、避難生活に伴う増加費用に該当し、必要かつ合理的な範囲の支出が本件事故と相当因果関係のある損害として認められる。

10 (イ) 原告番号3らの生活費増加分として、原判決は、浪江町に居住していた際には井戸水を使っており水道料金がかからなかったことを踏まえ、避難に伴う生活費増加分としては、避難後の上水道の料金の3か月平均2090円を基礎として、5万2250円（2090円×25か月）を損害として認めたほか、原告番号3らは、浪江町に居住していたときは、プロパンガスのほか、風呂用に灯油を用いていたが、主に薪を使用していたところ、我孫子市に転居した後は、暖房用に灯油を購入するようになったことから、避難に伴う生活費増加分としては、避難後の灯油の購入金額等を基礎として、4万0800円（1700円×2缶×12か月）を損害として認め、避難に伴う生活費増加分として、合計9万3050円が損害として認められると認定しているところ、原告番号3らはこれについて上記認定額を超える主張はしないとしている。他方、一審被告東電は、中間指針等に定める月額10万円の慰謝料額は、生活費増加分の立証の困難性も踏まえ、避難費用のうち「生活費の増加費用」を加算して算出しているものであり、特に高額の生活費の増加費用の負担をした場合であって、そのような高額な費用を負担せざるを得なかつた特段の事情があるときに限り、別途、必要かつ合理的な範囲においてその実

15

20

25

費が賠償されるべき損害と認められるものであり、原告番号3らについてその具体的立証がないなどと主張する。しかしながら、原判決は、上記のとおり、原告番号3らについて、本件事故前には、井戸水等を使用していて上水道料金を負担していなかったのに、避難によりこれを負担することとなったこと、暖房用として薪を使用していたのに、避難により灯油を使用することになったことを認定した上で、その具体的負担増加額を認定しているものであり、その認定は相当と認められる。したがって、避難に伴う生活費増加分としては、原告番号3らについて、それぞれ4万6525円をもって相当と認める。

エ 重機・農業機械・機械工具（原告番号3-1）

原告番号3-1が居住していた区域は帰還困難区域となっており、原告番号3-1が所有していた重機・農業機械・機械工具の価値は全て失われたと認めるのが相当であり、品目、品数、購入年、購入金額、新・中古の区別など一切の事情を考慮すると、400万円を相当な損害額と認める。

原告番号3-1は、その所有していた重機・農業機械・機械工具の価値は650万円を下回ることないと主張し、それを裏付けるものとして証拠（甲ニ3の23）を提出する。しかしながら、当該証拠に掲げられている機械には新品もあるほか、中古品であっても原告番号3-1が所有していたものと同等のものであったと認めるには足りず、上記認定を覆すものとはいえない。

なお、一審被告東電は、定型賠償額60万円の限りで賠償に応じることとしており、これを超える損害があることについての客観的証明がされていないと主張するが、原告番号3-1が所有する重機等が帰還困難区域内に放置されていること、その台数が56台と多数にのぼること等を考慮すると、上記のとおり認定することが相当である。

オ 避難生活に伴う慰謝料（原告番号3ら）

(ア) 一審被告東電による慰謝料としての既払額は次のとおりである。

① 原告番号3-1 150万円

月額10万円の15か月分(平成23年3月11日から平成24年5月31日まで)

② 原告番号3-2 10万円

(平成23年3月11日から~同月17日まで)

(イ) 前記認定事実のとおり、原告番号3らは、平成17年頃から浪江町に居住していたところ、本件事故により浪江町が計画的避難区域、帰還困難区域に設定されたことにより、浪江町の自宅に帰還できないまま千葉県我孫子市での生活を余儀なくされており、精神的苦痛を被ったといえる。原告番号3らは、浪江町に転居する以前に長年生活していた我孫子市の自宅に居住していることからすると、突然に見知らぬ土地での生活を余儀なくされたという要素は小さく、生活上の不便さも小さいものの、原告番号3-1が避難後うつ病を発症しており、これと避難生活との直接の因果関係を認めるに足りる証拠はないとしても、避難生活に伴う精神的苦痛は大きかったものと認められる。

これらの事情を考慮すると、原告番号3らの避難生活に伴う慰謝料は、平成30年3月まで月額10万円とするのが相当であり、それぞれ850万円(月額10万円の85か月分)を相当と認める。

カ 避難生活に伴う精神的損害以外の精神的損害に対する賠償(原告番号3ら)

原告番号3らは、本件事故により浪江町の土地を含む地域が帰還困難区域となったことで、約20年かけて手入れをしてきた土地、家屋、山野草園等を全て失い、その生活環境をその基盤から失ったものと認められる。

原告番号3らが実際に浪江町に居住していたのは約6年間ではあるが、長い時間をかけてようやく実現させた浪江町での生活は原告番号3らの生

きがいとなっていたといえ、そのような生きがいを失い、浪江町での生活の再開を断念せざるを得なくなつたことにより大きな精神的苦痛を受けたと認めることができる。その他本件に現れた一切の事情を考慮して、原告番号3らの上記精神的苦痛に対する慰謝料は、それぞれ700万円をもって相当と認める。

(3) 弁済の抗弁（既払額等）について

ア 以上によれば、原告番号3らの損害額及び個別の損害項目ごとの一審被告東電による既払額は、次のとおりである。

(ア) 不動産（原告番号3ら）

10

損害額 各515万円 既払額 0円

(イ) 家財道具喪失分（原告番号3ら）

損害額 各307万5000円 既払額 0円

(ウ) 生活費増加分（原告番号3ら）

損害額 各4万6525円 既払額 0円

15

(エ) 重機・農業機械・機械工具（原告番号3-1）

損害額 400万円 既払額 0円

(オ) 慰謝料

① 原告番号3-1

損害額 1550万円 既払額 150万円

20

② 原告番号3-2

損害額 1550万円 既払額 10万円

(カ) 既払額を控除した損害額合計

① 原告番号3-1 2627万1525円

② 原告番号3-2 2367万1525円

25

イ 原告番号3らについて、一審被告東電が他の弁済の抗弁として明示的に主張している弁済はない。

(4) 弁護士費用（原告番号3ら）

5

10

15

本件事故と相当因果関係のある弁護士費用相当の損害は、次のとおり認め
る。なお、一審被告東電は、原告番号3らが、本件訴訟と並行して直接請求
手続において家財の賠償請求を行い、一審被告東電が平成25年7月24日
付けて公表賠償額（合計615万円）を賠償するのに必要な合意書を送付し
たのに、原告番号3らが当該合意書を返送せず、あえて賠償を受けないま
まとし、控訴審の口頭弁論終結直前になって直接請求手続を撤回する意思表示
をしているのであって、合意書を返送すれば上記賠償額を容易に受領できる
状況にあったにもかかわらず、あえてこれを自ら放棄したのであるから、こ
れに弁護士費用や遅延損害金を付加することはなおさら許されないと主張す
る。この主張に係る事情を勘案しても、弁護士費用相当額の損害を賠償すべ
きとすること自体は妨げられないものであるが、損害額の認定に当たっては、
そのような事情も一切の事情として考慮している。

① 原告番号3-1 242万円

② 原告番号3-2 216万円

(5) 認容額

20

以上によれば、原告番号3らの認容額は、次のとおりとなる。なお、当審
においては、一審被告国に対しては家財道具喪失分及び生活費増加分に係る
損害賠償が請求されておらず、また、一審被告国に対する請求額が一審被告
東電に対する請求に係る控訴の不服の範囲と同額とされているから、一審被
告国に対する認容額は、一審被告東電に対する認容額より少なくなっている。

ア 一審被告東電に対する認容額

① 原告番号3-1 2869万1525円

② 原告番号3-2 2583万1525円

25

イ 一審被告国に対する認容額

① 原告番号3-1 2302万円

② 原告番号3-2 2166万円

3 原告番号4ら

(1) 認定事実

証拠(甲ニ4の7, 4の25, 原審における原告番号4-1本人)のほか,
5 後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 避難前の生活状況等

原告番号4-1(昭和48年[]生まれ)と原告番号4-2(昭和
10 45年[]生まれ)は夫婦であり、原告番号4-3(平成11年[]
[]生まれ)及び原告番号4-4(平成13年[]生まれ)は、
原告番号4-1と4-2の子である。(甲ニ4の1)

原告番号4-1及び4-2は、平成10年11月5日、浪江町[]
[]所在の宅地及び家屋を購入し、同年12月2日、
同所に転居した。(甲ニ4の1, 4の2の1, 4の2の2)

原告番号4-1は、父が代表取締役を務める[]会社で取締役として勤務していた。また、原告番号4-2も、同じ会社で事務員として勤務していた。

本件事故時、原告番号4-3は[]小学校の5年生、原告番号4-4は同小学校の4年生であった。原告番号4-3及び4-4は、浪江の[]
20 []である「[]」に所属しており、原告番号
4-1は同チームの[]として活動していた。

イ 避難の状況

原告番号4らは、本件地震の後、平成23年3月11日は原告番号4-1の両親の自宅に宿泊し、同月12日、避難指示により、同人らと共に浪江町所在の「[]」に避難した。原告番号4-1は、同日夕方、福島第一原発1号機が爆発したとの報道を見て恐慌をきたし、家族を連れて自動車で北方に避難したが、避難場所が見付からなかったことから、原告

番号4らは、福島県内のジャスコの駐車場で車中泊をした。原告番号4らは、同月13日、福島県南相馬市の████████に避難し、同月17日頃まで同所に滞在した。同████████では、本件事故の影響で窓を開けることも外出もできず、暖房を利用することもできなかった。食事は、冷凍の弁当やおにぎり等が配給された。原告番号4らは、同月17日、埼玉県久喜市████の親戚宅に避難し、6日ぶりに着替えと入浴をすることができ、その後は同親戚宅の6畳間の和室を使用して生活していた。原告番号4らは、同月26日、千葉県習志野市████のマンションに転居し、同年6月12日まで滞在した後、同日、同市████の借上住宅に転居した。

ウ 避難後の生活状況等

原告番号4らは、████の借上住宅で避難生活を続けていたところ、平成25年9月頃、習志野市の担当者から、借上住宅の期間が終了すると伝えられた。そこで、原告番号4らは家族で話し合い、浪江町の除染がほとんど進んでいなかつたことなどから、浪江町への帰還を断念し、千葉で生活することを決めた。そして、原告番号4-1は、平成25年6月20日、千葉県習志野市████の中古マンションを購入し、必要な改修を行った上で、原告番号4らは、平成26年5月30日、同マンションに転居した。

原告番号4-1は、本件事故により████を経営していくことができなくなり、千葉県への転居後、同じ業種の会社を探して就職活動を行い、10社近くに問い合わせて、ようやく同種の仕事に就くことができたが、収入は、以前より手取りで月額10万円程度減少した。原告番号4-1は、父の死亡に伴い、平成28年2月に████の代表取締役となっている（乙二4の2）が、経営状況は証拠上明らかでない。また、原告番号4-2は、新たな仕事に踏み出す勇気が持てず、原審口頭弁論終結時現在では就労していなかった。

原告番号4-3及び4-4は、千葉県内の学校への転校を余儀なくされ、

両名とも友達との突然の別れに困惑し、「福島に帰りたい。」と何度もこぼしていたが、その後、いずれも千葉県内の中学校及び高校に進学した。

5

また、[REDACTED]は、本件事故により浪江町での活動を続けることができなくなり、平成24年までは、福島と東京に分かれて練習をし、なんとか大会に出場するなどしていたが、その後活動休止となつた。

エ 原告番号4らの住居付近の状況（甲ニ共11）

平成25年11月30日時点で、原告番号4らの住居の付近の[REDACTED]集会所の空間放射線量は、1.38 μ Sv毎時であり、浪江町立[REDACTED]小学校の校庭の空間放射線量は、2.822 μ Sv毎時であった。

10

原告番号4らの住居は、居住制限区域内にあったが、平成29年3月31日に避難指示が解除された。

オ 既払額

15

原告番号4らに対する既払額は、1億0502万8465円であり、本件で請求している損害に対応する金額は、別紙11損害等一覧表の「原告番号4ら」の各一審原告に対応する各損害項目の「既払額」欄記載のとおりである。

(2) 損害の検討

ア 家財道具喪失分（原告番号4-1）

20

一審被告東電の既払額は、525万円であるところ、一審被告東電は、これについて過払いであるなどの主張はしておらず、また、原告番号4-1は同額を超える主張はしないとしているから、家財道具喪失分の損害については、525万円をもって相当と認める。

イ 避難生活に伴う慰謝料（原告番号4ら）

25

(ア) 一審被告東電による慰謝料としての既払額は次のとおりである。

① 原告番号4-1, 4-2

各852万円（月額10万円の85か月分（平成23年3月11日

～平成30年3月31日)。請求対象として主張する期間の平成25年3月31日までの25か月分に対応する金額は252万円)

② 原告番号4-3, 4-4

各900万円

5 各852万円(月額10万円の85か月分(平成23年3月31日～平成30年3月31日)。請求対象として主張する期間の平成25年3月31日までの25か月分に対応する金額は252万円)+48万円(避難先に自主的避難等対象区域が含まれていたことを踏まえた追加賠償)=900万円

10 (イ) 原告番号4らは、浪江町で生活していたところ、浪江町に出された避難指示を受けて、突然に避難を余儀なくされた。原告番号4らは、本件事故から3か月の間に6度も避難場所を変えて転々としており、本件事故直後の避難に伴う精神的苦痛は相当大きかったといえる。また、浪江町の自宅は、平成29年3月31日までは居住制限区域内にあったため、その間、千葉県での避難生活を余儀なくされたものであり、長期間の避難生活や浪江町の自宅に帰れないことによる精神的苦痛も相当大きかったものといえる。

20 これら的事情を考慮すると、原告番号4らの避難生活に伴う慰謝料は、それぞれ月額10万円(当初3か月分は、避難の実情を考慮した月額12万円)とするのが相当であるところ、原告番号4らは、平成25年3月31日までの25か月間の避難生活により発生した避難慰謝料を請求しており、また、当審において、月額10万円(ただし、当初3か月分は月額12万円)を超える主張はしないとしている。

25 したがって、原告番号4らの避難生活に伴う慰謝料は、それぞれ256万円(月額10万円×25か月+2万円×3か月(避難所生活による増額分))をもって相当と認める。

なお、原告番号4らの避難の状況等に照らすと、請求期間を問わず認められる避難生活に伴う慰謝料の額は、856万円（10万円×85か月+2万円×3か月）となる。

ウ 避難生活に伴う精神的損害以外の精神的損害に対する賠償（原告番号4
5 ら）

浪江町は、その全域が帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域となり、原告番号4らの自宅がある地域は、居住制限区域に指定されていた。原告番号4らは、長年浪江町で生活し、仕事あるいは学校、
10 [] の活動等を通じて地域社会と密接なつながりを形成してきたところ、本件事故により浪江町の自宅での暮らしや近隣住民とのつながり等の生活環境が基盤から相当期間にわたって失われたことにより、精神的苦痛を被ったと認められる。確かに、避難指示は平成29年3月31日に解除されたが、避難指示解除後も、浪江町へ帰還する者は多くなく、復興が進みつつあるものの、以前のような生活環境とは大きく変容している
15 といえ、そのことにより精神的苦痛を被ったと認められる。このような状況の下、原告番号4らは、未成年の子がいることもあり、浪江町へ帰還することを断念することを決断せざるを得なくなったのであって、その無念さは察するに余りある。その他本件に現れた一切の事情を考慮して、原告番号4らの上記精神的苦痛に対する慰謝料の額を、それぞれ300万円と認める。
20

(3) 弁済の抗弁（既払額等）について

ア 以上によれば、原告番号4らの損害額及び一審被告東電による既払額は、次のとおりである。

(ア) 家財道具喪失分（原告番号4-1）

25 損害額 525万円 既払額 525万円

(イ) 慰謝料

① 原告番号4-1, 4-2

損害額 各556万円 既払額 各252万円

② 原告番号4-3, 4-4

損害額 各556万円 既払額 各300万円

5 (ウ) 既払額を控除した損害額合計

① 原告番号4-1, 4-2 各304万円

② 原告番号4-3, 4-4 各256万円

なお、前記のとおり、原告番号4らの避難慰謝料の請求は平成25年3月31日までに発生したものに限った一部請求となっているが、平成30年3月31日までに発生した全ての慰謝料額から一審被告東電による既払額を控除したものも、上記と同額となる。

イ その他の弁済の抗弁について

一審被告東電は、原告番号4-3及び4-4に対して、避難先に自主的避難等対象区域が含まれていることを踏まえて支払った賠償金（各48万円）については、世帯構成員との関係で弁済の抗弁を構成すると主張するが、上記賠償金については、まずは原告番号4-3及び4-4の損害賠償額から控除することとしても、その賠償の趣旨に沿わないとまではいえないというのが相当であるところ、上記アのとおり、それぞれの損害額から上記賠償金を控除すると、その残余はないから、上記主張についての判断を要しない。

また、一審被告東電は、原告番号4らに対し、自宅不動産や家財についての賠償に加え、千葉県習志野市の住居を取得するために自宅不動産の時価を超えて支出した費用について、住居確保損害として1916万2075円の賠償をしているとして、原告番号4らの全損害との関係で弁済の抗弁を主張するが、この点については、前記第4の2において原告番号2らについて判示したのと同様であり、一審被告東電の上記主張は採用できな

い。

(4) 弁護士費用（原告番号4ら）

本件事故と相当因果関係のある弁護士費用相当の損害は、次のとおり認め
る。

- 5 ① 原告番号4-1, 4-2 各30万4000円
② 原告番号4-3, 4-4 各25万6000円

(5) 認容額

以上によれば、原告番号4らの一審被告東電に対する認容額は、次のとおりとなる。なお、原判決において原告番号4らの一審被告国に対する請求は全部棄却されたが、原告番号4らは控訴をしていない。

- 10 ① 原告番号4-1, 4-2 各334万4000円
② 原告番号4-3, 4-4 各281万6000円

4 原告番号6ら

(1) 認定事実

15 証拠（甲ニ6の10, 原審及び当審における原告番号6-1本人）のほか、
後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 本件事故前の生活状況

原告番号6-1（昭和24年[]生まれ）と原告番号6-2（昭
和28年[]生まれ）は夫婦である。

20 原告番号6らは、昭和59年頃、千葉県四街道市に自宅を購入し、同所
で生活していたが、農業を職業としたいと考え、平成12年頃から、農作
業を行うことができる移住先を探し始めた。そして、原告番号6らは、平
成13年頃、浪江町に農作業に適した土地を見つけた。

そこで、原告番号6-2は、平成13年7月、浪江町[]
所在の次の各土地を750万円で購入した（甲ニ6の2の各証、5の各証）。

[] 山林 6683m²

田	1 5 2 4 m ²
原野	1 6 8 3 m ²
田	1 3 2 8 m ²

これらの土地の平成22年度の固定資産税評価額は、順に、6万0815円、6万7056円、68.16円、5万8432円であった。

原告番号6らは、まず仮の家を建築することとし、平成13年12月頃、宅地造成工事（費用90万円）をした上で、上記各土地にプレハブ小屋を設置した（甲ニ6の2）。

次に、原告番号6らは、平成13年頃から平成15年頃まで、上記各土地を農地として利用するために、近隣の農家に依頼して、トラクターで草木を取り除き、客土を入れる等の作業をし（費用50万円）、農地としての整備を行った。

そして、原告番号6らは、平成15年春頃から上記各土地で農作業を始めた。原告番号6らは、浪江町に移住することなく、主に週末に千葉県の自宅から浪江町に行き、上記各土地でジャガイモ、大根、にんじん等の野菜を栽培していた。原告番号6らは、農作業を行うに当たり、平成13年頃に耕運機（新品）を約25万円で、平成14年頃にトラクター（中古）を約50万円で購入した。

原告番号6-1は、平成23年3月に勤務先を退職する見通しとなったことから、上記各土地に自宅建物を建築することとし、平成21年10月24日に代金2000万円で請負契約を締結し、平成22年秋頃に地目山林の土地上に自宅建物を建てた。なお、自宅建物は未登記である。（甲ニ6の4）

原告番号6-2は、平成22年4月15日、浪江町 [REDACTED] を住所として転入の届出をしたが、これは、農地取得のためであった（甲ニ6の1の1）。

イ 本件事故後の生活状況

原告番号6らは、本件事故当時、千葉県の自宅で居住しており、平成23年4月に浪江町に移住する予定で、電化製品や家具を購入するなど準備をしていた。

5 本件事故により、上記各土地は帰還困難区域に含まれ、原告番号6らは、浪江町に移住することができなくなり、引き続き千葉県の自宅で生活し、いずれも従前と同じ勤務先で勤務していたが、平成26年3月頃には退職し、同年4月頃、福島県双葉郡[]に農地付きの借上住宅を借りて移住し、そこで荒れた農地を整備して野菜の栽培などをしながら、浪江町のパトロール隊に参加したり、浪江町の自宅の手入れに行ったりしている（甲ニ6の12、当審における原告番号6-1）。

10

平成28年7月30日時点で、原告番号6ら所有の浪江町の畠は雑草が生い茂り、農道の入口も判然としないほど荒れ果てている。（甲ニ共10
1）

15 ウ 既払額

原告番号6らに対する既払額は、1273万4055円であり、本件で請求している損害に対応する金額は、別紙11損害等一覧表の「原告番号6ら」の各一審原告に対応する各損害項目の「既払額」欄記載のとおりである。

20 (2) 損害の検討

ア 不動産（建物敷地、農地、建物）

(ア) 建物敷地及び農地（原告番号6-2）

25

一審被告東電が損害として認める金額は、田について合計128万3400円（状況類似地区区分ごとの農地単価450円/m²×地積合計2852m²）、山林及び原野について合計58万5620円（状況類似地区区分ごとの単価70円/m²×地積合計8366m²）である。

これらの金額の算出は、一審被告東電の賠償基準によるものであるところ、これらは、近隣の状況類似地区区分ごとに単価を算出してそれに地積を乗じるというもので、農地や山林・原野の時価の算出方法として一般的に合理的であると解される。

5 原告番号6-2は、建物敷地及び農地について一括して購入金額の750万円が損害となると主張するが、購入金額を客観的に認定することができる証拠がない上、その算出根拠も明らかでないから、本件事故当時における土地の価値が上記金額であったと認めることはできない。

10 なお、地目山林の土地上には、原告番号6-1が所有する自宅建物が建築されていて、その部分は現況宅地となっている。しかし、証拠上、自宅建物の床面積は明らかではなく、現況宅地となっている地積は不明である上、地目変更がされていないから、当該土地の宅地としての固定資産税評価額も不明であって、自宅建物の敷地となっていることを前提とした本件事故当時の時価を算出することができない。そうすると、自宅建物の敷地となっている部分についても、上記のとおり地目どおりの時価を算出するほかない。

15 以上によれば、農地についての損害額は128万3400円、自宅敷地部分を含むその他の土地についての損害額は58万5620円、合計186万9020円をもって相当と認める。

20 (イ) 建物（原告番号6-1）

前記認定事実によれば、原告番号6-1が自宅建物の請負契約を締結し、平成22年秋頃同建物が完成したことが認められるから、原告番号6-1が同建物を所有していると認めるのが相当である。同建物は未登記であって、証拠上認められる建築費用2000万円から損害額を認定するほかない。

25 原告番号6-1は、自宅建物は本件事故直前に完成したからその建築

費用が損害額となると主張するが、完成から一定期間経過している以上は、建築費用が本件事故時の時価となるということはできない。そこで、一審被告東電の個別評価の計算方法(乙ニ共11の各証)を参考として、
1966万6000円(建築費用2000万円×建築物価調整係数1.
000×経年による価値減少98.33%)を損害と認める。

5

イ 家財道具(原告番号6ら)

10

原告番号6らは、浪江町の建物内にあった家財道具の財物損害として、
562万円の賠償を求める。そして、陳述書(甲ニ6の10)では、平成
23年4月から浪江町に移転する予定で、冷蔵庫や電子レンジ等を買いそ
ろえていたと述べ、本件事故後に撮影されたという上記建物内の写真(甲
ニ6の13)を提出するが、これらによてもその具体的な品目や購入時
期、金額等を認めるに足りない。前記認定事実のとおり、本件事故の時点
で、原告番号6らは、浪江町の自宅に居住しておらず、千葉県の自宅で生
活していたことも考慮すると、原告番号6らが上記金額相当の価値のある
15 家財道具を所有しており、本件事故によりそれらの価値が失われたと認め
ることはできない。

15

ウ 動産類(トラクター等)(原告番号6ら)

20

放射線測定器購入金額10万円が損害であることについては争いがない。
また、トラクター及び耕運機の損害について一審被告東電が損害として
認める額は合計60万円である。前記認定事実のとおり、原告番号6らは、
平成13年頃に耕運機を、平成14年頃にトラクターを購入し、本件事故
当時も所有していたところ、原告番号6らは、購入金額合計75万円が損
害となると主張する。しかし、購入金額を認めるに足りる証拠はなく、い
ずれも購入から約10年が経過していること等の事情を考慮すると、これ
らの損害としては、上記一審被告東電が損害として認める金額と同額の合
計60万円をもって相当と認める。

25

したがって、動産類の損害は、合計70万円と認める。

エ 逸失利益（農業によって得られたはずの利益）（原告番号6ら）

原告番号6らは、原審において逸失利益を損害として主張していたが、
原判決は既払金を超える逸失利益を認めなかつたところ、原告番号6らは、
当審において既払金を超えて主張しないとしているから、この点について
の判断を要しない。

オ 避難生活に伴う精神的損害以外の精神的損害に対する賠償（原告番号6ら）

一審被告東電は、原告番号6-2に対し、慰謝料として750万円を支
払っている。

前記認定事実のとおり、原告番号6らは、平成13年7月に浪江町に土地を購入し、以降同土地の一部を整備、造成し、農作業を行い、自宅建物を建築して移住しようとしていたなど、同土地とこれを利用した生活に相当強い思い入れを抱いていたと認められる。原告番号6らは、同土地が帰還困難区域内となったことで、長期間にわたり浪江町に移住することができなくなり、そこでの生活の断念を余儀なくされたことで精神的苦痛を被ったといえる。

他方、原告番号6-2が農地取得のために浪江町に住民としての転入を届け出したことから、避難費用や逸失利益等の実際には生じていない損害の賠償に相当すると思われる賠償金も受領していることなど、本件に現れた一切の事情を考慮し、原告番号6らの上記精神的苦痛に対する慰謝料は、それぞれ100万円をもって相当と認める。

(3) 弁済の抗弁（既払額等）について

ア 以上によれば、原告番号6らの損害額及び一審被告東電による既払額は、次のとおりである。

(ア) 建物敷地・土地（原告番号6-2）

損害額 186万9020円 既払額 0円

(イ) 建物 (原告番号6-1)

損害額 1966万6000円 既払額 0円

(ウ) 動産類 (原告番号6ら)

損害額 各35万円 既払額 0円

5

(エ) 慰謝料 (原告番号6ら)

① 原告番号6-1 損害額 100万円 既払額 0円

② 原告番号6-2 損害額 100万円 既払額 750万円

(オ) 既払額 (慰謝料を除く) を控除した損害額合計

10

① 原告番号6-1 2101万6000円

② 原告番号6-2 321万9020円

イ その他の弁済の抗弁について

15

(ア) 一審被告東電は、前記(2)ウの放射能測定器の購入費用合計10万円について、一審被告東電が平成24年5月30日及び同年7月20日に原告番号6-2に対して実費名目で合計22万円を支払ったが、これは、特定の具体的な支出を損害としてその賠償金を支払ったものではなく、本件事故に起因して支出することのある実費に充てるべきものとして、抽象的な損害の賠償として支払ったものであるから、放射能測定器の購入にも充てられるべきものであるとして、予備的に弁済の抗弁を主張する。

20

放射能測定器の購入は、本件事故に起因する支出に該当し、損害であると認められるが、その金額等に照らすと、これは実費に相当する損害であると認められるところであって、上記の一審被告東電の主張は理由がある。

25

なお、上記実費の賠償金は原告番号6-2に対して支払われたものであるが、これは、原告番号6-2のみ住民票上の住所が浪江町にあった

ためであり、その支払の趣旨に照らせば、世帯に対して支払われたものとみるのが相当であるから、上記弁済の抗弁は、原告番号6-1及び同6-2双方の放射能測定器の購入費用相当の損害の賠償として認めるのが相当である。

5 (イ) 一審被告東電は、原告番号6-2は、本件事故時点において、住民票上の住所は浪江町にあったが、実際には居住していなかったのであるから、原告番号6-2に対して支払った慰謝料750万円は、不適正なものであり、過払いとなっているとして、原告番号6-2のみならず、原告番号6-1との関係でも弁済の抗弁を主張するところ、前記認定事実のとおり、原告番号6-2は、本件事故当時、千葉県内に居住しており、浪江町には移住していなかったのであるから、帰還困難区域から避難した者を対象に一律に賠償金として支払われた750万円の慰謝料については、受領することができないものであったというべきであり、これは過払いとなっていると認められる。

10 15 このうち、100万円については、本件において認められる慰謝料100万円の既払分とすることが相当であるが、残余については、弁済についての基本的な考え方則り、他の損害項目で認められる損害額から控除すべきである。また、原告番号6-2には避難の実態はなく、避難慰謝料名目で支払われた750万円は、原告番号6らの世帯に対して支払われたものとみるべきであるところ、まずは、支払の名宛人である原告番号6-2の損害額から控除し、更に残余がある場合は、原告番号6-1の損害賠償の弁済に充てられるべきものとしてその損害から控除するのが相当である。

20 25 (ウ) 弁済充当後の損害残額

以上によれば、弁済充当後の原告番号6らの損害残額は次のとおりとなる。

- ① 原告番号 6-1 1663万5020円
② 原告番号 6-2 0円

(4) 弁護士費用（原告番号 6 ら）

本件事故と相当因果関係のある弁護士費用相当の損害は、次のとおり認め
る。

- 5 ① 原告番号 6-1 166万3502円
② 原告番号 6-2 0円

(5) 認容額

以上によれば、原告番号 6 らの一審被告東電に対する認容額は次のとおり
となる。なお、原判決において原告番号 6 らの一審被告国に対する請求は全
10 部棄却されたが、原告番号 6 らは控訴をしていない。

- 15 ① 原告番号 6-1 1829万8522円
② 原告番号 6-2 0円

5 原告番号 16

15 (1) 認定事実

証拠（甲ニ 16 の 4, 16 の 9, 原審及び当審における原告番号 16 本人）
のほか、後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 避難前の生活状況等

20 原告番号 16（昭和 27 年 [] 生まれ）は、妻と共に約 20 年間千葉県鎌ヶ谷市所在の自宅で暮らし、[] で勤務していたが、「農の有る暮らし」をするため、妻の実家のある浪江町に移住することを決めた。そこで、原告番号 16 は、58 歳で早期退職し、平成 22 年 4 月頃、同市から浪江町に単身で転居した。原告番号 16 は、妻の父である原告番号 17 が所有する浪江町の居宅を借りてそこに居住し、浪江町所在の []
25 [] でアルバイトをするほか、原告番号 17 と共に農作業に従事していた。
[] でのアルバイトの収入は、平成 23 年 1 月分が 2 万 3800 円、

同年2月分が3万9800円であった（甲ニ16の3の各証）。

また、原告番号16は、浪江町へ転居後、田舎暮らしをする自分の生活を記した「[REDACTED]」と題する文書を作成し、友人等へ配布していた。

原告番号16の妻は、千葉県鎌ヶ谷市所在の自宅に居住しており、退職後に浪江町に転居する予定だった。また、本件事故当時、原告番号16の住民票上の住所は同市の住所であった。

イ 避難の状況

原告番号16は、本件地震発生後、着の身着のままで浪江町立[REDACTED]小学校に避難し、平成23年3月12日、浪江町役場の[REDACTED]支所に避難した。

原告番号16は、同月15日、避難指示の拡大を受け、千葉県鎌ヶ谷市の自宅に自動車で避難した。その後、同月20日には、浪江町に原告番号17を迎えて行き、鎌ヶ谷市の自宅まで共に避難した。また、同年4月6日、飼い犬を迎えて同市と浪江町を行き来し、同月10日から23日まで、広島県所在の母親宅を訪れた。さらに、同月25日、福島県の[REDACTED]ホテルへと移動し、同日から同年5月3日まで福島県内の被災者支援の情報を入手しつつ、浪江町の臨時職員の採用面接に出向くなどしていた。

他方、原告番号16は、本件事故前と同様に農業をすることができる場所を探して、福島県のほか、福井県、栃木県及び長野県を訪れた。

原告番号16は、長野県の紹介で仕事と住まいを決め、同年6月28日、長野県[REDACTED]の避難者向け借上住宅であるマンションに転居し、住居の賃借の初期費用として8万3999円（敷金4万円、同年6月分の家賃3999円及び同年7月分の家賃4万円の合計）を支払った（甲ニ16の1）。

原告番号16は、同年6月21日から平成25年4月27日までの間、合計8回、一時立入りのため福島県を訪れた。なお、原告番号16は、長野県内に転居した後は、一時立入りには同行者が必要なため、妻が居住し

ている千葉県を経由して妻を同行し、福島県へ向かっていた。

ウ 避難後の生活状況

原告番号16は、長野県内に転居した後、1年目はトマトの水耕栽培をし、2年目は農家の手伝いをして米やりんごを栽培し、3年目はりんご園でりんご作りをするなどの農作業をしていた。平成23年8月からは、

██████████での勤務で毎月収入があり（8月：17万0675円、9月：16万3600円、10月：17万4450円、11月：16万8825円、12月：12万7175円、平成24年1月：10万3375円、2月：14万7350円）、りんご園でのりんごの売上げは年間100万円程度であった。また、浪江町から転居する前と同様に「████████」を作成している。

原告番号16は、妻や千葉県鎌ヶ谷市に避難していた原告番号17の様子を見に行くなどするため、長野県と千葉県、福井県等を往復していた。

原告番号16は、平成24年5月には、長野県██████の中古住宅を購入して、長野県██████のマンションと行き来しながら、██████で農業を手伝うなどして生活をし、平成29年3月には、完全に██████に移住した。その後、原告番号16は、同年4月、福島県南相馬市の復興公営住宅も賃借しているが、生活の本拠とはしていない。（以上につき、乙ニ16の1、当審における原告番号16）

なお、浪江町の原告番号16が居住していた地域は、同年3月31に避難指示が解除された。

エ 既払額

原告番号16に対する既払額は、1561万9673円であり、本件で請求している損害に対応する金額は、別紙11損害等一覧表の「原告番号16」の各損害項目の「既払額」欄記載のとおりである。

(2) 損害の検討

ア 避難実費

(ア) 避難移動費

一審被告東電の既払額は、合計23万3000円（避難交通費6万9000円+5万4000円、家財道具移動費11万円）であり、そのうち21万5000円について弁済の抗弁を主張している。

避難者が、避難等対象区域から避難するために支出した交通費、家財道具の移動費用は、必要かつ合理的な範囲で、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。これらの費用については、現実に負担した費用（実費）が損害となるのが原則であるが、本件事故直後の避難又は家財道具の移動費用等については、領収証等による実費の立証は困難な側面があると考えられ、一審被告東電が「避難帰宅費用」として21万5000円の賠償に応じたのもそのような趣旨と解される。したがって、この賠償額を超える出捐があり、それが必要かつ合理的であると認められる場合には、これをもって相当因果関係のある損害と認めるべきである。

これを原告番号16についてみると、確かに、平成23年3月20日に原告番号17を迎えた際の交通費3万6000円については本件事故と相当因果関係を認めることができるものの、その時期等に照らすと、それは上記賠償によって賄われているというべきであって、これを覆すに足りる証拠はなく、他に上記賠償を超える出捐があり、それが必要かつ合理的であると認められるものはない。したがって、避難移動費用として相当な損害額は21万5000円と認める。

(イ) 家賃

長野県 [] のマンションへの居住のための初期費用のうち、一審被告東電の既払額は4万3999円である。

原判決が認定した損害額はこれと同額であるところ、原告番号16は、

当審において同額を超える主張はしないとしている。

したがって、上記初期費用に係る損害としては、4万3999円をもって相当と認める。

イ 住居確保損害

原告番号16は、「農のできる生活」を再建するために必要なことから、不動産購入費として3174万円の損害が生じたと主張するようであるが、その請求根拠は明らかにされておらず、上記損害が生じたと認めるに足りる証拠はない。

この点につき、原告番号16は、本件事故当時居住していた原告番号17所有の建物の価格と、長野県[]の中古住宅の取得費用との差額である1109万2444円を住居確保損害と評価すべきであるとか、上記中古住宅の購入費用1376万8484円が損害と認められるべきなどと主張する（当審における請求額は1109万2444円である。）。しかしながら、賃貸住宅に居住していた避難者である原告番号16にも住居確保損害の賠償と同様の賠償の余地があるとしても、原告番号16が当審において請求するのは長野県[]の中古住宅の購入費用に関連する費用であるところ、前記認定事実によれば、当該中古住宅の購入は、農業のためであって、もはや避難のためとみることはできないから、これに関連する費用を本件事故と相当因果関係のある損害とみることはできず、他に原告番号16にその主張するような損害が生じたと認めるに足りる証拠はない。

ウ 家財道具

一審被告東電の既払額は、265万円である。

原判決が認定した損害額はこれと同額であるところ、原告番号16は、これを超える主張はしないとしている。

したがって、家財道具の損害額としては、265万円をもって相当と認

める。

エ 生活費増加分

(ア) 食費

避難者は、避難指示等に伴う避難とは関係なく、食費を負担せざるを得ないから、基本的には食費は生活費の増加費用には当たらないと考えられる。しかし、本件事故前において、自家用の農作物を消費していた場合などには、避難生活において支出した食費の支出のうち一定部分が増加費用に当たり、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ得る。

証拠(甲ニ16の各証)によれば、原告番号16の本件事故前後の月々の食費について、少なくとも次のとおりであることが認められる。

平成22年7月 2万8904円

8月 6万4639円

9月 5687円

10月 1万7714円

15 11月 9702円

12月 1万0010円

平成23年1月 3万2313円

2月 5万1583円

7月 4万9950円

20 8月 2万8240円

9月 2万0023円

10月 1万5612円

11月 3万8253円

12月 4万0600円

25 平成24年1月 6万4621円

2月 4万9169円

上記支出額をみると、本件事故前後ともに、月々の食費には大きな変動があり、本件事故による食費の增加分を具体的に認めるることは困難であるといわざるを得ない。したがって、食費の增加分を本件事故と相当因果関係のある損害と認めることはできない。

5

(イ) 連絡費用

a 携帯電話料金

証拠（甲ニ16の6の各証、16の7の各証）によれば、原告番号16の本件事故前後の月々の携帯電話料金等について、次のとおり認められる。

10	平成22年4月	2万8215円
	5月	3万5710円
	6月	2万7052円
	7月	2万8434円
	8月	3万0240円
15	9月	3万1382円
	10月	3万7600円
	11月	3万7249円
	12月	2万9796円
	平成23年1月	3万3091円
20	3月	5万5260円
	4月	4万4353円
	5月	3万4560円
	6月	5万2746円
	7月	3万7706円
25	8月	3万5126円
	9月	3万3766円

	10月	3万7293円
	11月	2万7084円
	12月	4万1824円
	平成24年1月	3万3496円
10	2月	3万2744円
15	3月	4万1780円

上記のとおり、平成23年3月から同年6月までは、それ以前の月と比べて増加していることがうかがえるところ、本件事故直後は、家族や友人との連絡等で携帯電話を使用する頻度が多くなり、それに伴い携帯電話料金が増加することはあり得ると考えられる。もっとも、原告番号16が契約していた携帯電話は6回線分あるところ、そのいずれが原告番号16が使用していたものであるか、仮に家族が使用していたものがあるとして、その増額分が本件事故と因果関係のあるものであるかは判然としない。したがって、携帯電話料金の増加分については、原判決とは異なり、本件事故と相当因果関係のある損害であるとは認められないものとするのが相当である。

b 文書作成費用

原告番号16は、本件事故後、「XXXXXXXXXX」と題する文書の作成費用が月々1万円増加するようになったと主張するが、これを客観的に裏付ける証拠はなく、本件事故と相当因果関係のある損害とは認められない。

(ウ) 避難先からの交通費

原告番号16は、長野県の避難先からの移動に伴う交通費を損害と主張するところ、移動の経緯について、陳述書（甲ニ16の9）のほかは、一部は家計簿（甲ニ16の6の9～6の16）により裏付けられているものもあるが、家計簿に記載されている金額（平成23年7月16日は

2万3189円、同年8月28日は1万2460円、同年9月29日は9318円、同年10月9日は4万1801円、同年11月5日は1万3747円、同年12月2日は2万2637円。甲ニ16の6の各証)は、ほとんど請求額を下回っている。実際に要した費用を認めるに足りる証拠はなく、避難前も家族間の行き来があったとかがわれることなどからすると、原告番号16が支出した交通費が93万円であり、それらが本件事故と相当因果関係のある損害であるとは認められない。

(エ) 一時立入費用

一審被告東電による既払額は、20万3200円である。

一時立入りに要する費用は、本件事故により住民の安全確保の観点から住居を含む警戒区域(帰還困難区域)への立入りが原則として禁止されたことに伴い、一時立入りを行う者が当面の生活に必要な物品の持ち出し等を行うために必要な経費であるから、一時立入りが上記の目的のために行われたものであると認められる限り、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。

前記認定事実のとおり、原告番号16は、本件事故後、浪江町に8回一時立入りをしているところ、原告番号16は、一審被告東電の標準交通費により計算した金額をもって、本件事故と相当因果関係のある一時立入費用と主張している。一審被告東電が標準交通費により算定した費用を損害と認めているのは、その期間内の一時立入りが、通常であれば、上記の目的のためのものであり、そのために通常要すると考えられる交通費については、本件事故と相当因果関係のある損害といえると考えたためと推察されるところ、訴訟上の請求においても、そのような認定は相当であると考えられる。そうすると、一審被告東電が標準交通費による一時立入費用を損害として認める期間中の標準交通費による費用については、相当因果関係のある損害としてそのとおり損害を認めるのが相

当であるが、それ以降の本件事故から一定期間経過後の費用及び標準交通費を超える費用については、立入目的及び立入費用の実費額の立証がなければ、本件事故と相当因果関係のある損害として認めることは困難である。したがって、原告番号16については、一審被告東電の既払額20万3200円は相当因果関係のある損害と認めるが、具体的な立入目的及び実費額の立証がない以上、それを超える損害が生じたとは認められない。

(オ) 放射線検査費用

5000円の損害が認められることについて争いがない。一審被告東電は、遅延損害金や弁護士費用を求めるということであれば、損害額や相当因果関係の立証を求めるとも主張するが、その金額等に照らし、これを損害と認めるのが相当である。

(カ) 小括

よって、生活費増加分の損害として、20万8200円を認める。

オ その他（休業損害）

避難指示を受けて避難を余儀なくされた者が、そのために就労できなくなったことにより減収が生じた場合には、当該減収分が本件事故と相当因果関係のある損害となると解される。そして、この場合、本件事故前と同一又は同等の就労活動を営むことが可能となった時までを賠償期間とするのが相当と考えられる。

一審被告東電による既払額は、173万5766円（平成23年3月～平成28年12月末）と28万3551円（平成29年以降の将来分）の合計201万9317円である。

前記認定事実のとおり、原告番号16の██████でのアルバイトの収入は、平成23年1月分が2万3800円、同年2月分が3万9800円であったから、その平均月額は3万1800円である。

そして、前記認定事実のとおり、原告番号16は、平成23年3月11日以降、浪江町での就労が不可能となつたが、同年8月頃には長野県内で同等の農作業に従事できていること、その後1年ごとに就業先が変わっているものの、継続的に農作業に従事しており、本件事故前のアルバイト収入を超える収入を得られていることからすれば、遅くとも、同月頃には、本件事故前と同等の就労活動を営むことが可能となつたということができるから、同月までを賠償期間とするのが合理的であるといえる。

したがって、原告番号16の休業損害は、19万0800円（月額3万1800円×6か月）と認める。なお、これは、一審被告東電の既払額を下回るが、一審被告東電は、他の損害項目による損害に対する弁済の抗弁を明示的に主張していない。

カ 避難生活に伴う慰謝料

一審被告東電による慰謝料としての既払額は、852万円（平成30年3月末までの85か月分）である。

前記認定事実のとおり、原告番号16は、平成22年4月から浪江町に居住していたところ、本件事故により浪江町が避難指示解除準備区域に設定されたことにより、浪江町からの避難を余儀なくされ、当初は避難所で不便な生活を強いられ、その後6年近くにわたって浪江町の外で生活している。そうすると、浪江町での生活を阻害され、避難生活を余儀なくされることによって精神的苦痛を被つたといえる。他方で、原告番号16は、千葉県鎌ヶ谷市に自宅を有しており、本件事故後は比較的早期に自宅に避難することができたことからすると、突然に見知らぬ土地での生活を余儀なくされたという要素は小さく、生活上の不便さも小さいといえる。また、平成23年8月には、長野県に転居し、落ち着いた生活を取り戻したといえる。したがって、原告番号16の避難生活に伴う慰謝料は、平成30年3月までの月額10万円に相当する金額に当初避難所に避難したことを

考慮した852万円（10万円×85か月+2万円）を相当と認める。

キ 避難生活に伴う精神的損害以外の精神的損害に対する賠償

5

10

原告番号16は、「農のある暮らし」を求めて浪江町に転居し、農作業を行なうなどして所期の生活を構築しつつあったところ、本件事故により浪江町が避難指示解除準備区域に設定されたことにより、その生活環境が基盤から相当長期間にわたって失われたということができ、それにより精神的苦痛を被ったといえる。避難指示は平成29年3月31日に解除されたが、そもそも農作業をするために浪江町に移住した原告番号16にとっては、所期の生活を再び構築することができる状態には到底至っていないと考えられる。他方、原告番号16の浪江町での生活は1年に満たないことなど、本件に現れた一切の事情を考慮すると、上記精神的苦痛に対する慰謝料は、50万円を相当と認める。

(3) 弁済の抗弁（既払額等）について

15

ア 以上によれば、原告番号16の損害額及び一審被告東電による既払額は、次のとおりである。

(ア) 避難実費

損害額 21万5000円 既払額 21万5000円

(イ) 家賃

損害額 4万3999円 既払額 4万3999円

20

(ウ) 家財道具

損害額 265万円 既払額 265万円

(エ) 生活費増加分

損害額 20万8200円 既払額 20万3200円

(オ) 休業損害

損害額 19万0800円 既払額 201万9317円

25

(なお、一審被告東電は、休業損害の項目内の弁済の抗弁のみを

主張している。)

(カ) 慰謝料

損害額 902万円 既払額 852万円

(キ) 既払額を控除した損害額合計

50万5000円

5

イ その他の弁済の抗弁について

10

一審被告東電は、原告番号16からの請求に基づき、本件事故時点で借家に居住していた者の住居確保損害の定型賠償（乙ニ共354）として、新たな借家と従前の借家との家賃差額相当額8年分の合計162万円を賠償しているところ、原告番号16が長野県 [] のマンションに移住したのはもはや避難行動とはいはず、さらに当該マンションは避難者向けの借上住宅であるため、初期費用を要した以外には家賃の支払は不要というのであるから、上記の賠償請求及び受領は不適正なものであったとして、弁済の抗弁を主張する。

20

前記認定のとおり、原告番号16については、長野県 [] のマンションへの居住のための初期費用は損害として認められるが、他に当該マンションに居住することに伴う負担が生じたと認めるに足りる証拠はない。また、上記の住居確保損害の定型賠償の要件を満たすとは認められないところ、一審被告東電としては、このような場合には上記支払に係る162万円については、他の本来の損害の賠償に充てる意思で支払ったものであり、支払を受けた原告番号16としても同様の意思で支払を受けたものと解するのが合理的である。したがって、上記162万円の支払は、賠償の対象として認定することのできる損害の賠償に充てられるべきものであつて、原告番号16について生じた損害の賠償全体との関係でこれを弁済したものと認めるのが相当である。

25

ウ 弁済充当後の損害残額

以上によれば、原告番号16について、賠償すべき損害の残額はないことになる。

(4) 認容額

以上によれば、原告番号16について賠償すべき損害はなく、認容額は、
5 一審被告東電に対する関係でも、一審被告国に対する関係でも0円となる。

6 原告番号17

(1) 認定事実

証拠（甲ニ17の64, 17の65, 17の74, 17の76, 原審及び
10 当審における原告番号17本人）のほか、後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 避難前の生活状況等

原告番号17（昭和5年 [] 生まれ）は、浪江町 []
で生まれ育ち、2万平方メートルを超える田畠を所有して米作を中心に農業を営む傍ら、[], [] の会長等を歴任した。

15 その家系は、[] から続くものとされている。（甲ニ17の1～5）

原審における原告番号18-2（昭和31年 [] 生まれ。ただし、

控訴提起はしていない。以下「原告番号18-2」という。）は、原告番号17の子である。原告番号18-2の夫（以下「18番の夫」という。）は、原告番号17の養子である。

20 原告番号17は、浪江町 [] の土地と建物を相続して一家で暮らしていたが、昭和51年10月20日、同土地上に自宅を新築し、昭和60年頃からは、原告番号17の母及び妻、原告番号18-2、18番の夫及び孫と居住していた。原告番号18-2及び18番の夫は、平成15年頃、1386万円をかけて自宅をリフォーム・増築し、その頃、原告番号17は、建物の持分を原告番号18-2及び18番の夫に贈与し

た。(甲ニ 17 の 14, 25 の各証)

イ 避難の状況

原告番号 17 は、本件地震発生時、自宅により被災した。原告番号 18-2 は、勤務していた会社により、帰宅して原告番号 17 及び 18 番の夫の無事を確認した。

5

原告番号 17 らは、平成 23 年 3 月 12 日から同月 14 日にかけて、福島第一原発 1 号機が水素ガスにより爆発したとの報道や避難指示がされたことを知ったが、避難することなく自宅において生活していたところ、同日夜、自宅を訪れた警察官からなぜ避難しないのかと詰問され、同月 15 日、浪江町 [] に避難した。

10

原告番号 17 らは、浪江町 [] に到着したが、役場の職員から [] は放射線量が高く二本松に避難しなければならないと言われ、直ちに二本松市 [] に避難し、スクリーニング検査を受けた上で避難所となっていた [] に移動した。原告番号 17 は、段ボールを敷いた床で、原告番号 18-2 及び 18 番の夫は、車中で一夜を明かした。原告番号 17 は、同月 16 日、高齢のため [] の旅館に宿泊することができたが、原告番号 18-2 及び 18 番の夫は、上記 [] に留まることになった。

15

原告番号 17 と原告番号 18-2 は、同月 19 日、一旦自宅に帰り、飼い犬に餌をやるなどし、原告番号 17 の持病である高血圧の薬等を持ち出した。

20

同月 20 日には、避難が長期間になるとの報道がされたこともあり、千葉県鎌ヶ谷市に居住していた原告番号 17 の長女とその夫である原告番号 16 が、二本松市まで原告番号 17 らを自動車で迎えに来た。原告番号 17 及び原告番号 18-2 は、同日、原告番号 16 らと共に、飼い犬も連れて自動車で千葉県鎌ヶ谷市の長女の居宅に避難したが、18 番の夫は、

25

仕事の都合で二本松市に滞在することになった。

ウ 避難後の生活状況等

原告番号18-2は、平成23年3月21日、その娘が住んでいた横浜市のアパートに移り、同年8月頃には、18番の夫と共に横浜市の借上マンションに転居し、同市内で勤務をするようになった。
5

原告番号17は、平成24年5月頃、脳梗塞を発症し約10日間入院した。

原告番号18-2及び18番の夫は、平成25年4月1日に浪江町 []
10 [] が帰還困難区域に設定されたことを受け、一戸建ての新居を購入することを検討し始め、原告番号17とも話し合い、原告番号18-2の勤務先の通勤圏内である横浜市内に居住することを決めた。そこで、原告番号18-2及び18番の夫は、平成26年1月13日、横浜市内に居住用の土地建物を購入し、同年5月頃、同所に転居した。次いで、原告番号17も、同年10月25日、飼い犬と共に同所に転居した。

エ 避難前の自宅の状況

平成28年8月12日時点で、原告番号17らの自宅は、家財道具等が散乱し、室内をハクビシンと思われる動物に荒らされており、自宅内でも放射線測定器が鳴り続くような放射線量であった。また、自宅付近の [] の軒下の放射線量は、20.5 μ Sv毎時であり、自宅庭の放射線量は16.2 μ Sv毎時であった。(甲ニ共101)
20

令和元年6月24日時点では、原告番号17らの自宅は、床や畳が腐食したり、天井が破れ落ちたり、イノシシと思われる動物が玄関から入り込んで室内を荒らしていたりしており、[] のモニタリングポストの放射線量は、7.607 μ Sv毎時であった。(当審における原告番号17本人)
25

オ 既払額

原告番号17に対する既払額は、3417万6620円であり、本件で請求している損害に対応する金額は、別紙11損害額等一覧表の「原告番号17」の各損害項目の「既払額」欄記載のとおりである。

(2) 損害の検討

5 ア 居住用不動産（土地）

10

証拠（甲ニ17の23、17の24）及び弁論の全趣旨によれば、原告番号17は、本件事故当時、別紙15「原告番号17の不動産一覧表」の「(1) 宅地（自宅）」欄記載の各宅地を所有していたこと、それらの平成22年度の固定資産税評価額は、同表記載のとおりであったことが認められる。

15

これに対し一審被告東電が損害として認める金額は、合計1135万8934円（571万9185円×1.43×72／72+222万4125円×1.43×72／72）であり、原判決の認定額も同額である。この点について、原告番号17は、当審において同額を超える主張をしており、原判決認定の1135万8934円をもって相当と認める。

イ 居住用不動産（建物、太陽光発電設備を含む）

20

証拠（甲ニ17の15、17の25の各証）によれば、原告番号17は、本件事故当時、別紙15「原告番号17の不動産一覧表」記載2の「(1) 自宅（増築前・増築後）」欄記載の建物の共有持分8分の1を有していたこと、同建物については、原告番号18-2及び18番の夫が合計して共有持分8分の7を有していたこと、同建物の平成22年度の固定資産税評価額は同表記載のとおりであったこと、18番の夫は、平成22年11月頃、130万円の費用をかけて太陽光発電設備を設置したことが認められる。

25

一審被告東電が損害として認める金額は、建物の損害として合計3859万8638円（2761万2215円（412万1226円×建物係数6.7×72／72。1円未満切上げ）+1098万6423円（301

5

万 8 2 4 8 円 × 建物係数 3. 6 4 × 7 2 / 7 2)) に、太陽光発電設備の損害として 1 2 4 万 8 0 0 0 円 (1.3 0 万 円 × 建築物調整係数 1. 0 0 0 × 経年による価値の減少 0. 9 6) を加算した合計 3 9 8 4 万 6 6 3 8 円である。そして、一審被告東電の既払額は、原告番号 1 7 に対するものが 5 3 万 5 6 9 3 円、原告番号 1 8 - 2 及び 1 8 番の夫に対するものが合計 3 5 6 0 万 1 8 2 5 円である。原判決の認定額は、上記一審被告東電が損害として認める金額と同額であり、原告番号 1 7 も、同額を超える主張はしないとしているから、原告番号 1 7 の持分 (8 分の 1) に相応する損害としては、4 9 8 万 0 8 3 0 円をもって相当と認める。

10

ウ 農家住宅等

証拠 (甲ニ 1 7 の 2 0) 及び弁論の全趣旨によれば、原告番号 1 7 は、本件事故当時、別紙 1 5 「原告番号 1 7 の不動産一覧表」記載 2 の「(2) 農家住宅等」欄記載の建物を所有しており、同建物の平成 2 2 年度の固定資産税評価額は同表記載のとおりであったことが認められる。

15

これについて、原判決は、合計 3 5 4 万 3 1 2 3 円を損害と認定したこと、原告番号 1 7 は、当審において同額を超える主張はしないとしており、一審被告東電も、原判決の認定について実質的な反証をしていない。原判決は、一審被告東電の賠償基準に従い、平成 2 2 年度の固定資産税評価額に建築年に応じた建築物係数を乗じて算定した評価額が上記建物の価値が全て失われたとして損害額を認定しているところ、その認定は相当である。

20

したがって、建物 (農家住宅等) の損害は、合計 3 5 4 万 3 1 2 3 円をもって相当と認める。

エ [REDACTED] (土地建物)

25

証拠 (甲ニ 1 7 の 2 0, 1 7 の 2 6 ~ 2 8, 1 7 の 5 0) 及び弁論の全趣旨によれば、原告番号 1 7 は、本件事故当時、別紙 1 5 「原告番号 1 7

の不動産一覧表」記載1の「(2) ■■■■■」欄記載の土地及び同記載2の「(3) ■■■■■」欄記載の建物をそれぞれ所有していたこと、■■■■■の建物は昭和26年7月11日に保存登記がされていること、■■■■■の土地の平成22年度の固定資産税評価額は同表記載のとおりであったこと、■■■■■の建物には、本件事故当時原告番号16（原告番号17の長女の夫）が居住していたことが認められる。

一審被告東電が損害として認める金額は、■■■■■の土地について合計1035万5130円（186万5647円（130万4648円×1.43×72/72）+848万9483円（593万6701円×1.43×72/72。1円未満切上げ））であり、■■■■■の建物についての既払額は、118万4680円（財物の先行払）である。

このうち、■■■■■の土地については、原判決の認定額は、一審被告東電が認める金額と同額である。この点について、原告番号17は、当審において同額を超える主張はしないとしており、原判決における認定額1035万5130円をもって相当と認める。

また、■■■■■の建物については、その床面積や築年数に加え、登記記録上の種類が店舗とされていること、固定資産課税台帳への登録が見当たらないことなどを考慮し、その損害額は、一審被告東電が既に支払った金額と同額の118万4680円をもって相当と認める。原告番号17は、■■■■■の建物は、利便性及び建坪数を考慮すると400万円を下回らないと主張するが、そのような評価の合理性を基礎付ける立証はされていないといわざるを得ない（甲ニ17の43及び82の写真からしても、本件事故当時400万円の価値があったとはうかがわれない）。また、原告番号17は、一審被告東電が平成24年7月24日に公表した賠償の考え方（甲ニ17の49）に従えば、■■■■■の建物の床面積（84.62m²）に木造建物の平均新築単価を基礎とした単価（4万1200円）を乗じた額（3

48万6344円)に本件事故当時には原告番号16が居住していたこと等を考慮すると400万円の価値は十分にあったと主張するが、[REDACTED]の建物の登記簿上の種類は店舗であり(甲ニ17の28),居宅として利用されていたことをもって直ちに上記主張のとおりの賠償基準が適用されるものとも言い難い。

5

よって、[REDACTED]の土地建物の損害額は、合計1153万9810円となる。

10

なお、一審被告東電は、福島県の土地収用手続により、[REDACTED]の建物及びその敷地の一部について、それらの不動産が有償であること(本件事故の影響がないこと)を前提に、建物移転料等の補償金を受け取っていることから、[REDACTED]の建物についての原告番号17の損害は認められないと主張するが、本件事故後に土地収用がされ、それに伴い建物移転料が支払われたことは、当該建物の損害をなかつたものにするものでも、損害を填補するものでもないことは明らかであって、上記主張は採用できない。

15

オ 居住用建物所有目的貸宅地

20

証拠(甲ニ20, 29)によれば、原告番号17は、本件事故当時、別紙15「原告番号17の不動産一覧表」記載1の「(3)居住用建物所有目的貸付宅地」欄記載の土地を所有しており、同土地を第三者に貸し付けていたこと、同土地の平成22年度の固定資産税評価額は同表記載のとおりであったことが認められる。

25

一審被告東電が損害として認める金額は、329万0345円(287万6175円×1.43×72/72×底地権80%。1円未満切上げ)である。原判決の認定額も同額であるところ、この点について、原告番号17は、当審において同額を超える主張はしないとしており、原判決認定の329万0345円をもって相当と認める。

カ 宅地([REDACTED]として貸付)

証拠（甲ニ17の20）によれば、原告番号17は、本件事故当時、別紙15「原告番号17の不動産一覧表」記載1の「(4) []」欄記載の土地を所有していたこと、平成22年度の固定資産税評価額は同表記載のとおりであったことが認められる。

5 一審被告東電が損害として認める金額は、131万4349円（91万9125円×1.43×72／72）であるところ、原判決の認定額も同額である。この点について、原告番号17は、当審において同額を超える主張はしないとしており、原判決認定の131万4349円をもって相当と認める。

10 キ 雜種地

雑種地の損害が23万6487円であることについては原告番号17及び一審被告東電間に争いがなく、同金額を損害として認める。

ク 田及び畠

15 証拠（甲ニ17の20）によれば、原告番号17は、本件事故当時、別紙15「原告番号17の不動産一覧表」記載1の「(6) 田」及び「(7) 畠」欄記載のとおり田及び畠を所有していたことが認められる。

20 一審被告東電が損害として認める金額は、田について合計1226万6800円（状況類似地区ごとの評価額単価520円／m²×地積合計2万3590m²）、畠について合計94万6440円（状況類似地区ごとの評価額単価330円／m²×地積合計2868m²）である。

原判決は、一審被告東電が認める金額は、社団法人福島県不動産鑑定士協会が状況類似地区ごとに調査した結果に基づく評価額単価を基礎として計算されたものであって、一応合理的な評価額ということができるとして、同額を認定したところ、この点について、原告番号17は、当審において同額を超える主張はしないとしており、原判決認定の田の損害合計1226万6800円、畠の損害合計94万6440円、合計1321万3

240円を相当と認める。

ケ 山林、原野、保安林

証拠（甲ニ17の20）によれば、原告番号17は、本件事故当時、別紙15「原告番号17の不動産一覧表」記載1の「(8) 山林」、「(9) 原野」及び「(10) 保安林」欄記載のとおり山林、原野及び保安林を所有していたことが認められる。

また、平成23年分の評価倍率表によれば、■全城の山林原野については固定資産税評価額に4.5を乗ずることとされている（甲ニ17の19の1）。

一審被告東電が損害として認める金額は、山林について合計97万6470円（状況類似地区ごとの単価110円／m²×地積合計8877m²）に山林上の立木の価値84万1921円を加算した合計181万8391円、原野について合計207万6637円（状況類似地区ごとの単価110円／m²×地積合計1万8878.51m²。1円未満切上げ）に原野上の立木の価値66万5271円を加算した合計274万1908円、保安林について110万8910円（状況類似地区ごとの単価110円／m²×地積1万0081m²）に保安林上の立木の価値100万8100円を加算した合計211万7010円である。

なお、各土地上の立木の価値については、人工林であれば100円／m²と評価することについては争いがない。

原判決は、一審被告東電が認める金額と同額を認定したところ、この点について、原告番号17は、当審において同額を超える主張はしないとしており、原判決認定のとおり山林の損害合計181万8391円、原野の損害合計274万1908円、保安林の損害合計211万7010円、以上合計667万7309円をもって相当と認める。

コ 家財道具

一審被告東電の既払額は、合計345万円（定型賠償+高額家財であることによる加算20万円）である。また、弁論の全趣旨によれば、一審被告東電は、原告番号18-2及び18番の夫に対し、家財道具の賠償として合計615万円を支払ったことが認められる。

5 また、証拠（甲ニ17の39）によれば、原告番号17の自宅には、大堀相馬焼の大皿や壺、骨董品の鎧と琴などがあったことが認められる。

10 本件事故当時、自宅建物に居住していたのは原告番号17及び原告番号18-2夫婦であったが、前記認定事実のとおり、原告番号17の妻及び母も同居していた期間があったこと、原告番号17の自宅は、床面積が合計298.74m²と広いことからすれば、原告番号17は多数の家財を所有していたことがうかがわれることから、単身世帯を前提とする家財道具の賠償金額を基礎とすることは相当ではなく、上記各事情のほか、原告番号18-2及び18番の夫に家財道具の賠償がされていること、一審被告東電の賠償基準その他本件に現れた一切の事情を考慮して、原告番号17の家財道具の損害額は500万円をもって相当と認める。なお、原告番号17は、同額を超える主張はしないとしている。

20 一審被告東電は、原告番号17が主張する家財は、管理不能により直ちに価値を喪失するものではなく、これらの家財を含めて既払額を超える財物損害が発生したことの立証はされていないと主張するが、原告番号17の自宅は、帰還困難区域にあり、放射線による汚染の激しい地域であるから、本件事故後長期にわたり移動させることもできず放置せざるを得なかった家財について、喪失したものと同様に扱うこととは合理的である。

サ 農機具等

25 証拠（甲ニ17の16）によれば、原告番号17は、本件事故当時、農機具として、トラクター（昭和60年12月購入、250万円）、乗用田植機（平成6年3月購入、140万円）、コンバイン（同年7月購入、3

90万円), 乾燥機(昭和63年10月購入, 120万円), 粉摺機(平成8年9月購入, 55万円), バックメイト(平成8年9月購入, 30万円), スチーム発芽機(平成3年3月購入, 14万円), 精米器(平成13年3月購入, 18万9000円), アグリストッカー(同年9月購入, 36万7500円)及び管理機(平成8年4月購入, 25万6600円)を所有していたことが認められる。

また, 証拠(甲ニ17の39)によれば, 原告番号17は, 本件事故当時, ビニールハウスを所有していたことが認められる。

一審被告東電が損害として認める金額は, 上記農機具の損害として合計298万7058円(上記各購入金額に, 購入年に応じた帳簿価額係数を乗じて簡易帳簿価額を求め, それらに償却資産係数を乗じたものの合計額)である。

原判決は, 上記の一審被告東電が認める金額を相当とした上で, さらに, ビニールハウスの損害については, 本件事故後の新規購入価格の立証しかない(甲ニ17の58)ことを踏まえ, 5万円を損害と認めた。この点について, 原告番号17は, 当審においてこれを超える主張はしないとしており, また, 一審被告東電も, ビニールハウスの損害額が不相当であることについて, 積極的な主張立証をしていない。

以上を総合すると, 農機具等の損害は, 原判決認定の合計303万7058円をもって相当と認める。

シ 庭木, 外構・構築物等

(ア) 庭木

証拠(甲ニ17の17)によれば, 有限会社浪江緑化は, 平成25年3月に, 原告番号17の自宅内の庭の樹木及び修景物の調査を行い, 同年6月5日, それらの価値を合計778万2000円と見積もったことが認められる。

他方で、一審被告東電は、一審被告東電の依頼を受けて作成された査定書（乙ニ17の1）を根拠に、庭木の価値は472万9000円を超えるものではなく、上記の原告番号17の提出に係る見積もりが時価を表したものではないと主張するが、原告番号17が提出した見積書は、浪江町所在の有限会社浪江緑化が平成25年3月に現地調査をして作成されたものであり、より本件事故に近い時点での見積もりであるということができる。確かに、一審被告東電が主張するように、樹木の価値は手入れの状況によって左右されるものであり、また、植栽するに当たって係る費用と、現に庭に存在する樹木の価額とが一致するものではないが、他方、一審被告東電が提出した査定書は、いつの時点の時価を査定したものか判然とせず、東大和市所在の会社が平成27年8月11日付けて作成したもので、現地調査を経ているか疑問がある。以上を総合考慮すると、庭木の価値については、原告番号17が提出した見積書の金額を採用することが相当であるから、庭木の損害については、778万2000円をもって相当と認める。なお、原告番号17は、当審において、これを超える主張はしないとしている。

一審被告東電は、上記見積もりにはガス灯籠や景石が含まれているところ、これらは全損とは評価できないと主張するが、これらの所在する地域の実状に照らすと、前記の家財道具と同様、これらを全損と扱うことは、合理的である。

(イ) 外構・構築物

証拠（甲ニ17の39、43）によれば、原告番号17の自宅の敷地には、石積擁壁、塀、フェンスで囲まれた池、カーポート、氏神の社殿、原告番号17の父の句碑等が設置されていたことが認められる。

外構・構築物の損害について、一審被告東電が損害として認める金額は、賠償基準により402万9465円であるところ、原判決の認定は

同額であり、原告番号17も、当審において、同額を超える主張はしないとしている。したがって、外構・構築物の損害は、上記金額をもって相当と認める。

(ウ) 小括

5 そうすると、庭木及び外構・構築物の損害は、1181万1465円（778万2000円+402万9465円）となる。なお、一審被告東電は、構築物及び庭木の賠償名目で、18番の夫に対して624万1947円、原告番号18-2に対して104万0265円の合計728万2212円を支払っていることが認められる。

10 ズ 合併浄化槽

証拠(甲ニ17の44の各証)によれば、18番の夫は、平成14年頃、浪江町の自宅に合併浄化槽を設置したこと、設置に際して浪江町から補助金41万1000円が支払われたことが認められる。

15 一審被告東電は、合併浄化槽の損害として5万6000円を認める（44万8000円×原告の持分割合1/8）ところ、原判決の認定額も同額である。この点について、原告番号17は、当審において同額を超える主張はしないとしており、原判決認定の5万6000円をもって相当と認める。

セ 避難生活に伴う慰謝料

20 一審被告東電の慰謝料としての既払額は、1452万円（平成29年5月末までの月額10万円の75か月分+避難所への避難による加算分2万円+避難長期化による慰謝料700万円）である。

25 原告番号17は、本件事故により、住み慣れた浪江町の自宅から突然に避難を余儀なくされ、原告番号16が迎えに来るまで、避難所での不便な生活を強いられた。原告番号17は本件事故当時80歳と高齢であり、平成18年頃から持病の高血圧を抱え、常に薬を欠かせない状態にあったの

であるから、避難所での生活は相当に過酷なものであったといえる。原告番号17は、平成26年10月には、18番の夫及び原告番号18-2が横浜市内に購入した自宅に転居しているが、原告番号17の浪江町の自宅が帰還困難区域内にあるため、いかに強く望んでも浪江町に帰還することはできない状態が継続した。これらの事情を考慮すると、原告番号17の避難生活に伴う慰謝料は、937万円（避難所への避難による加算分2万円十月額11万円×85か月）を相当と認める。

ソ 避難生活に伴う精神的損害以外の精神的損害に対する賠償

原告番号17の自宅は、帰還困難区域内にあり、今なお自由に立ち入ることができず、放射線量も依然として高い状況が続いている。本件事故により長期間にわたって帰還することが困難となり、その目処も立たない状態になったことにより、原告番号17は、浪江町の自宅での暮らしや長年かけて耕作してきた農地、近隣住民とのつながり、文化的伝統等の生活環境をその基盤から失ったものであり、そのことによる精神的苦痛は大きいといえる。特に、原告番号17の家系は、先祖代々 [] の土地で生活し、その歴史を築いてきたというのであるから、原告番号17がその歴史を引き継ぐことを断念せざるを得なくなつたことによる精神的苦痛には極めて大きなものがあるといえる。その他本件に現れた一切の事情を考慮して、原告番号17の上記精神的苦痛に対する慰謝料は、1000万円を相当と認める。

(3) 弁済の抗弁（既払額等）について

ア 以上によれば、原告番号17の損害額及び一審被告東電の既払額は、次のとおりである。

(ア) 居住用不動産（土地）

損害額	1,135万8,934円	既払額	0円
-----	--------------	-----	----

(イ) 居住用不動産（建物、太陽光発電設備を含む）

	損害額	498万0830円	既払額	53万5693円
	(イ) 農家住宅等			
	損害額	354万3123円	既払額	0円
5	(エ) 権現堂(土地建物)			
	損害額	1153万9810円	既払額	118万4680円
	(オ) 居住用建物所有目的貸宅地			
	損害額	329万0345円	既払額	0円
10	(カ) 宅地			
	損害額	131万4349円	既払額	0円
	(キ) 雜種地			
	損害額	23万6487円	既払額	0円
	(ク) 田及び畠			
	損害額	1321万3240円	既払額	0円
	(サ) 山林、原野、保安林			
15	損害額	667万7309円	既払額	0円
	(シ) 家財道具			
	損害額	500万円	既払額	345万円
	(ス) 農機具等			
	損害額	303万7058円	既払額	0円
20	(シ) 庭木、外構・構築物等			
	損害額	1181万1465円	既払額	728万2212円
	(ズ) 合併浄化槽			
	損害額	5万6000円	既払額	0円
	(セ) 慰謝料			
25	損害額	1937万円	既払額	1452万円
	(ソ) 既払額を控除した損害額合計			

6845万6365円

イ 原告番号17について、一審被告東電が他の弁済の抗弁として明示的に主張している弁済はない。

(4) 弁護士費用

5 本件事故と相当因果関係のある弁護士費用相当の損害は、684万5636円と認める。なお、一審被告国との関係では、当審における請求額に鑑み、391万4532円とする。

(5) 認容額

10 以上によれば、原告番号17の認容額は次のとおりとなる。なお、当審においては、一審被告国に対しては、財物損害の一部について損害賠償請求をしていないため、一審被告国に対する認容額が一審被告東電に対する認容額より少額となっている。

ア 一審被告東電に対する認容額

7530万2001円

15 イ 一審被告国に対する認容額

876万4532円

第6 福島県双葉郡双葉町の一審原告ら

1 双葉町の状況

証拠（甲イ2、乙ニ共127の2、128の各証、130、131の5、131の9）のほか、後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

25 双葉町は、平成23年3月11日午後9時23分の福島第一原発から半径3キロメートル圏内の避難指示を受け、防災行政無線で住民に避難を呼びかけ、避難を実施した。同月12日午前5時44分の福島第一原発から半径10キロメートル圏内の避難指示を受け、10キロメートル圏外も含め、町全域に対して川俣町に避難するよう避難指示を出した。その後、双葉町は、同年4月22

日，全域が警戒区域に指定され，平成25年5月28日，避難指示区域の見直しにより，全域が避難指示解除準備区域又は帰還困難区域に設定された。

本件事故時点における原告番号5-1及び5-2（以下「原告番号5ら」と総称する。）の住居は，福島第一原発から直線距離で約4.3キロメートル地点に位置し，帰還困難区域内にある。
5

本件事故時点における承継前原告番号9-1の住居は，福島第一原発から直線距離で約3.7キロメートル地点に位置し，帰還困難区域内にある。

双葉町の平成23年3月11日時点の住民登録人口は7140人であったが，平成27年5月1日時点での避難者数は，6997人（県内4030人，県外2967人）であった。また，本件事故後の双葉町の18歳未満の県内及び県外への避難者数は，平成24年4月1日時点において1130人（県内472人，県外658人），平成27年4月1日時点において967人（県内497人，県外470人）と把握されている。
10

双葉町では，同年5月20日から環境省の特別地域内除染実施計画に基づき除染作業が行われており，同年8月31日時点での除染実施率は，宅地が11%，農地が4%，森林が1%であり，道路の除染は実施されていなかったが，平成28年3月31日をもって，帰還困難区域を除き，宅地97件，農地100ヘクタール，森林6.2ヘクタール，道路8.4ヘクタールを含む面的除染が完了している（乙ニ共226）。
15

平成27年9月7日時点の双葉町の環境放射線量測定結果は，最高値が山田多目的集会場付近の6.79μSv毎時であり，その他は0.14～0.4.38μSv毎時であった。また，同年10月13日午後11時00分時点の原告番号5らの自宅付近のモニタリングポストの空間線量測定結果は，2.478μSv毎時，同日午後11時10分時点の承継前原告番号9-1の自宅付近のモニタリングポストの空間線量測定結果は，0.532μSv毎時であった。
20
25
その後の平成29年3月2日時点では，帰還困難区域に所在する山田多目的集

会場付近の $5.48 \mu \text{Sv}$ 每時が最高値であり、浜野公民館の $0.08 \mu \text{Sv}$ 每時が最低値となっていて、測定地点の 3 分の 2 が $1 \mu \text{Sv}$ 每時を下回っている。(乙ニ共 200)

双葉町では、復興を目指し、平成 25 年 6 月に「復興まちづくり計画(第一次)」を、平成 28 年 12 月に「復興まちづくり計画(第二次)」をそれぞれ策定し、双葉町への帰還に向けた環境整備を進めることとし、帰還困難地域内に設定される復興拠点を整備する計画を策定していくなどとしている(乙ニ共 227 の 1, 2)。

もっとも、平成 30 年 8 月 31 日現在の避難者数は 6902 人(県内 407 人、県外 2818 人)であり、平成 29 年 10 月から 11 月にかけて実施された住民意向調査では、「戻りたいと考えている(将来的な希望も含む)」が 11.7%, 「まだ判断がつかない」が 26.1%, 「戻らないと決めている」が 61.1% であった(甲ニ共 177, 178)。

なお、令和 2 年 3 月 4 日をもって、避難指示解除準備区域及び J R 双葉駅周辺等の一部区域については避難指示が解除された(弁論の全趣旨)。

2 原告番号 5 ら

(1) 認定事実

証拠(甲ニ 5 の 4, 5 の 6, 5 の 8~10, 原告番号 5-2 本人)のほか、後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 避難前の生活状況等

原告番号 5-1(昭和 3 年 [] 生まれ)と、原告番号 5-2(昭和 11 年 [] 生まれ)は夫婦である。

25

原告番号 5-1 は、双葉町の出身であり、[] に勤務し東北 6 県の各地を転居して生活していたが、定年後は双葉町での暮らしを望んでいた。そこで、原告番号 5 らは、昭和 55 年 7 月頃、双葉町[] に 2 階建ての自宅を購入し、昭和 59 年 10 月 3 日、同所に転居した。

原告番号 5-1 は、定年退職後、双葉町の [REDACTED] を務めるなど地域に貢献していた。原告番号 5-1 は、平成 19 年頃、脳梗塞に罹患し、後遺障害により要介護 2 に認定されたが、その後のリハビリにより、本件事故直前には、自力歩行ができるようになるなど、日常生活に支障はない程度に回復していた。

原告番号 5-2 は、[REDACTED] を開き、本件事故直前には 9 人の弟子と共に稽古等を行っており、また、[REDACTED] でボランティア活動を行っていた。

イ 避難の状況

原告番号 5 らは、平成 23 年 3 月 11 日、着の身着のままで自宅から近隣の小学校に避難し、同月 12 日午前 10 時頃に、バスで浪江町の小学校に移動し、さらに同日午後 7 時頃に福島県川俣町の [REDACTED] 小学校の体育館に避難した。原告番号 5 らが避難先の体育館に到着したときには、既に多くの避難者がおり、体育館の出入口付近にマットを敷き、毛布一枚で寒さをしのいだ。避難所では、おにぎり等の差し入れや菓子パンの支給が行われた。原告番号 5-1 は、体育館とは別の棟にある洋式トイレを使用していたが、体育館からは距離があり、双葉町職員の同行も必要であったことから、次第に水分を控えるようになり、脱水症状により自力で歩行することが困難になった。そこで、原告番号 5 らは、同月 18 日、避難所を訪れた原告番号 5 らの娘（以下、この 2 項において、単に「娘」と表記する。）と共に千葉へ避難することを決意し、タクシー、飛行機を利用して千葉県八千代市まで移動した。同日、原告番号 5-1 は、[REDACTED]
[REDACTED] の救急外来で脱水症状との診断を受け、点滴治療を受けた後、同市内の [REDACTED] 病院に入院した。[REDACTED] 病院では、1 週間の避難所生活で、脱水、リハビリテーション中断による筋力低下が出現していると診断された。原告番号 5-2 も、医師の勧めで点滴治

療を受けた。原告番号5-1は、リハビリ等を経て病状が改善し、介助歩行が可能となり、同年5月7日、退院した。(甲ニ5の5)

ウ 避難後の生活状況等

原告番号5らは、娘の自宅で一緒に生活することになったが、その自宅で車いすの利用を必要とする原告番号5-1の介護をすることは難しかったことから、原告番号5-2と娘は、千葉県八千代市内で車いすの利用が可能なマンションを新たに賃借し、原告番号5-1の退院後、そのマンションで同居して避難生活を続けた。

原告番号5-1は、介助歩行が可能になったものの、外出時には車いすを利用しており、定期的に [REDACTED] 病院に通院し、デイサービスを利用し、リハビリ施設でのリハビリを続けるなどしていく、一人で外の景色をじっと見つめていることが多くなっている。

原告番号5-2は、原告番号5-1の介護に追われ、自宅に引きこもりがちの生活を送っており、避難前に主宰していた [REDACTED] の再開も難しい状況にある。

エ 原告番号5らの自宅付近の状況

原告番号5らの自宅は、本件事故後手入れができず、ねずみや害虫に荒らされており、庭の草木も伸び放題になっている。原告番号5らの息子の墓は双葉町にあり、現地に残されたままになっている。平成28年7月31日時点で、原告番号5らの自宅前の放射線量は $2.5 \mu\text{Sv}$ 毎時であり、自宅内は家財道具等が散乱していた。自宅の庭は雑草が生い茂っており、庭の放射線量は $2.27 \mu\text{Sv} \sim 13.5 \mu\text{Sv}$ 毎時であった。(甲ニ共101)

オ 既払額

原告番号5らに対する既払額は、5291万1349円であり、本件で請求している損害に対応する金額は、別紙11損害等一覧表の「原告番号

5」の各一番原告に対応する各損害項目の「既払額」欄記載のとおりである。

(2) 損害の検討

ア 家財道具（原告番号5-1）

5 一審被告東電が損害として認める金額は、595万円に高額家財として20万円を加算した615万円であり、これは既に支払済みであるところ、この金額は、賠償基準により算定されたもので、一般的に合理的であることは、前記第2の2(3)のとおりである。原告番号5らは、その年齢や30年以上に及ぶ居住期間を考慮すると、原告番号5-1が所有していた家財道具の価値は1135万円を下らないと主張するが、上記の一審被告東電が認める金額を超え、1135万円の価値を有する家財道具を保有していたことについて具体的な立証はされていない。これらの事情を考慮し、原告番号5-1の家財道具の損害は、615万円をもって相当と認める。

イ 避難生活に伴う慰謝料（原告番号5ら）

15 (ア) 一審被告東電による慰謝料としての既払額は次のとおりである。

① 原告番号5-1 1532万円

752万円（平成29年5月末までの月額10万円の75か月分+2万円）+80万円（要介護による増額分）+700万円（避難長期化による慰謝料）=1532万円

② 原告番号5-2 1452万円

752万円（平成29年5月末までの月額10万円の75か月分+2万円）+700万円（避難長期化による慰謝料）=1452万円

(イ) 原告番号5らは、原告番号5-1の出身地である双葉町に自宅を構え、25年以上にわたって定年後の生活を送っていたところ、本件事故により、長年暮らした双葉町の自宅からの突然の避難を余儀なくされた。そして、原告番号5らは、自宅のある地域が帰還困難区域に設定され、不

慣れな地で長期間の避難生活を送らざるを得なくなったことや双葉町の自宅に帰ることができない状態が継続したことによる精神的苦痛は大きい。また、原告番号5-1は、本件事故当時、高齢であったことに加え、脳梗塞の後遺障害を抱えており、避難所での不便な生活により脱水症状を呈し、リハビリも行えなかつたことから、身体機能が低下し、約2か月の入院を余儀なくされ、退院後も歩行に支障を来すようになつた。原告番号5-2も、避難所での生活中に原告番号5-1の介護等を行つていたほか、千葉への避難後も、新たにマンションを借り、原告番号5-1の介護に追われている。このような事情からすると、原告番号5らは、その避難生活を続ける中で通常の避難者と比べてより大きな精神的苦痛を被つたというべきである。これらの事情を考慮すると、原告番号5ら避難生活に伴う慰謝料は、次のとおり認める。

- ① 原告番号5-1 1022万円（2万円+12万円×85か月）
- ② 原告番号5-2 1022万円（2万円+12万円×85か月）

ウ 避難生活に伴う精神的損害以外の精神的損害に対する賠償（原告番号5ら）

原告番号5らの自宅は、帰還困難区域に含まれ、今なお自由に立ち入ることができず、放射線量も高い状況が続いている。双葉町の住民はそのほとんどが町内から避難しており、原告番号5らは、双葉町において長期間にわたって生活してきたが、本件事故により、その自宅での暮らしや近隣住民とのつながり等の生活環境をその基盤から失ったものであり、それにより、甚大な精神的苦痛を被つたと認められる。その他本件に現れた一切の事情を考慮して、原告番号5らの上記精神的苦痛に対する慰謝料を各1000万円と認める。

(3) 弁済の抗弁（既払額等）について

ア 以上によれば、原告番号5らの損害額及び一審被告東電による既払額は、

次のとおりである。

(ア) 家財道具 (原告番号5-1)

損害額 615万円 既払額 615万円

(イ) 慰謝料 (原告番号5ら)

① 原告番号5-1

損害額 2022万円 既払額 1532万円

② 原告番号5-2

損害額 2022万円 既払額 1452万円

(ウ) 既払額を控除した損害額合計

① 原告番号5-1 490万円

② 原告番号5-2 570万円

イ その他の弁済の抗弁について

一審被告東電は、原告番号5らに対し、自宅不動産や家財についての賠償に加え、福島市の住居を取得するために自宅不動産の時価を超えて支出した費用について、住居確保損害として2762万3830円の賠償をしているとして、原告番号5らの全損害との関係で弁済の抗弁を主張するが、この点は、前記第4の2において原告番号2らについて判示したところと同様であり、一審被告東電の上記主張は採用できない。

(4) 弁護士費用 (原告番号5ら)

本件事故と相当因果関係のある弁護士費用相当の損害は、次のとおり認め
る。

① 原告番号5-1 49万円

② 原告番号5-2 57万円

(5) 認容額

以上によれば、原告番号5らの認容額は、一審被告東電及び一審被告国
いずれに対しても次のとおりとなる。

① 原告番号 5-1 539万円

② 原告番号 5-2 627万円

3 承継前原告番号 9-1

(1) 認定事実

5 証拠（甲ニ9の12）のほか、後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 避難前の生活状況等

10 承継前原告番号 9-1（大正15年 [] 生まれ）は、双葉町で生

まれ育ち、昭和27年 []、承継前原告番号 9-2と婚姻した。原

告番号 9-3 及び 9-4 は、承継前原告番号 9-1 及び 9-2 の子である。

承継前原告番号 9-1 及び 9-2 は、昭和30年頃双葉町の住民となり、昭和53年4月頃、双葉町 [] に自宅を新築し、同所に転居した。（甲ニ9の1～3）

15 承継前原告番号 9-1 は、盆栽のほか、双葉町の山での山菜採りやキノコ狩りを趣味にしていたほか、地域の住民とよく交流し、盆踊りなどの地域行事にも参加していた。

承継前原告番号 9-2 は、平成22年3月頃、脳内出血を発症し、同年9月頃から本件事故当時まで、双葉町 [] の [] に入居していた。（甲ニ9の13）

20 承継前原告番号 9-1 も、平成23年1月から、1か月のうち1週間を [] でショートステイし、残りは自宅で飼い猫とともに過ごしており、本件地震の発生当時も [] でショートステイをしていた。

イ 避難の状況

25 承継前原告番号 9-1 は、本件地震の発生後、自宅に飼い猫を残して、[] の職員や入居者と共に福島県立 [] 高校に避難したが、承継前原

告番号9-2と合流することはできず、同人は別の避難場所へ避難することになった。承継前原告番号9-1は、同高校の柔道場に避難したが、柔道場には暖房がなく、毛布の支給もなかった。食事は、おにぎり1個と茶1本が3食支給された。承継前原告番号9-1は、トイレに立つ回数を減らそうと、水分を控えるようになり、持病の腎臓病の飲水管理や排水管理をすることができなかつた。平成23年3月12日には、福島第一原発の爆発音が聞こえ、柔道場の避難者は恐慌状態となつた。

承継前原告番号9-1は、■高校の柔道場に2泊し、同月13日、自衛隊のヘリコプターにより福島県立■学校へ移動した。避難場所は、同■学校の体育館であり、毛布が支給され、食事はおにぎり1個と茶1本が3食支給された。また、承継前原告番号9-1は、■高校に避難していたときと同様に、飲水管理や排水管理をすることができない状態が続いた。

承継前原告番号9-1は、同月17日、避難所に同人を迎えて来た原告番号9-3、9-4らと共に千葉県へ避難した。承継前原告番号9-1は、同月18日、■病院で慢性腎不全及び腎性貧血と診断され、同月19日、同病院に入院し、その後は、血液透析が導入され、週3回の血液透析を受けていた。また、同日、腰部脊柱管狭窄症と診断され、一時期自力歩行が困難となった。なお、腰部脊柱管狭窄症の診断書には、慣れない場所での生活のため一時的には悪化した可能性を認めると記載されているが、本件事故による避難生活に起因の有無があるかについては、「不明」にチェックがされている。(甲ニ9の7、8)

承継前原告番号9-2は、同月12日から同月24日まで福島県立■高校の体育館に、同月25日から同年4月21日まで福島市内の病院に、同月22日から同年5月12日まで千葉県印西市の■施設に避難していたが、承継前原告番号9-1が9-2の所在を知ったのは同年

3月下旬頃であった。

ウ 避難後の生活状況

承継前原告番号9-2は、平成23年5月13日、[]施設から[]病院に搬送され、入院した。原告番号9-3が[]病院に依頼し、承継前原告番号9-1と承継前原告番号9-2は2人部屋で入院生活を送ることになった。(甲ニ9の13)

5

承継前原告番号9-2は、避難中に脳内出血を発症し、認知症も進行していたことから、日常会話が困難な状態となり、平成24年7月には一時危篤の状態となった。その後、承継前原告番号9-2は、会話することができる状態ではなくなった。

10

承継前原告番号9-1は、その後も[]病院で人工透析を受けながら入院生活を送っていたが、平成26年7月頃から認知症が進行し、同年8月から9月頃には肺炎に罹患するなど身体機能の低下が著しい状態となり、同年[]、死亡した。(甲ニ9の14)

15

承継前原告番号9-2並びに原告番号9-3及び9-4は、法定相続分に従い、承継前原告番号9-1の一審被告らに対する損害賠償請求権を取得した。

承継前原告番号9-2は、平成28年[]、死亡した。

20

原告番号9-3及び9-4は、法定相続分に従い、承継前原告番号9-2が取得した承継前原告番号9-1の一審被告らに対する損害賠償請求権を2分の1ずつ取得し、結果として、承継前原告番号9-1の一審被告らに対する損害賠償請求権を2分の1ずつ取得した。

エ 承継前原告番号9-1の自宅付近の状況

25

承継前原告番号9-1の自宅は、平成28年7月31日時点で荒れ放題であり、倒壊しそうな状況にある。自宅裏には、墓があり、承継前原告番号9-1及び9-2の遺骨が納められている。承継前原告番号9-1が頻

繁に通っていた商店街は、いずれの店舗も閉鎖されている。（甲ニ共10
1）

才 既払額

承継前原告番号9-1に対する既払額は、2327万2516円であり、
本件で請求している損害に対応する金額は、別紙11損害等一覧表の「原
告番号9ら」の承継前原告番号9-1に対する各損害項目の「既払額」
欄記載のとおりである。

(2) 損害の検討

ア 不動産（建物、借地権）

証拠（甲ニ9の2～5）によれば、承継前原告番号9-1は、本件事故
当時、次の各建物を次の借地上に所有しており、平成22年度の固定資産
税評価額は、①の建物が11万1579円、②の建物が150万9462
円、借地が481万6350円であったことが認められる。

（建物）

① 所 在 双葉郡双葉町 [REDACTED]
用 途 専用住宅
構 造 木造セメント葺2階建
床 面 積 1階 29.75m²
2階 29.19m²

② 所 在 双葉町 [REDACTED]
種 類 専用住宅
構 造 木造セメント葺1階建
床 面 積 104.13m²

（借地）

所在 双葉郡双葉町 [REDACTED]
地目 宅地

地積 288.75 m²

一審被告東電は、承継前原告番号9-1に対し、建物について1171万8492円（平均新築単価（建物）3万1800円×床面積58.94m²×地震による価値毀損80%+150万9462円×建築物係数6.77），借地権について137万7477円（481万6350円×1.43×20%（1円未満切上げ）を支払っており、原判決も同額を超える損害は認められないとしているところ、原告番号9-3及び9-4は、当審において同額を超える主張はしないとしている。よって、不動産の損害額は、1309万5969円をもって相当と認める。

10 イ 家財道具

一審被告東電が家財道具の損害として認める金額は325万円である。原判決は、承継前原告番号9-1は、単身で自宅に居住していたものの、もともとは承継前原告番号9-2と同居していたのであるから、単身世帯を前提とする家財道具の賠償金額を基礎とすることは相当ではないとし、民訴法248条に基づき相当な損害額を認定することが相当とし、一審被告東電の賠償基準も参考として、家財道具に係る相当な損害額として595万円を認めたところ、原告番号9-3及び9-4は、当審においてこれを争わないとしている。承継前原告番号9-2が特別養護老人ホームに入所したのは本件事故の約半年前であることなど前記のとおりの承継前原告番号9-1の生活状況に照らせば、本件事故により失われた家財道具に係る損害額は、595万円をもって相当と認める。

一審被告東電は、上記金額は、賠償基準において大人2名の世帯に対する包括賠償額と一致するが、本件訴訟の原告でない承継前原告番号9-2と同居していたことを理由として単身世帯分を超える損害を認定することは誤りであるなどと主張するが、家財道具は同居の家族のいずれもが使用していたものであって、そのうちの1人が世帯分の家財道具の価値を喪

失したと主張して賠償を求めるることは、何ら異とすべきところはなく、一審被告東電の上記主張は採用できない。

ウ 避難生活に伴う慰謝料

一審被告東電の慰謝料としての既払額は、327万6000円（平成23年3月分の12万円と同年4月から平成25年3月までの月額10万円の24か月分の240万円の合計252万円の3割増）に、ペットの慰謝料10万円を加えた合計337万6000円である。

一審被告東電は、これに加え、避難に伴う精神的損害の賠償として190万円（平成25年4月から平成26年10月11日までの月額10万円の19か月分）及び避難長期化による慰謝料700万円を認める。

承継前原告番号9-1は、本件事故により、生まれ育った双葉町の30年以上にわたって住み慣れた自宅からの突然の避難を余儀なくされた。避難に際しては、妻である承継前原告番号9-2と離ればなれになり、平成23年3月下旬頃までその行方を知ることができなかつたのであり、この間に承継前原告番号9-1が感じた不安や焦燥感は相当大きかつたといえる。また、承継前原告番号9-1は、持病の腎臓病を抱え、避難生活において飲水管理や排水管理をすることができず、その悪化を招き、週3日の人工透析を受けざるを得ない状況になった。その後も、承継前原告番号9-1は、脳梗塞、誤嚥性肺炎等に罹患するなど、入院生活が続くこととなつたのであり、その健康状態を考慮すると、精神的苦痛は極めて大きかつたといえる。このような事情からすれば、承継前原告番号9-1は、その避難の過程において通常の避難者と比べてより大きな精神的苦痛を被つたというべきである。

上記のような避難生活を経て承継前原告番号9-1が死亡した平成26年[]までの承継前原告番号9-1の避難生活に伴う慰謝料は、584万円（月額13万円×44か月+2万円（避難所への避難による増

額) + 10万円(ペット喪失分))と認める。

エ 避難生活に伴う精神的損害以外の精神的損害に対する賠償

承継前原告番号9-1の自宅は、帰還困難区域に含まれ、今なお自由に立ち入ることができず、放射線量も高い状況が続いている。双葉町の住民はそのほとんどが町内から避難している。承継前原告番号9-1は、30年以上双葉町の自宅で暮らしてきたところ、帰還困難区域に指定されたことにより、双葉町に帰還することができなくなり、双葉町での暮らしや近隣住民とのつながり等の生活環境がその基盤から失われたということができる。そして、承継前原告番号9-1は、双葉町の自宅に帰還することができないまま死亡しており、その無念さは計りしえない。その他本件に現れた一切の事情を考慮すると、承継前原告番号9-1の上記精神的苦痛に対する慰謝料を1000万円と認める。

(3) 弁済の抗弁(既払額等)について

ア 以上によれば、承継前原告番号9-1の損害額及び一審被告東電による既払額は、次のとおりである。

(ア) 不動産

損害額 1309万5969円 既払額 1309万5969円

(イ) 家財道具

損害額 595万円 既払額 0円

(ウ) 慰謝料

損害額 1584万円 既払額 337万6000円

(エ) 既払額を控除した損害額合計

1841万4000円

イ 承継前原告番号9-1について、一審被告東電が他の弁済の抗弁として明示的に主張している弁済はない。

(4) 弁護士費用

本件事故と相当因果関係のある弁護士費用は、184万1400円認め
る。

(5) 認容額

以上によれば、承継前原告番号9-1について一審被告東電に対して認容
されるべき額は、2025万5400円となる。また、当審においては、一
審被告国に対しては家財道具に係る損害賠償は請求されていないから、一審
被告国に対して認容されるべき額は、1430万5400円となる。よって、
原告番号9-3及び9-4の認容額は、その2分の1ずつとなり、それぞれ、
次のとおりである。

10 ア 一審被告東電に対する認容額

各1012万7700円

イ 一審被告国に対する認容額

各715万2700円

第7 福島県南相馬市の原告ら

15 1 南相馬市の状況

証拠（甲イ2、乙ニ共127の5、128の各証、129の5、130、1
31の7、10、12、15、138の1、172）のほか、後掲証拠及び弁
論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

南相馬市は、平成23年3月12日午後6時25分の福島第一原発から半径
20キロメートル圏内の避難指示を受け、これに含まれることとなった市の南
部からその圏外となる市の中部に位置する原町地区への避難を実施した。その
後、同月15日午前11時の福島第一原発から半径20キロメートルから30
キロメートル圏内の屋内退避指示を受け、原町地区も屋内退避圏内に入ったこ
とから、同日以降、希望者に対して市外への避難誘導を実施した。南相馬市は、
同年4月22日、屋内退避指示が解除され、計画的避難区域又は緊急時避難準
備区域に設定されるとともに、福島第一原発から半径20キロメートル圏内は

警戒区域に指定された。南相馬市は、平成24年4月16日の避難指示区域の見直しにより、その一部が避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域に設定された。なお、平成23年7月21日及び同年8月3日に行われた特定避難勧奨地点の指定は、平成26年12月28日に解除された。

5 承継前原告番号7-1の本件事故時点における住居は、福島第一原発から直線距離で約16.4キロメートル地点に位置し、避難指示解除準備区域内にある。

10 原告番号10-1, 10-2, 10-3及び10-4（以下「原告番号10ら」と総称する。）の本件事故時点における住居は、福島第一原発から直線距離で約16.4キロメートル地点に位置し、避難指示解除準備区域内にある。

原告番号12-1, 12-2, 12-3及び承継前原告番号12-4（以下「原告番号12ら」と総称する。）の本件事故時点における住居は、福島第一原発から直線距離で約15.8キロメートル地点に位置し、避難指示解除準備区域内にある。

15 原告番号15-1, 15-2, 15-4及び15-5並びに承継前原告15-3（以下「原告番号15ら」と総称する。）の本件事故時点における住所地は、福島第一原発から直線距離で約18.5キロメートル地点に位置し、避難指示解除準備区域内にある。

20 また、福島第一原発から半径30キロメートル以遠の区域は、計画的避難区域に設定されていないが、南相馬市は、平成23年3月16日、独自の判断に基づき、住民に対して一時避難の要請をした。南相馬市は、同年4月22日、屋内退避区域が解除された後、引き続き警戒区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域に設定された区域を除く南相馬市内の区域から避難していた住民に対して、自宅での生活が可能な者の帰宅を許容する旨の見解を示した。（乙ニ共1）

25 承継前原告番号13-1及び原告番号13-2（以下「原告番号13ら」と

総称する。)の本件事故時点における住居は、福島第一原発から直線距離で約3
2. 8キロメートル地点に位置し、設定された避難指示に係る区域外にある。

南相馬市の同年3月11日時点の住民の数は、7万1561人であったが、
平成27年10月15日時点の避難者数は1万0800人であり、このうち6
5 361人が県外へ避難していた。また、南相馬市の18歳未満の避難者数は、
平成24年4月1日時点で5606人(県内1969人、県外3637人)、平
成27年4月1日時点で4729人(県内2855人、県外1874人)と把
握されている。

南相馬市の除染は、環境省が策定した特別地域内除染実施計画に基づき平成
10 25年8月26日から行われており、平成27年8月31日時点での除染実施
率は、宅地が32%、農地が16%、森林が46%、道路が7%であった。他
方、南相馬市が策定した除染計画に基づく除染は、同年7月末時点において、
公共施設については計画数139のうち133の施設、住宅については、計画
数1万7466戸のうち7418戸、道路については計画数739.4キロメ
15 ートルのうち395.1キロメートルが実施済みであり、その他農地等の除染
も計画されていた。

同年9月7日時点の南相馬市の空間放射線量は、最高値が鉄山ダムの1.9
5 μ Sv毎時、その他は0.06~0.55 μ Sv毎時であった。同年10月
14日時点の各原告の居住地付近のモニタリングポストにおける空間線量測定
結果は、0.087 μ Sv毎時(承継前原告番号7-1)、0.087 μ Sv毎時
20 (原告番号10ら)、0.106 μ Sv毎時(原告番号12ら)、0.188
 μ Sv毎時(原告番号13ら)、0.161 μ Sv毎時(原告番号15ら)であ
った。

南相馬市の避難指示解除準備区域及び居住制限区域は、平成28年7月12
25 日、解除された。

避難指示解除後の平成30年3月11日時点での南相馬市からの避難者数

は6511人であり、このうち3948人が県外へ避難している（乙ニ共291）。

また、除染については、環境省策定の除染計画によるものが、平成29年3月31日をもって、帰還困難区域を除き、宅地4500件、農地1700ヘクタール、森林1300ヘクタール、道路270ヘクタールを含む全ての面的除染が完了し、南相馬市の除染実施計画によるものも、同月をもって全ての除染作業が完了している（乙ニ共229、230）。

空間放射線量は、同月2日時点では、居住制限区域に所在する鉄山ダムの1.39 μ Sv毎時が最高値であり、その他の測定値は、2か所を除きいずれも0.3 μ Sv毎時を下回っていて、小高区に所在する小高中学校は0.06 μ Sv毎時、小高区役所も0.07 μ Sv毎時であった（乙ニ共200）。その後の相馬市によるモニタリングでも、空間線量率の上昇が見られず、除染の効果が保たれていることが明らかとなった（乙ニ共342の2）。

南相馬市では、個人積算線量の測定を行っているところ、年間の追加外部被ばく線量は低下傾向にあり、小高区においては、平成29年度に1mSv以下となった住民の割合は91.0%，18歳以下の子どもでは97.8%であった（乙ニ342の3）。

南相馬市では、平成28年3月15日時点で、事業所総数489のうち、224の事業所が再開しており、そのうち小高区内では52の事業所が事業を再開し、その後も順次事業再開がされている（乙ニ共233、298から301まで、304、343、344）。また、営農も順次再開し、平成30年12月からは、南相馬市内の小中学校の給食で市内産米の使用が開始された（乙ニ共295から297まで、342の3）ものの、平成31年3月時点の南相馬市内の遊休農地面積が40.1%を占めるなど、本件事故の影響は相当程度残存している（甲ニ共204）。小高病院は、施設の一部を改修して、平成26年4月頃から外来診療を再開していたところ、本館は建物の損傷が激しく、令和元

年1月から解体工事が行われ、外来診療については、小高保健福祉センターに市立総合病院付属小高診療所として一時移転した。新たな小高診療所は、病院跡地に建設されることとなっており、令和3年12月の再開が目指されている（甲ニ共220, 221）。その他の医療機関については、平成31年4月時点では、小高区内で、病院2、医科診療所1、歯科診療所2が診療を行っている。
5 また、小高区内の小学校（小高小学校、福浦小学校、金房小学校及び鳩原小学校）は、避難指示解除後も南相馬市鹿島中学校内の仮設校舎を利用して合同運営をしていたが、平成29年4月1日に、小高小学校、小高中学校、小高合同児童クラブ、小高幼稚園が再開し、同日には、福島県立小高産業技術高校が開校した。（甲ニ共149, 150、乙ニ共304から306まで）
10

鉄道については、JR常磐線が平成28年7月12日に小高駅と原ノ町駅間ににおいて再開通し、また、運休していた相馬駅と浜吉田駅間の運転が同年12月10日に再開されたことにより、小高駅は仙台駅と鉄道で結ばれることになった。さらに、平成29年4月1日には、小高駅と浪江駅間の運転も再開している。
15 （乙ニ共223, 224, 225）

また、小高区内では、平成28年7月23日から25日に避難指示解除後初の「相馬野馬追」（国の重要無形民俗文化財）が、同年8月13日に「オカエリ夏祭り in 小高2016」が、同年10月15日から16日に「おだか秋祭り」が開催された。（乙ニ共292から294まで）

20 令和元年10月1日現在の南相馬市の人口は5万3643人と減少傾向が続いているが、世帯数は2万6275人とやや増加しており、他の区域からの避難者や工事関係者が増加したことがうかがわれる（甲ニ共206）。また、平成30年に南相馬市が行った住民意識調査では、生活への不安・心配として「放射線による人体への影響」を挙げる者は34.7%で、平成27年の47.9%からは減少しているものの、「医療・健康」、「体調面や健康面（放射線以外）」、「介護・福祉」に次いで多くなっている。

2 承継前原告番号 7-1

(1) 認定事実

証拠（甲ニ 7 の 1～4，証人 [後に原告番号 7-3 となった者]）のほか，後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば，次の事実が認められる。

ア 避難前の生活状況等

承継前原告番号 7-1（大正 13 年 [] 生まれ）は，南相馬市 [] で生まれ育ち，平成 23 年 3 月 11 日まで，約 86 年間同所で生活していた。その家系は，[] があるとされ，承継前原告番号 7-1 は，様々な [] を取り仕切っていた。

原告番号 7-2 及び 7-3 は，承継前原告番号 7-1 の子である。

承継前原告番号 7-1 は，平成 13 年頃に夫が死亡した後は，長女と共に南相馬市の自宅で生活していた。

15

承継前原告番号 7-1 は，本件事故前は，加齢により耳が聞こえにくくなっていたほか，外出には杖を使用し，自宅内でも車いすを利用することがあったが，家事は長女と分担して行っており，買い物や散歩等もしていた。また，ペットとして猫を飼育していた。

イ 避難の状況

20

承継前原告番号 7-1 は，平成 23 年 3 月 11 日，自宅にいたところ本件地震に遭遇し，やかんからこぼれた熱湯が原因で，臀部に火傷を負った。承継前原告番号 7-1 は，大津波警報を聞き，着の身着のまま，飼い猫を残して，長女の運転する自動車に乗って南相馬市の県立 [] 高校へ避難した。承継前原告番号 7-1 らは，[] 高校では体育館で一泊したが，体育館には避難者が多数おり，座る場所を確保することはできたものの，毛布は支給されず，食事はおにぎり 1 個と茶 1 缶が支給された。

25

承継前原告番号 7-1 は，同月 12 日，避難の呼びかけを聞き，長女が運転する自動車に乗って，南相馬市 [] の [] 中学校へ避難し，同月 1

3日まで、█████中学校の体育館で過ごした。█████中学校の体育館も避難者が多数おり、寝る場所を確保することはできなかつたため、壁に寄りかかって座つて休んだ。食事は、おにぎり1個と茶1缶が支給された。

承継前原告番号7-1は、同日、原告番号7-3と連絡を取り、同月14日、原告番号7-3の夫が運転する自動車に乗つて、千葉県船橋市の原告番号7-3の自宅に避難した。承継前原告番号7-1は、船橋市への避難後、臀部の火傷の治療を受けることができたが、受傷後すぐに治療を受けることができなかつたため、完治まで約2か月を要した。

ウ 避難後の生活状況等

承継前原告番号7-1は、原告番号7-3の自宅1階の8畳間を生活スペースとして利用しており、家財、日用品、仏壇等を購入した。

承継前原告番号7-1は、平成23年の夏頃、一時帰宅をするため南相馬市へ向かつたが、同市█████が避難区域として閉鎖されていたため、4キロメートル手前まで行くことしかできなかつた。

承継前原告番号7-1は、避難生活中、料理することもなく、外出することも少なくなり、また、避難生活中に糖尿病等に罹患し、寝て過ごすことが多くなつた。

平成26年8月には、南相馬市█████で承継前原告番号7-1の夫の13回忌法事が営まれたが、承継前原告番号7-1には千葉県から南相馬市まで移動する体力がなく、参列することができなかつた。

承継前原告番号7-1は、平成28年█████、死亡し、その遺言により、原告番号7-2及び7-3が、承継前原告番号7-1の一審被告らに対する損害賠償請求権を2分の1ずつ相続した。

エ 既払額

承継前原告番号7-1に対する既払額は、2190万3887円であり、本件で請求している損害に対応する金額は、別紙11損害等一覧表の「原

告番号7ら」の承継前原告番号7-1に対応する各損害項目の「既払額」欄記載のとおりである。

(2) 損害の検討

ア 宅地・建物

5 (ア) 証拠(甲ニ7の2)によれば、承継前原告番号7-1は、本件事故当時、次の不動産を所有しており、平成22年度の固定資産税評価額は、次のとおりであったことが認められる。

宅地 296.71m² 613万9226円

10

① 木造居宅 69.00m² 10万2500円
② 木造併用住宅 99.83m² 5万7308円
③ 木造附属家 35.05m² 12万6827円

15

(イ) 一審被告東電の既払額は、宅地について支払われた292万6365円であり、一審被告東電が損害として認める金額は次のとおりである。

a 宅地 499万9206円

792万5571円 (613万9226円×1.43×65/72
(1円未満切上げ)) から上記既払額を控除した残額

b 建物① 267万8542円

198万0875円 (平均新築単価(建物)3万1800円×69.00m²×65/72) + 69万7667円 (平均新築単価(構築物・庭木)1万1200円×69.00m²×65/72)

c 建物② 387万5346円

286万5953円 (平均新築単価(建物)3万1800円×99.83m²×65/72 (1円未満切上げ)) + 100万9393円 (平均新築単価(構築物・庭木)1万1200円×99.83m²×65/72)

20

25

2 (1円未満切上げ))

d 建物③ 61万7027円

45万5650円 (平均新築単価 (建物) 1万4400円×35.

0.5m²×6.5/72) + 16万1377円 (平均新築単価 (構築物・
庭木) 5100円×35. 0.5m²×6.5/72 (1円未満切上げ))

e 建物①から③の合計 717万0915円

(ウ) 原判決の認定額は、上記(イ)と同額であるところ、この点について、原告番号7-2及び7-3は、当審において同額を超える主張はしないとしており、原判決認定の1509万6486円をもって相当と認める

イ 農地

証拠(甲ニ7の2)によれば、承継前原告番号7-1は、本件事故当時、次の土地を所有していたと認められる。

所在 [REDACTED]

地目 畑

地積 2609.00m²

平成22年度の固定資産税評価額 15万6540円

これについて、一審被告東電が損害として認める金額は、141万320.9円 (状況類似地区区分ごとの農地単価600円×2609m²×6.5/72 (1円未満切上げ)) であり、原判決の認定額も同額である。この点について、原告番号7-2及び7-3は、当審において同額を超える主張をしないとしており、原判決認定の141万3209円をもって相当と認める。

ウ 家財道具

一審被告東電の既払額は、445万円 (定型賠償基準:避難指示解除準備区域、大人2名世帯) であり、原判決では、これを超える損害が発生したことは具体的に立証されていないといわざるを得ないとされたところ、

この点について、原告番号7-2及び7-3は、当審において同額を超える主張をしないとしており、家財道具の損害としては、既払額と同額の445万円をもって相当と認める。

エ 避難生活に伴う慰謝料

5 一審被告東電による慰謝料としての既払額は、合計1031万円（承継前原告番号7-1の死亡した平成28年[REDACTED]より後の平成30年3月31日までの分として算定した額に一定の加算をした額+ペット喪失分5万円）である。

10 承継前原告番号7-1は、本件事故により、87歳で初めて生まれ育った地を突然に離れざるを得なくなり、慣れない環境での不便な生活を送ることとなった。高齢で、足も弱っていた承継前原告番号7-1にとって、このような避難生活は過酷なものであったことは明らかであり、これによる精神的苦痛は相当大きかったといえる。

15 もっとも、承継前原告番号7-1は、平成28年[REDACTED]に死亡しているから、避難生活に伴う慰謝料の終期は同日までとするのが相当である。

これら的事情を総合考慮し、承継前原告番号7-1の平成28年[REDACTED]までの避難生活に伴う慰謝料は、751万円（12万円×62か月+2万円+5万円（ペット喪失分））をもって相当と認める。

オ 避難生活に伴う精神的損害以外の精神的損害に対する賠償

20 承継前原告番号7-1は、南相馬市[REDACTED]で生まれ育ち、約86年間にわたって同所で生活していたところ、本件事故により自宅のある南相馬市[REDACTED]が避難指示解除準備区域となったことにより、同市での生活や地域住民とのつながり等の生活環境をその基盤から失ったのであって、大きな精神的苦痛を被ったと認められる。避難指示は平成28年7月21日に解除されたものではあるが、承継前原告番号7-1は、その解除前に死亡しており、南相馬市への帰還を望みながら無念の死を遂げたものであって、

その精神的苦痛は大きかったと認められる。その他本件に現れた一切の事情を考慮すると、承継前原告番号7-1の上記精神的苦痛に対する慰謝料は、400万円と認める。

(3) 弁済の抗弁（既払額等）について

ア 以上によれば、承継前原告番号7-1らの損害額及び一審被告東電の既払額は、次のとおりである。

(ア) 宅地・建物

損害額 1509万6486円 既払額 292万6365円

(イ) 農地

損害額 141万3209円 既払額 0円

(ウ) 家財道具

損害額 445万円 既払額 445万円

(エ) 慰謝料

損害額 1151万円 既払額 1031万円

(オ) 既払額を控除した損害額合計

1478万3330円

イ その他の弁済の抗弁について

一審被告東電は、承継前原告番号7-1が受領した慰謝料1031万円の一部である230万円については、過払いになっていると主張するが、前記アのとおり、当審において承継前原告番号7-1について認める慰謝料額は1151万円であるから、過払いは生じていないことになる。

(4) 原告番号7-2及び7-3による承継

前記認定事実のとおり、原告番号7-2及び7-3は、承継前原告番号7-1の本件に係る損害賠償債権を2分の1ずつ相続したところ、その額は、それぞれ、739万1665円である。

(5) 弁護士費用

本件事故と相当因果関係のある弁護士費用相当の損害は、原告番号7-2及び7-2につき、それぞれ73万9166円と認める。

(6) 認容額

以上によれば、一審被告東電に対する認容額は、原告番号7-2及び7-3につき、それぞれ813万0831円である。なお、原判決において原告番号7-2及び7-3の一審被告国に対する請求は全部棄却されたが、原告番号7-2及び7-3は控訴をしていない。

3 原告番号10ら

(1) 認定事実

10 証拠（甲ニ10の4から6、原審における原告番号10-1本人、当審における原告番号10-2本人）のほか、後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 避難前の生活状況等

15 原告番号10-1（昭和34年[]生まれ）と原告番号10-2（昭和33年[]生まれ）は、いずれも千葉県で生まれ育ったが、平成7年6月に婚姻し、同月7日に南相馬市[]のアパートに転居し、同所で暮らし始めた。原告番号10-3（平成8年[]生まれ）と原告番号10-4（平成12年[]生まれ）は、原告番号10-1及び10-2の子である。

20 原告番号10-1は、本件事故前から、後天性の右足膝関節の機能障害があり、高血圧の持病を有していた。原告番号10-1は、平成7年9月頃から平成20年頃まで[]で勤務していたが、本件事故当時は求職中であり、世帯で生活保護を受給していた。

25 原告番号10-2は、本件事故前から、両下肢機能の著しい障害により、身体障害者等級2級と認定され、身体障害者手帳の交付を受けていた。原告番号10-2は、外出時は車いすを使用し、自宅内では、風呂釜内の補

助具の他は、特に器具等を使用しておらず、腕の力でテーブル等を歩行器代わりにして移動していた。(甲ニ10の1)

原告番号10-3は、本件事故当時、南相馬市立[]に通学していた。

原告番号10-4は、知的障害を有しており、本件事故当時、南相馬市立[]に通学していた。

イ 避難の状況

原告番号10-1、10-2及び10-4は、平成23年3月11日、道の駅[]に避難し、原告番号10-3は[]の[]小学校に避難し、同月12日まで滞在した。その後、原告番号10らは、同月13日から同月14日まで[]の中学校に、同月15日から同月18日まで[]に避難した。避難所では、1人1枚毛布が支給され、食事はおにぎり1個やパン1個が支給された。原告番号10-1は、持病の高血圧の薬を摂取することができず、めまいや頭痛に悩まされた。原告番号10-2は、屋外での移動に車いすが必要であったが、車いすを必要とする10人程度に対して1、2台ほどの車いすしかなかったため、自由に使うことはできなかった。原告番号10-4は、避難中の集団生活になじむことができず、常時萎縮したような状態であった。

原告番号10らは、同日、上記[]の避難所を閉鎖する旨の南相馬市長のアナウンスを聞き、千葉県へ避難することを決意した。原告番号10らは、同月19日は茨城県のモーテルに宿泊し、同月20日から同月21日まで東京都内の原告番号10-2の姉の自宅に宿泊し、同日から同年4月3日まで千葉県内の原告番号10-2の実家に宿泊した。そして、同月4日に、千葉県君津市[]に入居した。入居した居室は4階であったが、エレベーターがなく、原告番号10-1が原告番号10-2を介助して昇降していた。

ウ 避難後の生活状況等

原告番号10らは、平成24年7月18日、千葉県君津市 [] の借上住宅に転居した。転居費用は、4万0775円であった。(甲ニ10の3)

5

原告番号10-1は、平成23年10月頃から医療機関で受診することがあり、平成30年6月11日以降は、適応障害での通院もしている。また、原告番号10-1は、避難後も生活保護を受給している。(甲ニ10の9、11、当審における原告番号10-2)

原告番号10-2は、避難後、障害の状態が悪化し、車いすがなければ移動できないほどとなった。

10

原告番号10-3は、避難後、君津市立 [] に転入したが、同級生からのいじめに遭い、同市立 [] へ転校を余儀なくされた。その後定時制高校に入学し、平成27年3月に卒業した後は、[] などの業務に従事している。(甲ニ10の8、当審における原告番号10-2)

15

原告番号10-4は、避難生活中、君津市立 [] に転入し、[] に通い、千葉県立 [] に進学した。卒業後は、自宅で過ごしている。(当審における原告番号10-2)

エ 既払額

20

原告番号10らに対する既払額は、4966万7110円であり、本件で請求している損害に対応する金額は、別紙11損害等一覧表の「原告番号10ら」の各一審原告に対応する各損害項目の「既払額」欄記載のとおりである。

(2) 損害の検討

ア 家財道具（原告番号10-1）

25

一審被告東電の既払額は505万円であり、原判決は、これを超える損害が発生したとは認められないとしているところ、原告番号10-1は、

当審においてこれを超える主張はしないとしている。したがって、損害は、
505万円をもって相当と認める。

イ 引っ越し費用（原告番号10-1）

原判決は、原告番号10-1が引っ越し費用として支払った4万077
5円は本件事故と相当因果関係のある損害と認められるが、一審被告東電
は避難・帰宅等に係る費用相当額として、100万8000円を支払っているから、既払分を控除すると0円となるとしているところ、原告番号1
0-1は、当審においてこれを超える主張はしないとしている。したがつ
て、損害としては、4万0775円をもって相当と認める。

ウ 避難生活に伴う慰謝料（原告番号10ら）

（ア）一審被告東電による慰謝料としての既払額は、次のとおりである。

① 原告番号10-1 979万5000円

852万円（月額12万円×1か月+月額10万円×84か月）+
127万5000円（要介護による増額分月額1万5000円×6
5か月+介護者であることによる増額分月額2万円×25か月）=
979万5000円

② 原告番号10-2 1022万円

852万円（月額12万円×1か月+月額10万円×84か月）+
170万円（要介護による増額分月額2万円×85か月）=102
2万円

③ 原告番号10-3 985万円

852万円（月額12万円×1か月+月額10万円×84か月）+
85万円（要介護による増額分月額1万円×85か月）+48万円
(自主的避難対象区域への避難)=985万円

④ 原告番号10-4 992万5000円

852万円（月額12万円×1か月+月額10万円×84か月）+

92万5000円（要介護による増額分月額1万円×85か月+7万5000円）+48万円（自主的避難対象区域への避難）=99万5000円

(イ) 前記認定事実のとおり、原告番号10-1と原告番号10-2は、持病や身体障害があり、避難所での避難生活における不便さはかなり大きかったといえる。また、原告番号10-4は、知的障害があったことから避難生活から生じる精神的負荷が非常に大きいと考えられ、やはり避難生活により多大な精神的苦痛を受けたといえる。これらの事情その他一切の事情を考慮すると、世帯全体として、通常の避難者と比べて精神的苦痛が大きかったものと認められる。原告番号10らの自宅のある地域の避難指示は、平成28年7月12日に解除されたが、障害を抱える原告番号10らの世帯にとっては、帰還することも困難を伴うものと考えられる。したがって、原告番号10らの避難生活に伴う慰謝料を次のとおり認める。

- ① 原告番号10-1, 10-2, 10-4 各1022万円
(月額12万円×85か月+避難所生活による増額分2万円)
- ② 原告番号10-3 937万円
(月額11万円×85か月+避難所生活による増額分2万円)

エ 避難生活に伴う精神的損害以外の精神的損害に対する賠償（原告番号10ら）

原告番号10らは、約16年間にわたって南相馬市[]で生活し、地域社会との密接なつながりを形成してきたところ、本件事故により自宅アパートの所在する地域が避難指示解除準備区域となったことにより、南相馬市[]の自宅での暮らしや近隣住民とのつながり等の生活環境をその基盤から失い、それによる精神的苦痛を被ったと認められる。避難指示は平成28年7月12日に解除され、[]では、事業や学校が再開する

など、復興が進みつつあるものの、本件事故前の生活環境が基盤から大きく変容していると認められるのであって、原告番号10らが帰還をせずにいるのは、そのような事情によるものと考えられ、そのような判断をせざるを得なくなつたことについても精神的苦痛を被つたと認められる。その他本件に現れた一切の事情を考慮し、原告番号10らの上記精神的苦痛に対する慰謝料の額をそれぞれ300万円と認める。

5 (3) 弁済の抗弁（既払額等）について

ア 以上によれば、原告番号10らの損害額及び一審被告東電による既払額は、次のとおりである。

10 (ア) 家財道具（原告番号10-1）

損害額 505万円 既払額 505万円

(イ) 引っ越し費用（原告番号10-1）

損害額 4万0775円 既払額 4万0775円

(ウ) 慰謝料

15 ① 原告番号10-1

損害額 1322万円 既払額 979万5000円

② 原告番号10-2

損害額 1322万円 既払額 1022万円

③ 原告番号10-3

損害額 1237万円 既払額 985万円

20 ④ 原告番号10-4

損害額 1322万円 既払額 992万5000円

(エ) 既払額を控除した損害額合計

25 ① 原告番号10-1 342万5000円

② 原告番号10-2 300万円

③ 原告番号10-3 252万円

④ 原告番号10-4 329万5000円

イ その他の弁済の抗弁について

一審被告東電は、原告番号10-3及び10-4に対して、自主的避難等対象者として支払った賠償金（各4.8万円）については、世帯構成員との関係で弁済の抗弁を構成すると主張する。しかし、上記賠償金については、まずは原告番号10-3及び10-4の損害賠償額から控除することとしても、その賠償の趣旨に沿わないとまではいえないというのが相当であるところ、上記アのとおり、上記賠償金については、原告番号10-3及び10-4のそれぞれの損害賠償額から控除すると、その残余はないから、上記主張についての判断を要しない。

(4) 弁護士費用（原告番号10ら）

本件事故と相当因果関係のある弁護士費用相当の損害は、次のとおり認め
る。

- ① 原告番号10-1 34万2500円
- ② 原告番号10-2 30万円
- ③ 原告番号10-3 25万2000円
- ④ 原告番号10-4 32万9500円

(5) 認容額

以上によれば、原告番号10らの認容額は、一審被告東電及び一審被告国
のいずれに対しても、次のとおりとなる。

- ① 原告番号10-1 376万7500円
- ② 原告番号10-2 330万円
- ③ 原告番号10-3 277万2000円
- ④ 原告番号10-4 362万4500円

4 原告番号12ら

(1) 認定事実

証拠（甲ニ12の1、12の9～11、原審における原告番号12-1本人）のほか、後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば次の事実が認められる。

ア 避難前の生活状況等

原告番号12-1（昭和23年 [] 生まれ）は、承継前原告番号12-4（大正15年 [] 生まれ）の子である。原告番号12-2（昭和31年 [] 生まれ）は、原告番号12-1の妻である。

原告番号12-3（昭和58年 [] 生まれ）は、原告番号12-1と12-2の二男である。

承継前原告番号12-4は、南相馬市 [] で生まれ育ち、本件事故時まで同区で生活していた。原告番号12-1も、同区で生まれ育ち、川崎市、名古屋市での生活を経て、昭和49年頃に同区の実家に戻り、以降同区で生活していた。

原告番号12-1は、本件事故当時、[] で勤務しつつ、地域の [] [] を務めていた。また、原告番号12-2は、本件事故当時、[] に勤務していた。

原告番号12-3及び承継前原告番号12-4は、本件事故当時、原告番号12-1及び12-2と共に [] の自宅で生活していた。また、原告番号12-1及び12-2の長男と長女も南相馬市に居住しており、原告番号12らの自宅を訪れて交流していた。

イ 避難の状況

原告番号12-1は、本件地震発生当時、浪江町で警備業務に従事していた。原告番号12-2は、本件地震発生後、自宅に帰り、承継前原告番号12-4及び原告番号12-3と共に [] にある原告番号12-1の弟宅へ避難した。原告番号12-1も、一旦自宅に帰り、上記弟宅に避難した。原告番号12らは、平成23年3月12日、福島第一原発1号機が爆発したとの報道を知り、自動車で飯舘村の避難所へ避難した。し

かし、飯舘村の避難所は避難者が多数おり窮屈であったため、原告番号12らは、同日夜、自動車で福島市に避難することにし、同日午後10時又は午後11時頃、[REDACTED]に到着した。[REDACTED]も多数の避難者がおり、原告番号12らは、4階の通路で毛布にくるまって一夜を明かした。

5

原告番号12らは、同月13日、自動車で、福島市の[REDACTED]に移動し、同月17日まで滞在した。[REDACTED]にも多数の避難者がおり、雑魚寝状態で、水道は使えず、簡易トイレしかなく、食事はパン、水、茶が支給された。原告番号12らは、同月14日、福島第一原発3号機が爆発したとの報道に接し、福島も線量が高いという周囲の声もあったため、新潟県に避難することにした。

10

原告番号12らは、同月18日、自動車で、新潟県の[REDACTED]に移動した。[REDACTED]でも床で寝ることになった。

15

原告番号12らは、同月19日、新潟市職員の紹介により新潟県南魚沼郡[REDACTED]の旅館に移動した。原告番号12-1は、同旅館で、ようやく娘及び弟の家族の安否確認をすることができた。

15

原告番号12らは、同年4月9日、[REDACTED]が千葉県東金市で業務を再開することになり、同市のアパートを間借りすることになったため、自動車で同市へ移動し、同アパートで暮らし始めた。

ウ 避難後の生活状況等

20

承継前原告番号12-4は、平成23年5月13日、急性心筋梗塞を発症し、同月14日入院し、急性心不全、肺血腫及び尿毒症と併せて治療を受けた。承継前原告番号12-4は、同年9月8日まで入院し、長期の入院により著しく筋力が低下したため、同日、東金市所在の介護保険老人施設に入所したが、平成29年[REDACTED]に死亡し、原告番号12-1がその一審被告らに対する損害賠償請求権を相続した。(甲ニ12の3、4、弁論の全趣旨)

25

原告番号12-2は、平成27年3月頃、[REDACTED]が南相馬市[REDACTED]に移転するのに伴い、千葉県東金市から同区に転居した。原告番号12-1は、東金市の介護老人保健施設に入所している承継前原告番号12-4のため、東金市での生活を続けていたが、承継前原告番号12-4が死亡した後、原告番号12-2と共に南相馬市[REDACTED]にある[REDACTED]に居住している。(甲ニ12の12)

原告番号12-1は、避難後は無職となり、外出することが少なくなり、自宅で過ごす時間が増えた。

原告番号12-3は、原告番号12-1が南相馬市に転居した後も、千葉県内に居住している。(甲ニ12の12)

エ 既払額

原告番号12らに対する既払額は、合計8645万9750円であり、本件で請求している損害に対応する金額は、別紙11損害等一覧表の「原告番号12ら」の各一審原告に対応する各損害項目の「既払額」欄記載のとおりである。

(2) 損害の検討

ア 不動産（建物、土地）（原告番号12-1、原告番号12-2、承継前原告番号12-4）

証拠（甲ニ12の5～8）によれば、原告番号12-1、原告番号12-2及び承継前原告番号12-4は、本件事故当時、次の土地建物を所有していたことが認められる。

① 南相馬市[REDACTED]

宅地 327m²

平成22年度の固定資産税評価額 350万0826円

（原告番号12-1及び承継前原告番号12-4の持分 各2分の1）

② 南相馬市[REDACTED]

居宅

床面積 1階99.34m², 2階 55.45m²

平成22年度の固定資産税評価額 363万7232円

(原告番号12-1の持分 5分の4)

(原告番号12-2の持分 5分の1)

ただし、上記建物は、平成28年12月20日をもって取り壊された
5 (乙二12の1)。

10

15

20

25

一審被告東電が損害として認める金額は、上記①の宅地につき、451
万9470円（350万0826円×1.43×65／72（1円未満切
上げ））、上記②の居宅につき1661万5078円（363万7232円
×建築物係数5.06×65／72（1円未満切上げ））である。そして、
一審被告東電は、宅地について、原告番号12-1及び原承継前告番号1
2-4に対しそれぞれ225万9735円、建物について、原告番号12
-1に対し合計1516万8971円（1343万5323円+建物修復
費用173万3648円）、原告番号12-2に対し合計375万642
8円（332万3016円+建物修復費用43万3412円）を支払って
いる。なお、上記建物修復費用は、財物賠償を先行して支払う性格を有す
るものであるから、建物の損害の賠償の一部と解するのが相当である。

一審被告東電が損害として認める金額は、一審被告東電の不動産の評価
基準に従って算定された金額であるところ、前記第2の2(2)のとおり、
この算定方法は合理的な方法であるということができ、これを超える損害
が生じていることの具体的立証はない。この点につき、原判決は、原告番
号12らの自宅建物（上記②の建物）は、平成25年4月12日時点で、
建物1階の廊下で0.398μSv毎時、2階で0.436μSv毎時の
放射線量が計測され、同年5月から同年10月頃には、カビが繁殖し、ネ
ズミの死骸や糞が散乱しているような状態にあったことや、避難指示解除
後の平成28年8月1日時点において、原告番号12らが利用していた
スーパーは閉鎖されているなど、通常の生活を送るために必要な店舗も

再開しておらず、住民も直ちに帰還することができていない状況がうかがわれるのことなどから、自宅の土地（上記①の土地）及び建物については、避難指示期間割合（65／72）を超えて使用不能な状態にあったとみるべきであり、遅くとも本件事故から6年を経過する時点においても同様であったと考えられるとして、土地の損害を500万6182円（平成22年度の固定資産税評価額350万0826円×1.43。1円未満切上げ）と認め、建物の損害については、上記一審被告東電の既払額を超えるものとまでは認められないと判示した。しかしながら、上記のとおり、②の建物は、避難指示解除後の平成28年12月に取り壊されていて、①の土地についての取引は可能な状態になっていること、②の建物については、上記のとおり、建築修復費用も賠償されていること等の事情を総合考慮すると、土地について、全損と扱うことが相当とは認められず、他にこれを全損と認めるに足りる証拠はない。

したがって、自宅土地建物の損害額は、土地につき451万9470円（原告番号12-1及び承継前原告番号12-4につき、それぞれ225万9735円）、建物につき1661万5078円（原告番号12-1につき1329万2062円、原告番号12-2につき332万3016円）をもって相当と認める。

イ 家財道具（原告番号12-1、原告番号12-2）

一審被告東電による既払額は535万円であり、原判決は、これを超える損害が発生したことは具体的に立証されていないと判示したところ、原告番号12-1及び12-2は、当審においてこれを争わないとしている。したがって、家財道具に係る損害は、535万円をもって相当と認める。

なお、家財道具の所有者は、原告番号12らの自宅建物の所有者と同じであると認めるのが相当であり、原告番号12-1が持分割合5分の

4 (428万円), 原告番号12-2が持分割合5分の1 (107万円)で共有していたものと認める。

ウ 避難生活に伴う慰謝料（原告番号12ら）

(ア) 一審被告東電による慰謝料としての既払額は次のとおりである。

① 原告番号12-1, 12-2, 12-3

各852万円（平成30年3月分まで）

12万円（平成23年3月分）+840万円（月額10万円×84か月（平成23年4月1日～平成30年3月31日）=852万円

② 承継前原告番号12-4

919万5000円

12万円（平成23年3月分）+840万円（月額10万円×84か月（平成23年4月1日～平成30年3月31日）+67万5000円（要介護者等の増額分。平成26年11月まで月額1万5000円）=919万5000円

(イ) 原告番号12らは、本件事故により突然に住み慣れた南相馬市の自宅からの避難を余儀なくされ、避難所を転々とした後、見知らぬ土地で生活することとなった。特に、承継前原告番号12-4は、本件事故当時90歳と高齢であり、本件事故から約2か月後に心筋梗塞を患い長期入院を余儀なくされ、筋力低下により施設に入所することになり、原告番号12-1は、承継前原告番号12-4の介護をしながらの避難生活を強いられることになった。このような避難生活により、原告番号12らは精神的苦痛を被ったものと認められる。原告番号12-2は、平成27年3月、元の職場が再開したことに伴い南相馬市[]に単身移転しているが、同じ南相馬市内での生活とはいえ、本件事故前と同じ生活ができるようになったわけではなく、勤務のためにやむなく単身で移転したとみられるから、これをもって避難を終了したとみることは相当でな

い。原告番号12-1が平成29年[]の承継原告番号12-4の死亡後に原告番号12-2と同居するようになったことや、この際、原告番号12-3が千葉県に残ることを選択したことについても同様である。

5 なお、原告番号12らは、平成28年7月12日に避難指示が解除された後の同年12月20日に自宅を取り壊しているが、これも避難生活が続く中で、自宅への帰還を断念したものではあるが、これをもって避難生活が終了したと解することもできない。もっとも、承継前原告番号12-4は、平成29年[]に死亡しているから、避難に伴う慰謝料の終期は、同月までとするのが相当であり、原告番号12-1の介護に伴う増額分も同月までとするのが相当である。
10

したがって、原告番号12らの避難生活に伴う慰謝料は、次のとおり認める。

① 原告番号12-1 964万5000円

15 月額11万5000円×75か月+月額10万円×10か月+2万円（避難所生活による増額分）

② 原告番号12-2 852万円

月額10万円×85か月+2万円（避難所生活による増額分）

③ 原告番号12-3 852万円

20 月額10万円×85か月+2万円（避難所生活による増額分）

なお、原告番号12-3は、平成29年3月までに生じた慰謝料のみを本訴において請求しており、その間の慰謝料は、732万円（10万円×73か月+2万円）となる。

④ 承継前原告番号12-4 864万5000円

25 月額11万5000円×75か月+2万円（避難所生活による増額分）

エ 避難生活に伴う精神的損害以外の精神的損害に対する賠償（原告番号1
2ら）

原告番号12らは、長年にわたり南相馬市 [] で生活し、地域社会との密接なつながりを形成してきたところ、本件事故により自宅の所在する地域が避難指示解除準備区域となったことにより、[] の自宅での暮らしや近隣住民とのつながり等の生活環境をその基盤から相当期間にわたって失い、それによる精神的苦痛を被ったと認められる。南相馬市の避難指示は平成28年7月12日に解除され、[] では、事業や学校が再開するなど、復興が進みつつあるものの、本件事故前の生活環境が基盤から大きく変容しているのであって、原告番号12らが帰還をせずにいるのは、そのような事情によるものと考えられ、そのような判断をせざるを得なくなつたことについても精神的苦痛を被ったと認められる。

その他本件に現れた一切の事情を考慮して、原告番号12らの上記精神的苦痛に対する慰謝料を、それぞれ300万円と認める。

15 (3) 弁済の抗弁（既払額等）について

ア 以上によれば、原告番号12らの損害額及び一審被告東電による既払額は、次のとおりである。

(ア) 土地（原告番号12-1, 承継前原告番号12-4）

損害額 各225万9735円 既払額 各225万9735円

(イ) 建物（原告番号12-1, 原告番号12-2）

① 原告番号12-1

損害額 1329万2062円 既払額 1516万8971円

② 原告番号12-2

損害額 332万3016円 既払額 375万6428円

25 なお、原告番号12らについては既払額が損害額を超えていたが、一審被告東電は、損害項目を超えた弁済の抗弁は主張していない。

(ウ) 家財道具 (原告番号12-1, 原告番号12-2)

① 原告番号12-1

損害額 428万円 既払額 428万円

② 原告番号12-2

損害額 107万円 既払額 107万円

5

(エ) 慰謝料

① 原告番号12-1

損害額 1264万5000円 既払額 852万円

② 原告番号12-2

損害額 1152万円 既払額 852万円

10

③ 原告番号12-3

損害額 1152万円 既払額 852万円

(請求期間に対応した金額は、損害額1032万円、既払額732万円)

15

④ 承継前原告番号12-4

損害額 1164万5000円 既払額 919万5000円

(オ) 既払額を控除した損害額合計

① 原告番号12-1 412万5000円

② 原告番号12-2, 12-3 各300万円

④ 承継前原告番号12-4 245万0000円

20

イ その他の弁済の抗弁について

一審被告東電は、承継前原告番号12-4に対する慰謝料は、その死亡後も月額10万円、合計100万円が支払われているところ、これは過払いに当たるから、全損害に対して充当されるべきであると主張する。しかし、上記アのとおり、承継前原告番号12-4についての慰謝料について上記の支払分を控除しても残額が生ずることとなるから、上記支払がその

25

余の項目の損害についての弁済となる余地はない。

(4) 弁護士費用

本件事故と相当因果関係のある弁護士費用相当の損害は、次のとおり認め
る。

- ① 原告番号12-1 41万2500円
② 原告番号12-2, 12-3 各30万円
④ 承継前原告番号12-4 24万5000円

(5) 認容額

以上によれば、原告番号12らの一審被告東電に対する認容額は、次のと
おりとなる。なお、原判決において原告番号12らの一審被告国に対する請
求は全部棄却されたが、原告番号12らは控訴していない。

- ① 原告番号12-1 723万2500円

原告番号12-1の損害額合計453万7500円に承継前原告番号1
2-4の損害額合計269万5000円を加算した金額

- ② 原告番号12-2, 12-3 各330万円

5 原告番号13ら

(1) 認定事実

証拠（甲ニ13の58, 13の68, 13の70の各証、原審における原
告番号13-2本人）のほか、後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事
実が認められる。

ア 避難前の生活状況等

承継前原告番号13-1（昭和26年 [] 生まれ）及び原告番号
13-2（昭和29年 [] 生まれ）は、夫婦である。

承継前原告番号13-1の父は、昭和59年 [] に死亡している
が、次の不動産を所有していた。これらについては遺産分割手続が未了で
あり、本件事故時点においても、承継前原告番号13-1の父の所有名義

となっていた。(甲ニ13の53~56)

(土地)

南相馬市	宅地	347.59m ²
南相馬市	雑種地	7.26m ²

(建物)

所在	南相馬市
家屋番号	
種類	居宅兼店舗
構造	木造瓦葺2階建
床面積	1階 64.46m ²
	2階 29.75m ²

本件事故時点における承継前原告番号13-1の父の相続人は、承継前原告番号13-1を含む3人であり、この3人が各3分の1の共有持分を有していた(甲ニ13の62、13の63の各証)。

原告番号13らは、親族間の話し合いを経て、上記建物に居住することになり、本件事故当時も上記建物で生活し、上記土地建物の固定資産税も、承継前原告番号13-1が支払っていた。

承継前原告番号13-1は、平成22年10月頃、糖尿病、椎間板ヘルニア腎不全、心筋梗塞、脳梗塞等の持病により、要介護2の認定を受け、障害者手帳1級の交付を受けた。承継前原告番号13-1は、原告番号13-2の補助で僅かな距離を歩くことはできたが、車いすを使用することもあった。

承継前原告番号13-1は、自宅において██████████を経営していたが、本件事故直前には、その持病が原因で休業しており、営業再開の具体的な見込みは立っていなかった。

原告番号13-2は、本件事故当時、南相馬市██████████の██████████

5

10

15

20

25

████████に勤務し、また、同区で知人が経営する████████でも働いていた。

イ 避難の経緯

原告番号13-2は、本件地震発生時、████████で勤務しており、直ちに帰宅した。承継前原告番号13-1は、本件地震の揺れにより転倒して肋骨を損傷した。原告番号13らの自宅は、倒壊こそしなかつたものの、家具が倒れ、窓ガラスが割れるなどしていた。原告番号13-2は、自宅の一部が損壊し、余震の可能性もあり自宅にとどまるのは危険であると感じ、承継前原告番号13-1と共に、████████の████████へと避難し、一夜を過ごした。

10 承継前原告番号13-1は、平成23年3月12日朝、胸の痛みを強く訴えていたため、原告番号13-2は、承継前原告番号13-1を病院に連れて行き、同日夜に自宅に帰った。

15 原告番号13らは、同月13日、再び████████へ避難し、同月14日には、████████の████████に移動し、そこに寝泊まりしていた。同月16日には、南相馬市の職員から同市の一時避難要請について告知があったが、原告番号13らは、移動手段を持たず、また、承継前原告番号13-1の体調が悪化しており、障害を持つ承継前原告番号13-1を受け入れ可能な施設がなかったこと等から、直ちに避難することができず、その後も避難所に滞在していた。その間、原告番号13-2は、心臓や排尿の異常を訴えていた承継前原告番号13-1を病院に連れて行つたが、かかりつけの医師が既に避難しており、他の医師がいないなどの理由から、満足のいく治療を受けることができず、薬の処方をしてもらうことしかできなかつた。

20 原告番号13らは、同月23日、千葉市████████の████████が████████からの避難者を受け入れることになったことから、送迎バスで約10時間をかけて████████に移動した。

ウ 避難後の生活状況等

承継前原告番号13-1は、平成23年5月13日、救急車で千葉市
■の■病院に搬送され、腎不全及び心不全により入院した。承継前原
告番号13-1は、同月25日頃、退院したが、同年6月18日、再度同
病院に入院し、同年8月3日に退院した。(甲ニ13の10の各証)

5

原告番号13-2は、同年5月20日以降、宮城県多賀城市の長男の自
宅(同日から21日まで)、南相馬市の姉の自宅(同日から同年6月19
日まで)、■(同日から同月20日まで、同月25日から
同年7月10日まで)、■病院で過ごした後、同月14日に、千葉市
■の貸家を賃借し、同月15日から同所で生活している(甲ニ1
10

3の45)。

承継前原告番号13-1は、退院後、同年8月頃から原告番号13-2
と■の貸家で生活するようになったが、自立歩行ができない寝たきり
の状態となり、平成24年頃には要介護4の認定を受けた。また、同年か
ら平成25年頃にかけて、慢性心不全、慢性腎不全、糖尿病、糖尿病性網
膜症等により千葉市立■病院及び千葉■病院に通院していた(な
お、千葉市立■病院の通院証明書には、避難との因果関係は不明と記載
されている。甲ニ13の5.1、13の5.2の各証)。承継前原告番号13
-1は、平成24年頃に眼底出血、脳出血で入退院をし、平成25年頃か
らは、慢性腎不全により週3回の人工透析を受けるようになった。同年8
月16日には、両上肢機能の著しい障害、両下肢機能の著しい障害及び糖
尿病による家庭内での日常生活が著しく制限されるじん臓機能障害によ
り、身体障害者等級1級とする身体障害者手帳の交付を受けた(甲ニ13
の1.9)。承継前原告番号13-1は、平成27年頃、■病院に入院し、
25

糖尿病の合併症により左足を切断する手術を受けるなどしたが、同年
■、糖尿病を原因とする慢性腎不全により、死亡した。(甲ニ13の

69)

承継前原告番号13-1の権利義務は、全て原告番号13-2が承継した。

原告番号13-2は、南相馬市の自宅へ一時帰宅をした際、役所の職員から、自宅を放置しておくと倒壊のおそれがあると伝えられ、平成23年6月頃、業者に依頼して自宅を取り壊し、その際、自宅内の家財道具も処分した。なお、自宅の被害について、南相馬市長から罹災証明書の交付を受けている。(甲ニ13の70の2、13の71の1~3)

██████の機械類については、平成24年5月20日付で、██████株式会社から総額518万7000円の買取予定額が提示されたが、一審被告東電の放射線測定結果を受け、その買取りを拒否された。(甲ニ13の49、50)

原告番号13-2は、千葉市への避難後は、承継前原告番号13-1の介護等に追われ、就労することはできなかった。

エ 既払額

原告番号13らに対する既払額は、合計60万円であり、本件で請求している損害に対応する金額は、別紙11損害等一覧表の「原告番号13ら」の各一審原告に対応する各損害項目の「既払額」欄記載のとおりである。

(2) 損害の検討

ア 原告番号13らの避難と本件事故の因果関係について

(ア) 前記認定事実のとおり、原告番号13らは、当初は本件地震を契機として南相馬市██████の自宅から避難したものであるが、その後南相馬市の一時避難要請を受けて千葉県へ避難している。そうすると、まず、一時避難要請を受けて避難したことについては、本件事故との因果関係が認められるから、それに要した交通費、宿泊費等については本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。

(イ) 次に、帰宅許容の見解が示された後も避難を継続したことと本件事故との因果関係について検討する。

一時避難要請があった場合に避難生活に入り、帰宅を許容する見解の表明があった後も避難生活を継続することは、一般的には合理性があり、そのような避難をした場合には、平成23年9月頃まで慰謝料が発生すると考えられることは、前記第2の3(3)エのとおりであり、中間指針において、南相馬市による帰宅許容の見解表明から相当期間経過後に生じた避難費用等は賠償対象にならず、この相当期間は、これらの区域における公共施設の復旧状況等を踏まえ、その見解表明の日から住居に戻るまでに通常必要となると思われる準備期間等を考慮し、同年7月末日までを目安とするとされていることも、同様の見解によるものと考えられる。

そして、原告番号13らが帰宅許容の見解表明後に直ちに自宅に戻らなかつたのは、前記認定事実のとおり、本件地震により自宅が倒壊するおそれがあったという事情はあるものの、承継前原告番号13-1が、同年5月12日に避難先の千葉県で████病院に入院したためともいえる。しかるに、承継前原告番号3-1は、本件事故前から持病があり、避難生活中に心臓や排尿の異常を訴え、病院でも満足のいく治療を受けることができなかつたことや、千葉県への移動にバスで約10時間も要し、承継前原告番号13-1にとっての身体的、精神的負荷は相当重かつたと考えられることからすると、承継前原告番号13-1が腎不全及び心不全で入院することになったのは、本件事故前から有していた持病が、上記のような避難生活に伴う身体的、精神的負荷によって悪化したことによるものと認められ、このような健康状態にあった承継前原告番号13-1とこれを介護する原告番号13-2に直ちに帰還することを期待することは、困難を強いることであると考えられる。

そうすると、原告番号13らが、直ちに南相馬市に帰還することができなくなったのは、本件事故に起因すると認めることができる。したがって、南相馬市への帰還を困難とするような事情がなくなったと認められる時期、すなわち、承継前原告番号13-1が退院し相当期間が経過するまでの避難実費等の支出については、必要かつ合理的な範囲で本件事故と相当因果関係のある損害と考えるべきであるところ、承継前原告番号13-1が同年8月5日には退院していることからすると、上記相当期間は、上記のとおり一般的である同年9月末日までとするのが相当である。

他方で、原告番号13らが、承継前原告番号13-1が退院して相当期間経過後も千葉市に居住し続けているのは、前記認定事実のとおり、本件地震により自宅建物が損壊し、同年6月にこれを取り壊したことによる主な原因があるというべきであるから、上記期間経過後千葉市に居住し続けることと本件事故との因果関係は認められず、それに伴う支出等が本件事故と相当因果関係のある損害ということはできない。

この点につき、原告番号13-2は、承継前原告番号13-1が同年8月に[]病院を退院した後も体調の悪化は著しく、その死亡に至るまで日常生活が問題なく送れる状態に回復したことは一度もなかったものであり、また原告番号13-2もその介護のため避難生活を続ける必要があったのであるから、原告番号13らが避難生活を継続せざるを得なかつた期間は、承継前原告番号13-1が死亡するまでの期間であるとすべきである旨主張する。しかし、前記のとおり、承継前原告番号13-1は、平成22年10月頃、要介護2の認定を受け、障害者手帳1級の交付を受けており、家業の[]も休業せざるを得ない状況にあったというのであるから、本件事故直後の避難生活中の症状悪化の原因はともかく、平成23年8月の退院後の症状悪化の原因が、避難生活による

ものと認めるのは困難である。

一方、一審被告東電は、本件地震により自宅建物が全壊し、本件事故の有無にかかわらず避難を余儀なくされたのだから、本件事故により避難を余儀なくされたとする原告番号13らの主張は理由がないとするが、上記のとおり、本件事故がなければ千葉県まで避難することはなかつたと考えられるのであって、合理的な範囲での損害については、本件事故と因果関係があるというべきである。
5

イ 避難実費

(ア) 避難移動費等 (原告番号13ら)

前記認定事実のとおり、原告番号13らは、平成23年3月11日から同月13日にかけて、██████████に避難し、自宅に帰宅し、再度██████████に避難しているが、これは、本件地震後の余震などを警戒してのことであるから、これに要した費用は本件事故と相当因果関係のある損害ということはできない。

15 他方で、同月23日の██████████から千葉市への避難をみると、原告番号13らは迎えのバスにより移動しているのであるから、同人らが避難費用を支出したとは認められない。

その後の承継前原告番号13-1の移動についてみると、入退院、██████████の借家への移動は本件事故がなければ必要がなかつたと考えられるから、これに要した費用は本件事故と因果関係のある損害と認められるところ、一審被告東電の標準交通費の金額、移動経路が千葉市██████内の移動にとどまることを考慮して、5000円を相当な損害と認める。

20 次に、原告番号13-2の移動についてみると、██████████から、宮城県の長男宅、福島県内の姉宅と転々とし、その後は承継前原告番号13-1に付き添い病院と██████████を行き来している。このうち、██████████は一時的な避難先であって、██████████

■から親族宅への移動及び■の貸家への移動は本件事故がなければ必要がなかったと考えられるから、それに要した費用は本件事故と因果関係のある損害と認められるところ、被告東電の標準交通費の金額、移動経路の一部は千葉市■内の移動であることを考慮して、4万7000円を相当な損害と認める。

(イ) 宿泊費（原告番号13-2）

原告番号13-2は、承継前原告番号13-1が入院している間親族宅に宿泊しており、その謝礼の趣旨で1日当たり5000円（合計30泊）を支払ったところ（甲ニ13の68），その間は、本件事故による避難をしていたとみられる期間であり、その金額も相当なものといえるから、この合計15万円については、本件事故と相当因果関係を認めることができる。

(ウ) 引っ越しに関する費用（原告番号13-2）

原告番号13-2は、引っ越しを手伝ってもらったことへの謝礼の趣旨で花等を購入した際の費用を損害として主張しているところ、証拠（甲ニ13の2～4）から認められる支出の時期、金額等に照らし、平成23年7月14日の1万3000円分の支出を本件事故と相当因果関係のある損害と認める。

(エ) 避難実費としての損害額

したがって、原告番号13らの避難実費に関する損害は、次のとおり認める。

① 承継前原告番号13-1 5000円

② 原告番号13-2 21万円

ウ 不動産（承継前原告番号13-1）

原告番号13らは、当審においてこの損害については請求していない。

エ 家財道具（承継前原告番号13-1）

原告番号13らは、当審においてこの損害については請求していない。

オ 一時立入り等の移動費用（原告番号13-2）

証拠（甲ニ13の68）によれば、原告番号13-2は、平成24年4月から同年9月にかけて、█████工場の状況を確認するなどのため、合計4回南相馬市█████に一時帰宅したことが認められるものの、この時点では既に南相馬市が帰宅許容の見解表明をしており、この一時帰宅を立入りということは相当ではなく、それに要した費用が本件事故と相当因果関係のある損害と認めることはできない。また、荷物送付費用（甲ニ13の6～13の9の5）も、その支出の時期等に照らし、本件事故と相当因果関係のある損害と認めることはできない。

カ 生活費増加分（原告番号13ら）

(ア) 承継前原告番号13-1

証拠（甲ニ13の57の各証）によれば、承継前原告番号13-1は、█████の施設利用料として、合計38万2390円を支払ったことが認められる。前記アのとおり、█████への避難は本件事故と因果関係があるから、同所での滞在に要した費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認めることができる。したがって、38万2390円を損害と認める。

前記アのとおり、本件事故直後の入院については、本件事故と因果関係があると認めるのが相当であるから、それに関する入院費用合計2万8645円（甲ニ13の10の各証）、入院関係雑費合計4110円（甲ニ13の11の1～3）は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。また、退院後の入院交通費の一部（甲ニ13の15の1～5）については、退院後もしばらくは通院の必要があることが通常であることからすると、相当期間内の支出として、合計4750円を本件事故と相当因果関係のある損害として認めるのが相当である。

他方で、上記以外の費用については、通院証明書でも、承継前原告番号13-1の傷病と避難との因果関係は不明とされており、承継前原告番号13-1が本件事故前から持病を有していたことからすると、退院後の体調の悪化と本件事故との因果関係を認めることはできず、本件事故と相当因果関係のある損害に当たるということもできない。

したがって、合計41万9895円が損害となる。

(イ) 原告番号13-2

証拠（甲ニ13の21～13の46の17）によれば、原告番号13-2は、別紙16「原告番号13-2の生活費増加分一覧表」のとおりの費用を支出したことが認められる。

このうち、避難先住居の賃料についてみると、承継前原告番号13-1の入院中、及び承継前原告番号13-1が退院した後も相当期間については、原告番号13-2が千葉市に滞在したのは本件事故と因果関係があるということができるから、借家に係る契約金及び平成23年7月から同年9月までの家賃等合計38万3806円の支払については、本件事故と相当因果関係があると認める。それ以外の支出についても、平成23年9月30日までの支出かどうかを基準として、合計11万8556円（同日までに支出したガス使用保証金、荷物送付費用、被服費増加分及び日用品購入代金）を本件事故と相当因果関係のある損害と認める。

したがって、合計50万2362円が損害となる。

キ 休業損害（原告番号13ら）

(ア) [] (承継前原告番号13-1)

前記認定事実のとおり、[]については、承継前原告番号13-1の持病が原因で本件事故当時休業中であり、具体的な再開の見込みが立っていないからすると、本件事故により休業損害が発生したと

認めることはできない。

(イ) [] , [] (原告番号13-2)

証拠(甲ニ13の47, 48)によれば、原告番号13-2の[]

[]における給与(平成22年分)は、87万9947円であったこと、

5

[]での給与(同年4月から平成23年3月まで)は、42万1503円であったことが認められる。

10

そして、前記アで検討したところからすれば、平成23年3月から同年9月までの期間の休業損害については、本件事故と相当因果関係を認めるのが相当であるから、本件事故直前の給与の1か月平均額(7万3328円([]), 3万5125円([]))の7か月分合計である75万9171円を損害と認める。

ク 動産(機械類)(承継前原告番号13-1)

15

前記認定事実のとおり、[]の機械類については、平成24年5月20日には合計518万7000円の買取予定額が提示されていたにもかかわらず、放射線測定結果を受けて買取りを拒否されたというのであり、その他の買取先を探すのは容易でなかったと推測されるから、社会通念上その価値が失われたとみるのが相当であり、上記金額を本件事故と相当因果関係のある損害と認める。

20

この点について、一審被告東電は、上記機械類について、原告番号13らが主張するような放射線物質による汚染があったとしても、表面のふき取りなどしかるべき除染措置をとれば汚染の低減が可能であり、また、[]は政府による避難指示の対象区域ではなく、社会生活を通常どおり営むことができる区域であって、機械類に汚染があったとしても、そのことによってその財物を使用できないとかその効用を発揮できないと解されているものではなく、これにより価値が減少し又は喪失したとは評価できないと主張する。しかし、実際に買受け希望者があり、その希望者からの

25

買受けの希望が撤回されたことは前記認定事実のとおりであって、その後に費用をかけて除染の措置をとったとしても、その除染の効果がどの程度であるかや、その結果買受け希望者が現れたかについては、不明といわざるを得ない。そうすると、これらの機械類については、本件事故により社会通念上価値が失われたと認めるのが相当であり、一審被告東電の上記主張は採用できない。

ケ 避難生活に伴う慰謝料（原告番号13ら）

一審被告東電は、原告番号13ら各自に対し、避難費用の仮払金として、30万円ずつを支払っている。

原告番号13らは、本件地震により避難したものの、南相馬市の避難要請を受け、南相馬市の住居から避難を余儀なくされ、避難生活中に承継前原告番号13-1が2度入院せざるを得なくなるなど、避難生活に伴う精神的苦痛は大きかったと思われる。

上記の事情を考慮し、本件事故と相当因果関係のある原告番号13らの避難生活に伴う慰謝料を、それぞれ84万円（月12万円×7か月）と認める。

コ 避難生活に伴う精神的損害以外の精神的損害に対する賠償（原告番号13ら）

南相馬市は政府による避難指示の対象区域となっていないこと、原告番号13らが自宅へ帰ることができなかつたのは主として本件地震による自宅の損壊・取壊しに原因があることなど、本件に現れた一切の事情を考慮すると、上記キの慰謝料を超えて本件事故と相当因果関係のある損害を認めることはできない。

(3) 弁済の抗弁（既払額等）について

ア 以上によれば、原告番号13らの損害額及び一審被告東電の既払額は、次のとおりである。

(ア) 避難実費

① 承継前原告番号 13-1

損害額 5000円 既払額 0円

② 原告番号 13-2

損害額 21万円 既払額 0円

5

(イ) 生活費増加分

① 承継前原告番号 13-1

損害額 41万9895円 既払額 0円

② 原告番号 13-2

損害額 50万2362円 既払額 0円

10

(ウ) 休業損害 (原告番号 13-2)

損害額 75万9171円 既払額 0円

(エ) 動産 (機械類) (承継前原告番号 13-1)

損害額 518万7000円 既払額 0円

15

(オ) 慰謝料

損害額 各84万円 既払額 各30万円

(カ) 既払額を控除した損害額合計

① 承継前原告番号 13-1 615万1895円

② 原告番号 13-2 20.1万1533円

20

イ 原告番号 13 らについて、一審被告東電が他の弁済の抗弁として明示的に主張している弁済はない。

(4) 弁護士費用 (原告番号 13 ら)

本件事故と相当因果関係のある弁護士費用相当の損害は、次のとおり認め
る。

25

① 承継前原告番号 13-1 61万5189円

② 原告番号 13-2 20万1153円

(5) 認容額

以上によれば、原告番号13-2の認容額は次のとおりとなる。

ア 一審被告東電に対する認容額

897万9770円

5 原告番号13-2の損害額合計221万2686円に承継前原告番号1
3-1の損害額合計676万7084円を加算した額

イ 一審被告国に対する認容額

340万2528円

10 原告番号13-2についても承継前原告番号13-1についても、当審においては、一審被告国に対しては財物損害の一部に係る賠償請求がされておらず、また、一審被告国に対する請求額が一審被告東電に対する請求に係る控訴の不服の範囲と同額とされていることから、一審被告国に対して認容されるべき額は、一審被告東電に対する認容額と異なり、原告番号13-2について認められる損害額合計214万1476円に承継前原告番号13-1について認められる損害額合計126万105
15 2円を加算した額である340万2528円となる。

6 原告番号15ら

(1) 認定事実

20 証拠（甲ニ15の1、15の5、15の6、15の7、原審における原告番号15-1本人、当審における原告番号15-2本人）のほか、後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 避難前の生活状況等

原告番号15-1（昭和32年 [] 生まれ）と原告番号15-2（昭和35年 [] 生まれ）は、夫婦である。

25 承継前原告番号15-3（大正12年 [] 生まれ）は、原告番号15-1の母である。

原告番号15-4（平成8年[]生まれ）と原告番号15-5（平成9年[]生まれ）は、原告番号15-1及び15-2の子である。

5

原告番号15-1は、南相馬市[]で生まれ育ち、平成5年から[]を営んでいた。原告番号15-1は、平成17年頃に、同区[]に自宅を新築した（甲ニ15の2の各証）。

10

原告番号15-2は、平成7年頃に原告番号15-1と婚姻し、平成9年頃からは[]の経理業務を行っていた。本件事故前の平成21年頃にうつ病との診断を受け、定期的に治療を受けていたが、家事等を行うことはできていた。

承継前原告番号15-3は、本件事故当時、デイサービスを利用していたが、送迎車には自分で乗り降りすることができていた。

本件事故当時、原告番号15-4は、中学3年生であり、原告番号15-5は、中学1年生であった。

15

イ 避難の状況

20

原告番号15らは、本件地震発生時には全員自宅におり、情報収集しながら自宅で過ごした。原告番号15らは、平成23年3月12日、福島第一原発1号機に爆発があり、同日夕方には避難指示が出たことから、着の身着のまま、自動車で避難を開始した。原告番号15らは、同月13日午前2時頃、福島県いわき市の原告番号15-2の妹宅に到着した。原告番号15らは、同月14日、福島第一原発3号機にも爆発あったことを知り、いわき市からも避難することとし、原告番号15-2の妹の家族4人と共に、福島県喜多方市の知人宅に避難した。原告番号15らは、同知人宅の約8畳の離れを借り、11名で同じ部屋に起居していた。原告番号15らは、同月25日、千葉県八街市にある原告番号15-1の姉の家に移動し、約8畳の部屋を借りて生活していた。

25

原告番号15らは、同年4月8日、八街市役所の仲介で、同市の避難者に対する支援者が提供した住居に移り、同年12月16日まで同所で生活し、同日からは、同市にある南相馬市の借上住宅で生活した。

ウ 避難後の生活状況等

原告番号15-1は、南相馬市の自宅への立入りが許可されるようになった後から、自宅敷地内の作業場の機械等を千葉県内に移転し、平成23年9月頃に [] を再開したが、受注量は移転前と比べて激減した。

原告番号15-1は、千葉県への避難後、耳鳴りの症状が現れるようになり、平成25年8月24日及び同年9月5日、耳鼻咽喉科で耳鳴症との診断を受けた（甲ニ15の4の1）。

原告番号15-2は、平成23年3月頃、反復性うつ病を発症し、平成24年2月頃に入院するなど、継続的に治療を受けている（甲ニ15の4の3）。

承継前原告番号15-3は、避難後、話し相手がおらずふさぎ込むことが増え、平成25年8月頃に体調を崩して入院し、同年11月頃から、老人ホームに入居したが、入居後も肺炎等に罹患し体調を崩すこともあった。

原告番号15-4は、避難後、千葉県八街市の高等学校に入学したが、平成24年6月頃、うつ病を発症し、その後継続的に治療を受けており（甲ニ15の4の2）、平成26年には、仙台市の大学に入学して一人暮らしを始めたものの、平成28年3月末まで休学し、その後退学した。

原告番号15-5は、避難後、千葉県の高等学校に進学したが、現在まで目立った健康被害はない。

承継前原告番号15-3は、平成27年 [] に死亡し、原告番号15-1外1名が法定相続分に従い、承継前原告番号15-3の権利義務を2分の1ずつ相続した。

原告番号15らの南相馬市内の自宅には、家具や日用品が放置されてい

る。平成27年12月27日時点で、原告番号15らが利用していたスーパーや内科医院は閉鎖されていた。平成28年8月1日時点の自宅及びその周辺の放射線量は、自宅の茶の間が $0.26 \mu\text{Sv}$ 毎時、ウッドデッキが $0.49 \mu\text{Sv}$ 毎時、庭が $0.23 \mu\text{Sv}$ 毎時、本件事故前に飲み水などに使用していた井戸周辺が $0.24 \mu\text{Sv}$ 毎時であった。また、自宅から200メートルから300メートルの地点にはフレコンバックの集積場が設置されている。(甲ニ共101)

5

原告番号15らは、平成28年5月に宮城県名取市内に土地を取得し、自宅を新築して移住し、原告番号15-1は、南相馬市内の自宅敷地内に新たに作業場を設けて████████の事業を再開した。なお、原告番号15-5は、同年4月に神奈川県内の大学に進学し、同県伊勢崎市内に新築マンションを購入して一人暮らしをしている。

10

エ 既払額

原告番号15らに対する既払額は、1億3766万7249円であり、本件で請求している損害に対応する金額は、別紙11損害等一覧表の「原告番号15ら」の各一審原告に対応する各損害項目の「既払額」欄記載のとおりである。

15

(2) 損害の検討

ア 家財道具 (原告番号15-1)

20

一審被告東電による既払額は合計670万円である。

25

一審被告東電による既払額は、賠償基準により算出したものであるところ、その考え方の合理性があるのは前記第2の2(3)のとおりであり、原告番号15-1が所有していた家財道具の価値を具体的に認定するに足りる証拠はない。したがって、損害額は、670万円をもって相当と認められる。

原告番号15-1は、南相馬市内の自宅で所有していた家財道具の価値

が1696万円であり、そこから既払額のうち570万円を控除した1126万円が賠償されるべきであると主張するが、原告番号15-1が所有していた家財道具の価値を具体的に認定するに足りる証拠がないことは、上記のとおりであり、同主張は採用できない。

5 イ 避難生活に伴う慰謝料（原告番号15ら）

一審被告東電による慰謝料としての既払額は次のとおりである。

① 原告番号15-1, 15-2

各850万円（平成30年3月までの85か月分）

② 承継前原告番号15-3

10 610万円（平成28年3月までの61か月分として算定）

③ 原告番号15-4, 15-5

各850万円（平成30年3月までの85か月分）+8万円（避難先に自主的避難等対象区域が含まれていることによる増額分）

原告番号15らは、本件事故により突然に住み慣れた南相馬市の自宅からの避難を余儀なくされ、見知らぬ土地での生活をすることとなった。特に、本件事故後1か月以内に4度の転居を余儀なくされており、特に高齢の承継前原告番号15-3にとって身体的、精神的負担が極めて大きかったと認められる。また、原告番号15-2は、本件事故前からうつ病により定期的に治療を受けていたところ、避難直後にもうつ病と診断されており、精神的なストレスは大きいものがあったと考えられる。なお、承継前原告番号15-3は、平成27年[]に死亡しているから、同人の慰謝料の終期は同月までとなる。

したがって、原告番号15らの避難生活に伴う慰謝料は、次のとおり認める。

25 ① 原告番号15-1 852万円

（月額10万円×85か月+2万円（避難所生活による増額分））

② 原告番号15-2 937万円

(月額11万円×85か月+2万円(避難所生活による増額分))

③ 承継前原告番号15-3 563万円

(月額11万円×51か月+2万円(避難所生活による増額分))

④ 原告番号15-4, 原告番号15-5 各852万円

(月額10万円×85か月+2万円(避難所生活による増額分))

ウ 避難生活に伴う精神的損害以外の精神的損害に対する賠償(原告番号15ら)

原告番号15らは、長年にわたって南相馬市[]で生活し、地域社会との密接なつながりを形成してきたところ、本件事故により自宅の所在する地域が避難指示解除準備区域となったことにより、同区の自宅での暮らし、仕事場や近隣住民とのつながり等の生活を基盤から相当期間にわたって失い、これによる精神的苦痛を被ったと認められる。承継前原告番号15-3は、自宅への帰還を望みつつも、避難指示解除前に死亡し、その精神的苦痛も大きいものがあったと認められる。[]では、避難指示は平成28年7月12日に解除され、事業や学校が再開するなど、復興が進みつつあるものの、本件事故前の生活環境が基盤から大きく変容していることが認められるのであって、原告番号15-1が南相馬市内の自宅に併設された作業所で事業を再開している現在でも、なおその家族が自宅で生活していないことも、そのような事情によるものと考えられ、そのような判断をせざるを得なくなつたことについても精神的苦痛を被ったと認められる。その他本件に現れた一切の事情を考慮して、原告番号15らの上記精神的苦痛に対する慰謝料の額を、それぞれ300万円と認めるのが相当である。

(3) 弁済の抗弁(既払額等)について

ア 以上によれば、原告番号15らの損害額及び一審被告東電による既払額

は、次のとおりである。

(ア) 家財道具（原告番号15-1）

損害額 670万円 既払額 670万円

(イ) 慰謝料

① 原告番号15-1

損害額 1152万円 既払額 850万円

② 原告番号15-2

損害額 1237万円 既払額 850万円

③ 承継前原告番号15-3

損害額 863万円 既払額 610万円

④ 原告番号15-4

損害額 1152万円 既払額 858万円

⑤ 原告番号15-5

損害額 1152万円 既払額 858万円

(ウ) 既払額を控除した損害額合計

① 原告番号15-1 302万円

② 原告番号15-2 387万円

③ 承継前原告番号15-3 253万円

④ 原告番号15-4, 15-5 各294万円

イ その他の弁済の抗弁について

(ア) 一審被告東電は、原告番号15-4及び15-5に対して、自主的避難等対象者として支払った賠償金（各8万円）については、世帯構成員との関係で弁済の抗弁を構成すると主張する。しかし、上記賠償金については、まずは原告番号15-4及び15-5の損害賠償額から控除することとしても、その賠償の趣旨に沿わないとまではいえないというのが相当であるところ、上記アのとおり、上記賠償金については、原告番

号15-4及び15-5のそれぞれの損害賠償額から控除すると、その残余はないから、上記主張についての判断を要しない。

(イ) 一審被告東電は、原告番号15らに対し、自宅不動産や家財についての賠償に加え、宮城県名取市内の住居（3748万2418円）及び神奈川県伊勢崎市内のマンション（3065万円）を取得するために南相馬市内の自宅不動産の財物賠償金（5333万6644円）を超えて支出した費用について、住居確保損害として2816万3309円の賠償をしている。一審被告東電は、これについて、財物の時価賠償を超えて、被災者支援に資するとの観点から、新たな資産取得に当たる住宅の取得資金の一部について政策的見地から賠償を実施しているものであって、法律上の実損害が発生したことに対する弁済がされたものではないとして、原告番号15らの全損害との関係で弁済の抗弁を主張する。

しかし、一審被告東電が主張するとおり、住居確保損害の賠償は、実損害を賠償するものでなく、被災者支援の見地からされた不法行為法による通常の損害賠償とは性質の異なる賠償として、いわば原賠法に基づく損害賠償の枠外で支払われたものというべきであって、それが、被災者支援の見地からの支払として相当な額であれば、原賠法に基づく損害賠償についての弁済ではないというべきである。

そして、原告番号15らが宮城県名取市内に購入した住居は、南相馬市内の自宅に帰還する代わりに取得したものといえるが（前記認定事実のとおり、南相馬市内の自宅は、原告番号15-1の事業に用いられているが、住居としては利用していないものとみることが可能である。）、神奈川県伊勢崎市内のマンションは、前記認定事実のとおり、神奈川県内の大学に進学した原告番号15-5が居住しており、その通学のために購入したものにほかならないと認められるから、本件事故に起因して必要になった住宅の確保ということはできない。そうすると、宮城県名

取市内の住居の購入費用は、南相馬市内の自宅の財物賠償金で十分賄うことことができたのであるから、賠償の対象となる住居確保損害はなかったというべきであり、同名目で支払われた2816万3309円は、過払いになっているといわざるを得ない。

一審被告東電としては、このような場合には、住居確保損害の賠償として支払った金員については、他の本来の損害の賠償に充てる意思で支払ったものであり、支払を受けた原告番号15らとしても同様の意思で支払を受けたものと解するのが合理的である。上記住居確保損害の賠償金は、原告番号15-1に対して支払われているが、これは、世帯全体に対して支払われたものと評価でき、原告番号15ら全員との関係での弁済として、各損害賠償額から賠償金を控除すべきものである。

ウ 損害額合計

以上によれば、原告番号15らの損害額の合計は、次のとおりである。

(ア) 住居確保損害の賠償として支払われた金員控除前の損害額

- ① 原告番号15-1 302万円
- ② 原告番号15-2 387万円
- ③ 承継前原告番号15-3 253万円
- ④ 原告番号15-4, 15-5 各294万円

(イ) 住居確保損害としての賠償金の控除

上記(ア)の合計（ただし、承継前原告番号15-3の分については、原告番号15-1が相続した2分の1相当額）は1403万5000円であるところ、これは、住居確保損害の賠償として支払われた2816万3309円を下回るから、賠償すべき損害の残額はないことになる。

(4) 認容額

以上によれば、原告番号15らの認容額は、一審被告東電及び一審被告国のいずれに対しても、いずれも0円となる。

第8 福島県西白河郡矢吹町の一審原告ら

1 矢吹町の状況

後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

矢吹町は、福島第一原発から約60キロメートル以上離れた位置にあり、本件事故後に避難指示等の対象区域とはなっていない。

本件事故当時の原告番号8-1, 8-2, 8-3及び8-4（以下「原告番号8ら」と総称する。）の住居は、福島第一原発から直線距離で約67キロメートル地点に位置する。

平成23年1月1日時点の矢吹町の18歳未満の人口は3038人であったところ、同年3月15日時点での自主的避難者数は365人と推計されている（ただし、地震・津波による自主避難も含む。）。また、本件事故後の矢吹町の18歳未満の県内及び県外への避難者数は、平成24年4月1日時点において54人（いずれも県外避難者）；平成27年4月1日時点において42人（県内避難者1人、県外避難者41人）と把握されている。（乙ニ共61, 128の各証、148）

矢吹町は、平成23年12月28日に「矢吹町除染計画（第1版）」、平成24年7月13日に「矢吹町除染計画（第2版）」を策定し、長期的に追加被ばく線量を年間 1 mSv 以下にすること、今後2年間で日常生活環境における空間線量率を $0.23 \mu\text{Sv}$ 毎時以下とすることを目標として、町内全域の除染を実施している。平成27年7月末時点において、公共施設については計画数27施設のうち21施設が、住宅については計画数6245戸のうち5613戸が、道路については計画数364.2キロメートルのうち18.2キロメートルが、農地については計画数132ヘクタール全てが、除染実施済み又は調査にて終了となっている。（甲ニ8の25、乙ニ共129の8、141の各証）

矢吹町内の空間線量率は、平成23年9月上旬～同年11月下旬の測定期間ににおいて次のとおりであった。（乙ニ共141の1）

矢吹地域 空間線量率 $0.12 \mu \text{Sv}$ 每時～ $0.94 \mu \text{Sv}$ 每時
平均空間線量率 $0.33 \mu \text{Sv}$ 每時

中畠地域 空間線量率 $0.12 \mu \text{Sv}$ 每時～ $0.89 \mu \text{Sv}$ 每時
平均空間線量率 $0.30 \mu \text{Sv}$ 每時

5 三神地域 空間線量率 $0.10 \mu \text{Sv}$ 每時～ $0.61 \mu \text{Sv}$ 每時
平均空間線量率 $0.23 \mu \text{Sv}$ 每時

平成27年9月7日時点における矢吹町の環境放射線量測定値は、 $0.09 \mu \text{Sv}$ 每時であった。同年10月13日時点の原告番号8らの居住地付近のモニタリングポストにおける空間線量測定結果は、 $0.094 \mu \text{Sv}$ 每時であつた。
10 (乙ニ共130, 131の8)

2 原告番号8ら

(1) 認定事実

証拠（甲ニ8の28, 8の37, 8の42, 8の43, 原審における原告番号8-2本人, 当審における原告番号8-1）のほか, 後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば, 次の事実が認められる。

ア 避難前の生活状況等

原告番号8-1（昭和46年 [] 生まれ）と, 原告番号8-2（昭和44年 [] 生まれ）は, 夫婦であり, 原告番号8-3（平成13年 [] 生まれ）及び原告番号8-4（平成17年 [] 生まれ）は, 原告番号8-1及び8-2の子である。

原告番号8-1は, 本件事故当時, [] に勤務していた。また, 原告番号8-2は, [] で巡回監査員として勤務していた。

本件事故当時, 原告番号8-3は [] 小学校の4年生であり, 原告番号8-4は [] 幼稚園に通園していた。

原告番号8-1及び8-2は, 平成16年頃, 原告番号8-2が所有す

る矢吹町の宅地上に自宅建物を新築し、本件事故時点においても、月々6万5000円のローンを支払っていた。

原告番号8-1及び8-2は、本件事故当時、次の不動産を所有していた（甲ニ8の2の各証、8の3の各証）。

5

① 矢吹町 [REDACTED] 宅地 223.00m²

平成25年度の固定資産税評価額 267万6000円

(原告番号8-2単独所有)

10

② 矢吹町 [REDACTED] 居宅

平成25年度の固定資産税評価額 7.75万9633円

(共有持分は、原告番号8-1、8-2が各2分の1)

イ 避難の状況

15

原告番号8らは、本件事故後も矢吹町の自宅で生活していた。原告番号8-1及び8-2は、平成23年5月頃、本件事故による放射性物質の拡散に関する報道を見て、放射性物質による健康への影響を心配するようになり、[REDACTED]小学校の空間線量を計測したり、放射性物質を摂取するがないよう留意したりしながら生活するようになった。なお、同年10月3日付けの「[REDACTED]小学校校長室だより」には、同年5月20日時点での校庭での1センチメートルの高さの放射線量は0.51μSv毎時であったが、同年9月30日時点では0.06μSv毎時まで低減している旨記載されていた（甲ニ8の9）。

20

原告番号8-1及び8-2は、週刊現代平成23年7月30日号に掲載された特集記事「わが子のオシッコからセシウムが出て」を読んだ。同記事には、①フランス原子力安全機関（ASN）からも認定を受けている放射線調査の専門機関ACROにおいて、日本のNGO「子どもたちを放射能から守る福島ネットワーク」がメーリングリストで募集した福島の子ども10人の尿を検査したところ、全員の尿からセシウムが検出されたこと、

25

②この検査結果を受け、斑目春樹原子力安全委員長は即座に「十分に低い値。健康への影響は疫学的にみても考えられない」と断じ、その翌日、高木義明文部科学大臣が「今回の調査結果は、放医研（放射線医学総合研究所）の推計によると、70歳までに受ける線量が最大でも $8.9 \mu\text{Sv}$ ときわめて低いレベル」との見解を述べたこと、③このような政府高官の対応について、「あきれ果てた」「重要なのは子供の内部被曝が確認されたこと」「自分たちは責任を持って検査をやりもせずに、人がやった検査結果を元に放医研に計算させ、『健康に影響はない』では、あまりにいい加減すぎます。」とする八王子中央診療所理事長山田真医師の意見、④内部被ばくの危険性について、「セシウムの生物学的半減期を100日前後としても、どう少なく見積もっても、尿として出た線量の150倍近くが身体の中にあると推測できます。さらに、セシウムだけでなくストロンチウム90が出てきたら、生物学的半減期はさらに長く、大変なことになる。『軽微な被曝』と評価してはなりません。体内で放射性微粒子が放射線を出すと、特定の部位を集中して被曝されることになり、人体に非常に危険な作用を及ぼすことになります。」と指摘する琉球大学名誉教授矢ヶ崎克馬の見解などが記載されていた。

原告番号8-1及び8-2は、上記のような記事を読んで不安に感じ、原告番号8-3及び8-4の尿を検査に出した。同検査の結果、平成23年8月14日、原告番号8-3の尿からは、セシウム134が $0.39 \text{Bq}/\text{kg}$ 、セシウム137が $0.70 \text{Bq}/\text{kg}$ 検出され、原告番号8-4の尿からは、セシウム134が $0.53 \text{Bq}/\text{kg}$ 、セシウム137が $0.66 \text{Bq}/\text{kg}$ 検出された。（甲ニ8の11～13）

原告番号8-1及び8-2は、同月19日、この検査結果を知り、矢吹町から避難することを決意し、避難先を探し始め、同年11月頃、千葉県茂原市のアパートの借上契約を締結し、同所に避難することにした。そし

て、平成24年1月頃には、原告番号8-1は [REDACTED]

[REDACTED] を退職し、同年2月頃に同市のアパートに転居した。原告番号8-2は、同年3月末頃に [REDACTED] を退職し、同月31日、原告番号8-3及び8-4と共に、同アパートに転居した。

5 ウ 避難後の生活状況等

原告番号8-1は、転居後、平成24年4月に [REDACTED] に、平成25年4月に [REDACTED] に就職した。また、原告番号8-2は、平成24年7月に [REDACTED] に就職し、平成25年2月には [REDACTED] に転職した。

10 原告番号8らは、同年10月頃に矢吹町に住む原告番号8-1の父が入院したこと、上記アパートの無償住宅供与支援が同年11月をもって終了する予定となっていたこと等から、避難前の住居に転居するか否かを相談し、平成26年3月20日、避難前の住居に転居した。

15 原告番号8-1は、同年4月、[REDACTED] に再就職し、原告番号8-2は、同月、[REDACTED] に就職した。また、原告番号8-3は [REDACTED] 中学校に、原告番号8-4は [REDACTED] 小学校に、それぞれ転入した。

エ 原告番号8らの自宅付近等の状況

平成28年7月31日時点で、原告番号8らの自宅2階ベランダ雨樋下で $0.254 \mu\text{Sv}$ 毎時、2階ベランダで $0.160 \mu\text{Sv}$ 毎時の放射線量が検出された。また、[REDACTED] 小学校の放射線量は $0.091 \mu\text{Sv}$ 毎時、[REDACTED] 幼稚園の放射線量は $0.095 \mu\text{Sv}$ 毎時、原告番号8-2の実父宅の裏山の放射線量は $0.198 \mu\text{Sv}$ 毎時であった。(甲ニ共101)

オ 既払額

25 原告番号8らに対する既払額は、125万円であり、本件で請求している損害に対応する金額は、別紙11損害等一覧表の「原告番号8ら」の各

一審原告に対応する各損害項目の「既払額」欄記載のとおりである。

(2) 損害の検討

ア 原告番号8らの避難と本件事故との因果関係

原告番号8らが居住していた矢吹町は、避難指示等の対象とはされておらず、原告番号8らは、いわゆる自主的避難をしたことになるから、当該避難と本件事故との因果関係の有無を検討すべきこととなる。

5

10

15

20

上記認定事実のとおり、原告番号8-3及び8-4の尿からセシウムが検出されているところ、検出されたセシウム量からすると、本件事故の影響によりどの程度の増加があったのかは明らかではないと言わざるを得ない（乙ニ共69、350参照）が、本件事故の影響があることも否定し去ることはできないと解される。また、上記認定事実のとおり、原告番号8-1及び8-2は、原告番号8-3が通う■小学校、原告番号8-4が通う■幼稚園及び両名の通学路上の空間放射線量を知り、子らへの放射線の影響を心配して避難を決意したものである。このように未成年の子を持つ親として、原告番号8-1及び8-2が本件事故の子の健康に対する影響を不安に思うことは、自然な心情といえ、子の健康のため、放射線の影響がより少ない地域で生活したいと考えるのも無理からぬところである。原告番号8らが実際に避難をしたのは、本件事故から1年近くが経過した後ではあるが、平成23年9月頃から避難先を探し始めて、同年11月頃には避難先の借上契約を締結しているのであって、直ちに避難の合理性が否定されるような時期に避難を開始したともいえない。

そうすると、上記認定事実のとおりの矢吹町の避難者数や空間放射線量等を踏まえても、原告番号8らが矢吹町に滞在して生活を継続することに不安を感じ、避難することを選択したこと自体には合理性が認められる。

したがって、原告番号8らが避難したこと自体が本件事故と因果関係がないものと直ちにいうことはできない。もっとも、避難したことによって

25

生じた財産的・精神的負担と本件事故との相当因果関係の有無については、
具体的な事情の下で、個別に判断されるべきものである。

イ 不動産（原告番号8-1, 8-2）

原判決は、本件事故により、原告番号8らの自宅建物や宅地の価値が喪失又は減少したと認めることはできないとしているところ、原告番号8-1及び8-2は、当審においてこの損害については主張しないとしているから、判断を要しない。

ウ 家財道具（原告番号8-1）

原告番号8-1は、避難先での生活再建のために要する家財道具の購入費用として、119万8000円の損害が生じたと主張し（なお、原告番号8-1は、家財道具の購入費用について控訴の対象としておらず、控訴審で主張する請求額の総額に家財道具の購入費用相当額は含まれていないが、他の損害を含めた一部請求として請求する趣旨である旨主張する。）、その一部である14万4217円を裏付けるものとして領収書（甲二8の57）及び購入したものの品目と金額（合計124万7000円）を記載したリスト（甲二8の65の別紙）を提出する。

しかしながら、原告番号8らの自宅所在地は避難指示等の対象になっていないから、自宅にあった家財を持ち出すことは可能であったと考えられる。原告番号8-1は、自宅と避難先とでは間取りが大きく異なるため、家具や家電製品は新たに購入せざるを得なかったと主張するが、領収書が存在するものについては、その内容を見る限り、間取りの違い等から直ちに購入しなければ使用できないものであったと認めることはできず、リストに記載されたものについては、その必要性や購入の事実等について、具体的な立証がされているとは認められない。したがって、原告番号8-1に家財道具の購入費用相当額の損害が生じたとは認められない。

エ 住宅借入金等特別控除が受けられなかつたことによる損害（原告番号8-

1, 8-2)

原告番号8-1及び原告番号8-2は、本件事故後の避難により住宅借入金等特別控除を受けられなかつたため17万2200円の損害を被つたと主張する（なお、原告番号8-1及び8-2は、この損害について原審において主張しておらず、当審においても請求の拡張をしていないが、他の損害項目を含めた一部請求として請求する趣旨であるとする。）。

5

10

15

本件地震により自宅が被害を受けた場合については、住宅借入金特別控除の特例が設けられており、避難することにより当該自宅に居住しなくなつても特例の適用が受けられるという法令上の手当てがされている。ところが、原告番号8-1及び8-2については、自宅のある地域が避難指示等の対象にはなつてないから、自宅が被害を受けたものには該当せず、その特例の対象とはならなかつたと考えられる。自主的に避難をすることとなつたことが本件事故に起因するものであるとしても、法令上の手当ての対象外となつたことで増加した負担分についてまで、本件事故と相当因果関係のある損害と認めることはできない。

オ 生活費増加分（原告番号8-1）

20

25

証拠（甲ニ8の27、原告番号8-2本人）によれば、茂原市に避難後、原告番号8-4の学童児童保育費用として、月額1万8000円を支払つたことが認められる。そして、証拠（甲ニ8の66、70）によれば、避難前は、幼稚園に通う原告番号8-4は、帰宅後矢吹町内に住む原告番号8-2の母が預かっていたが、避難後は、小学校に進学した原告番号8-4の帰宅後原告番号8-1や8-2が帰宅するまでの間、原告番号8-4の面倒を見る人がいなくなつたこと、矢吹町への帰還後は、再び原告番号8-2の母の援助が受けられるようになったことが認められる。もっとも、原告番号8らは、自主的避難という選択をしたもので、その避難後の生活態様については、原告番号8らの判断によるところが大きく、原告番号8

－1及び8－2の就労状況から学童保育を利用することとなったとしても、それによる費用が本件事故と相当因果関係のある生活費用の増加と認めることはできない。

カ 給与所得減額分（原告番号8－1，8－2）

5 原告番号8－1及び8－2は、平成24年2月から平成28年8月31日までの減収分が損害であると主張する（なお、原告番号8－1及び8－2は、原審において主張していた平成24年2月から平成25年末までの減収分のみを控訴の対象としているが、これは、他の損害項目を含めた一部請求として請求する趣旨であるとする。）。

10 前記認定事実のとおり、原告番号8－1及び8－2は、矢吹町から茂原市へ避難することを決意し、茂原市へ避難するに当たり矢吹町の勤務先を退職しているところ、本件事故がなければ、原告番号8らが矢吹町から茂原市へ避難することではなく、矢吹町の勤務先を退職することもなかったといえる。

15 他方で、前記認定事実のとおり、原告番号8－1は平成24年1月頃に退職するまで、原告番号8－2は同年3月頃に退職するまで、従前の勤務先で勤務を継続していたのであり、また、原告番号8－1及び8－2が同年11月頃に茂原市のアパートの借上契約を締結してから、実際に茂原市に転居した同年2月頃や同年3月31日までの間に再就職先を探すことのできる期間として4か月から5か月程度あったということができるのであり、避難指示等により突然に避難を余儀なくされたこと又は避難指示区域内の勤務先が廃業したこと等が原因で退職を余儀なくされた者と比較すると、就職先を選択する余地はある程度あったとみることができる。

20 これらの事情を考慮すると、矢吹町での勤務先からの退職から生じた減収の全てが本件事故と相当因果関係があるということはできず、退職後再就職までに通常必要と考えられる期間における退職前の給与額相当分に

ついて、本件事故と相当因果関係のある損害と認めるのが相当である。そして、上記の事情からすれば、原告番号8-1及び8-2にとって退職後再就職までに通常必要と考えられる期間は、3か月と認めるのが相当である。

5 証拠（甲ニ8の47の10～12、8の50の6）によれば、平成23年10月から同年12月までの月額給与平均は、原告番号8-1が29万5377円、原告番号8-2が21万2090円であったことが認められる。したがって、原告番号8-1及び8-2の損害は、次のとおりとなる。

10 ① 原告番号8-1 88万6131円（29万5377円×3か月）

この点につき、原告番号8-1及び8-2は、再就職のための最大限の努力をしても減収が生じ、矢吹町に帰還した後に元の職場に戻っても減収が生じたのであって、これらは本件事故と相当因果関係のある損害であると主張するが、原告番号8-1及び8-2は、それを甘受することも含めた選択として避難をしたといわざるを得ないから、上記認定額を超える部分について、本件事故と相当因果関係のある損害と認めることはできない。

15

キ 避難生活に伴う慰謝料（原告番号8ら）

20

一審被告東電は、自主的避難に係る賠償として、原告番号8-3及び8-4に対し、各20万円を支払っている。一審被告東電は、さらに、原告番号8-3及び8-4の損害として、各4万円を認める。

25

前記認定事実のとおり、原告番号8らは、本件事故後、矢吹町から避難するまでに、矢吹町の放射線量に関する情報や、原告番号8-3及び8-4の尿からセシウムが検出されたことにより、放射線による健康被害の不安を感じながらの生活を送ることになった。そして、慣れ親しんだ矢吹町から千葉県に避難したことにより、矢吹町での平穏な生活を失い、精神的苦痛を受けたと認められる。特に、本件事故当時、小学生及び幼稚園児で

あつた原告番号8-3及び8-4は、放射線感受性が高い可能性があるといわれる年齢であつて、不安は大きかつたものと推察される。他方で、原告番号8らは、平成26年3月20日に矢吹町の自宅に帰還し、避難生活を終えている。その他本件に現れた一切の事情を考慮し、原告番号8らの慰謝料は、次のとおり認める。

- ① 原告番号8-1, 8-2 各30万円
- ② 原告番号8-3, 8-4 各50万円

ク 避難生活に伴う精神的損害以外の精神的損害に対する賠償（原告番号8ら）

本件事故後の矢吹町の状況、放射線量及び避難者数等に加え、平成26年3月20日に原告番号8らが矢吹町の自宅に帰還していることなどからすれば、原告番号8らの元の居住地の生活環境の変容の度合いは大きいとはいはず、前記キの避難生活に伴う慰謝料を超える精神的損害が生じたと認めることはできない。原告番号8らが放射線の影響を懸念しながら生活しているとしても、直ちに原告番号8らの法的保護に値する利益が侵害されていると評価することはできず、上記判断は左右されない。

(3) 弁済の抗弁（既払額等）について

ア 以上によれば、原告番号8らの損害額及び一審被告東電による既払額は、次のとおりである。

(ア) 給与所得減額分（原告番号8-1, 原告番号8-2）

- ① 原告番号8-1

損害額 88万6131円 既払額 0円

- ② 原告番号8-2

損害額 63万6270円 既払額 0円

(イ) 慰謝料

- ① 原告番号8-1, 8-2

損害額 各 30万円 既払額 0円

② 原告番号 8-3, 8-4

損害額 各 50万円 既払額 各 20万円

(イ) 既払額を控除した損害額合計

① 原告番号 8-1 118万6131円

② 原告番号 8-2 93万6270円

③ 原告番号 8-3, 8-4 各 30万円

イ その他の弁済の抗弁について

一審被告東電は、原告番号 8-3 及び 8-4 に対して、自主的避難等対象者に準じて支払った賠償金（各 20万円）については、世帯構成員との関係で弁済の抗弁を構成すると主張するが、上記賠償金については、まずは原告番号 8-3 及び原告番号 8-4 の損害賠償額から控除することとしても、その賠償の趣旨に沿わないとまではいえないというのが相当であるところ、上記アのとおり、上記賠償金については、原告番号 8-3 及び 8-4 のそれぞれの損害賠償額から控除すると、残余はないから、上記主張についての判断を要しない。

(4) 弁護士費用（原告番号 8 ら）

本件事故と相当因果関係のある弁護士費用相当の損害は、次のとおり認め
る。

① 原告番号 8-1 11万8613円

② 原告番号 8-2 9万3627円

③ 原告番号 8-3, 8-4 各 3 万円

(5) 認容額

以上によれば、原告番号 8 らの認容額は、一審被告東電及び一審被告国のいずれに対しても、次のとおりとなる。

① 原告番号 8-1 130万4744円

② 原告番号8-2 102万9897円

③ 原告番号8-3, 8-4 各33万円

第9 福島県いわき市の一審原告ら

1 いわき市の状況

5 後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

いわき市は、平成23年3月12日午後6時25分の福島第一原発から半径20キロメートル圏内の避難指示を受け、この時点では避難範囲とはならないものの、避難の要否について市で検討した結果、同月13日朝、福島第一原発から半径30キロメートル圏内の住民に対して自主避難を呼びかけた。いわき市は、同月15日午前11時に出された福島第一原発から半径20キロメートルから30キロメートル圏内の屋内退避指示後、市全域で物流が止まるようになり、自主避難する住民が増えていったが、同年4月22日、屋内退避指示が解除され、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域には指定されず、また、その後の避難指示の対象とはなっていない。

15 原告番号11-1, 11-2及び11-3（以下「原告番号11ら」と総称する。）の本件事故時点における住居は、福島第一原発から直線距離で約30キロメートル地点に位置し、屋内退避区域内にあった。

同年1月1日時点のいわき市の18歳未満人口は、5万7739人であったところ、同年3月15日時点での自主的避難者数は、1万5377人（人口に占める割合は4.5%。ただし、地震及び津波による避難を含む。）と推定されている。また、本件事故後のいわき市の18歳未満者の県内及び県外への避難者数は、平成24年4月1日時点で3641人（県内1475人、県外2166人）、平成27年4月1日時点で1690人（県内552人、県外1138人）と把握されている。なお、いわき市には、平成24年10月19日時点において、他市町村から2万3787人が避難していた。（乙ニ共61,128の各証、140の1, 148）

いわき市は、平成23年12月に「いわき市除染実施計画（第1版）」を、平成25年3月に「いわき市除染実施計画（第2版）」を、平成26年10月に「いわき市除染実施計画（第3版）」をそれぞれ策定し、これらに基づいて除染を実施し、原告番号11らの本件事故時の居住地は、「いわき市除染実施計画（第3版）」の中で、いわき市において優先的に除染を行う区域に含まれていた（乙ニ共140の2）。

いわき市の除染の進歩状況は、平成27年7月末時点で、公共施設は541施設中532施設が、住宅は3万1085戸中2万5632戸が、道路は356キロメートル中92キロメートルが、農地水田は、138.1ヘクタール中131.5ヘクタールが、農地畠地は7.2ヘクタール全てが、その他森林は7.7ヘクタール全てが、除染実施済み又は調査にて終了となっていたが、平成30年2月末時点で、住宅、公共施設等、道路、農地及び森林の全てについて除染が完了している（乙ニ共129の7、260）。

「いわき市放射線量測定マップ」による市内の各区の放射線量測定データの結果は次のとおりである。平成23年11月から平成24年3月までの測定期間では、市全体（測定地点1848）で平均値が0.184μSv毎時、最大が1.29μSv毎時、最小が0.05μSv毎時、久之浜・大久地区（測定地点97）で平均値が0.345μSv毎時、最大が0.67μSv毎時、最小が0.11μSv毎時であった。また、平成26年1月から3月までの測定期間では、市全体（測定地点2137）で平均値が0.11μSv毎時、最大が0.41μSv毎時、最小が0.05μSv毎時、久之浜・大久地区（測定地点102）で平均値が0.182μSv毎時、最大が0.38μSv毎時、最小が0.08μSv毎時であった。（乙ニ共140の2）

平成27年9月7日時点におけるいわき市の環境放射線量の測定値は、最大値が0.26μSv毎時であり、その他は0.04～0.11μSv毎時であった（乙ニ共130）。

同年10月13日時点の原告番号11らの本件事故時における住所地付近の空間放射線量率の測定結果は、 $0.127\mu\text{Sv}$ 毎時であった（乙ニ共131の11）。

2 原告番号11ら

5 (1) 認定事実

証拠（甲ニ11の1、11の32、11の33、原審における原告番号11－1本人）のほか、後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 避難前の生活状況等

10 原告番号11－1（昭和56年 []生まれ）は、原告番号11－2（平成12年 []生まれ）及び原告番号11－3（平成14年 []生まれ）の母である。

15 原告番号11らは、本件事故当時、いわき市 []の市営住宅に居住していた。市営住宅の月額家賃は1万5700円、駐車場代は1500円であった。

原告番号11－1は、平成18年頃から、歯科助手として歯科医院で勤務し、平成22年度の給与支払額は196万4020円であった（甲ニ11の6）。

20 原告番号11－2及び11－3は、本件事故当時、[]小学校に通学していた。

イ 避難の状況

原告番号11－1は、本件地震の後、一旦自宅に戻り、交際相手の男性と共にいわき市立[]中学校に避難し、原告番号11－2及び11－3と合流した。また、原告番号11らは、平成23年3月11日午後7時頃、原告番号11－1の両親とも合流し、[]に避難した。原告番号11らは、同日深夜、[]へ移動し、同

月 12 日から同月 13 日まで滞在した。

原告番号 11 らは、同月 14 日、いわき市 [] の親戚宅に移動し、同月 16 日、千葉県船橋市の知人宅へ自動車で移動した。そして、原告番号 11-1 は、同年 4 月 14 日、同市 [] のアパートを借り、原告番号 11 らは同アパートに転居し、いわき市の市営住宅は解約した。

5

ウ 避難後の生活状況等

10

船橋市のアパートは、平成 23 年 9 月から同市の借上げになり、原告番号 11-1 にとって家賃の自己負担はなくなったが、部屋が手狭であったことから、平成 24 年 2 月 14 日、交際相手が、同市 [] のマンション及び駐車場の賃貸借契約（家賃 8 万 5 0 0 0 円、管理費 6 0 0 0 円、駐車場代 9 4 5 0 円）を締結し、その頃、原告番号 11 らは同マンションに転居した。なお、上記アパートからの転居費用は 2 万 1 0 0 0 円であった。

(甲ニ 11 の 2~5)

15

原告番号 11-1 は、平成 23 年 4 月 18 日から同年 12 月末まで、千葉県船橋市の [] で [] (パート) として勤務し、その間の収入は合計 96 万 6 0 0 0 円であった（甲ニ 11 の 7~15）。

原告番号 11-1 は、平成 24 年 2 月 22 日から、[] で [] のパートとして勤務しており、毎月の手取額は 7 万円から 9 万円程度である（甲ニ 11 の 16~27）。

20

原告番号 11-1 は、平成 23 年 7 月 2 日頃、勤務先でゴム手袋を装着したところ、アナフィラキシーショック（ラテックスアレルギー）を発症し、同月 4 日から 5 日まで入院した。本件事故以前には、同様の症状を発症したことではなく、平成 25 年 1 月 11 日作成の診断書には、「避難生活による精神的、身体的ストレス及び環境の変化が潜在的なアレルギー体质を顕在化させ、アナフィラキシーを引き起こしたと考えられる。」、「成人してからのアレルギー、アナフィラキシーは完治する可能性が低く、今

25

後の生活に支障があるため定期的な通院、内服治療が必要と考えられる。」との記載があり、就労に支障があったと考えられる期間として「平成25年6月1日～平成25年8月31日」との記載がある。原告番号11-1は、それ以降はラテックスアレルギーの発作が起きたことはないが、現在も投薬治療を受けている。(甲ニ11の28)

原告番号11-1は、平成26年12月に [REDACTED] を退職した(原審における原告番号11-1)。

原告番号11-2及び11-3は、いわき市からの避難後、千葉県の学校に転校した。原告番号11-2及び11-3は、平成25年10月に甲状腺の検査を受けたところ、原告番号11-2の甲状腺に2個のう胞が見つかった。もっとも、直ちに問題となるものではないとされている。また、原告番号11-2は、平成27年4月頃、炎症に伴う腹痛のため5日間入院し、その後も腹痛で通院することがあり、原告番号11-3は、本件事故後に下痢と便秘を繰り返すようになったが、病院では異常はないと言われている。(甲ニ11の33)

エ 原告番号11らの自宅付近の状況等

平成28年8月14日時点で、原告番号11-2及び11-3が通学していたいわき市立 [REDACTED] 小学校の校庭の放射線量は0.097μSv毎時であった。上記一審原告両名が通学する予定であつたいわき市立 [REDACTED] 中学校には放射線測定器が設置されて、原告番号11らの自宅付近の公園は、雑草が伸びている様子が見受けられるほか、自宅付近には、原子力発電所関係の作業員用のプレハブが設置されている。(甲ニ共101)

オ 既払額

原告番号11らに対する既払額は、合計785万5962円であり、本件で請求している損害に対応する金額は、別紙11損害等一覧表の「原告番号11ら」の各一審原告に対応する各損害項目の「既払額」欄記載のと

おりである。

(2) 損害の検討

ア 避難移動費（転居費用）（原告番号11-1）

一審被告東電による既払額は、39万8294円である。

5

これは、旧屋内退避区域に生活の本拠としての住居を有する者の賠償対象期間を平成23年9月までとし、賠償基準に従って支払われたものであるところ、この期間の損害相当額を上記金額とすることについては、原告番号11-1も争っていない。

10

原告番号11-1は、これに加えて、千葉県船橋市のアパートから同市
██████████のマンションへの転居の実費として、同マンションの敷金・礼金、
仲介手数料等合計36万3805円が損害に当たると主張する。

15

しかし、前記認定事実のとおり、原告番号11-1は転居後のマンションの契約者ではなく、同マンションへの転居についての引っ越し業者への支払分2万1000円を除き、原告番号11-1が支出したと認めるに足りる証拠はなく、転居も、それまでの住居に居住し続けることができなくなつたためとは認められないから、転居費用を含め、本件事故と相当因果関係のある損害ということはできない。原告番号11-1は、交際相手が賃料を負担することで一審原告11らが生活を維持している以上、事実上の負担が発生していると主張するが、交際相手から賃料等の請求がされていることもうかがわれば、同主張は採用できない。

20

したがって、避難移動費の損害としては、一審被告東電の既払額と同額の39万8294円をもって相当と認める。

イ 家財道具（原告番号11-1）

25

原告番号11らの住居地は、避難指示等の対象区域となっておらず、管理不能等により家財道具の価値が喪失されたとは認められない。原告番号11-1は、家財道具が余震等の影響で野ざらしになつたため持ち出せな

かったなどと主張するが、そのような事情があったとしても、本件事故により家財道具に損害が生じたと認めるることはできない。

ウ 生活費増加分（原告番号11-1）

原告番号11-1は、当審において、避難前のいわき市の住居の賃料と、
5 [REDACTED] のマンションの賃料の差額の少なくとも10年分は、本件事故と相当因果関係のある損害であるとして、合計733万7429円を請求する。

しかし、前記認定事実のとおり、[REDACTED] のマンションの借主は原告番号11-1ではなく、原告番号11-1が家賃を支出していると認めるに足りる証拠はないから、原告番号11-1に家賃の増加分に相当する損害が生じたと認めるることはできない。

エ 休業損害、逸失利益（原告番号11-1）

一審被告東電による既払額は、331万2203円である。

原告番号11-1は、千葉県内に転居したことにより、いわき市における歯科医院での勤務を継続することができなくなったのであるから、避難直後の平成23年3月から1年余り後の平成24年5月までの間の減収分については、本件事故と相当因果関係のある損害であると認められ、その額は、一審被告東電による既払額と同額の331万2203円であると認める。他方で、本件事故により、本件事故前と同等又は高額の給与を得られる職に就く可能性がなくなるわけではないことからすると、67歳までの期間、本件事故前の月収と本件事故後の月収の差額分の損害が生じたという原告番号11-1の主張は採用することができない。原告番号11-1は、避難後にラテックスアレルギーを発症したことにより就労が困難になったとも主張するが、後記オのとおり、その就労困難と本件事故との因果関係を認めることはできない。

オ 将来の治療費（原告番号11-1）

一審被告東電は、原告番号11-1に対し、避難後の治療費等として、

32万2830円を支払っているところ、原告番号11-1は、本件事故とラテックスアレルギーの発症に因果関係があるとして、治療費94万6842円（治療費の年間見込額2万2820円と薬代の年間見込額3万6420円の平均余命57年分）が本件事故と相当因果関係のある損害であると主張する。

5

前記認定事実のとおり、原告番号11-1は、平成18年頃から歯科助手として勤務しており、患者ごとに手袋を取り替えることもあった（原告番号11-1本人）というのであるから、ラテックスアレルギー発症の主たる原因是、仕事上手袋を使用する行為であったということができる。前記認定事実のとおり、診断書にはストレスや環境の変化によりアレルギー体質が顕在化したと記載されているが、ストレスや環境の変化とラテックスアレルギー発症の機序を医学的に裏付ける証拠は他に提出されておらず、上記の診断書の記載によっても、本件事故とラテックスアレルギーの発症との相当因果関係を認めるには至らない。

10

なお、仮に本件事故とラテックスアレルギーの発症に因果関係が認められるとしても、上記のとおり、仕事上手袋を使用する行為がその主たる原因であること、治療費の年間見込額が2万2820円、薬代の年間見込額が3万6420円であることを証する証拠としては陳述書（甲ニ11の1）が提出されているのみで、実際の通院頻度や具体的費用についての証拠はなく、今後平均余命までの治療費、薬代として94万6842円を要することの立証はないといわざるを得ない。そうすると、本件事故と因果関係のある損害は認められない。なお、一審被告東電は、既払額について、損害項目を超えた弁済の抗弁を主張していないから、治療費については、後の損害額の合計では考慮しない。

20

25 カ 避難生活に伴う慰謝料（原告番号11ら）

(ア) 一審被告東電による慰謝料としての既払額は次のとおりである。

① 原告番号11-1 76万円

72万円（平成23年3月11日～同年9月30日分）+4万円

② 原告番号11-2, 11-3 各124万円

72万円（平成23年3月11日～同年9月30日分）+52万円

5 (イ) 原告番号11らは、本件事故後、いわき市の自宅から千葉県に避難し、以降千葉県で生活している。原告番号11らの自宅のあった地域は、本件事故直後に屋内退避区域とされ、物流が止まつたり、自主避難する者が多くいたりしたこと、原告番号11らの世帯には、未成年の子である原告番号11-2及び11-3がいたこと等からすると、原告番号11らがいわき市から避難したことは、通常人の行動として合理的であると考えられ、本件事故によって避難生活に伴う精神的苦痛を被ったということができる。他方で、屋内退避指示は、平成23年4月22日には解除され、いわき市では本件事故前と同様の日常が取り戻されつつあったことや、原告番号11-1は、同月14日には自ら船橋市内のアパートを賃借したことなどからすると、避難から半年が経過した同年9月頃には、避難前と同等の生活基盤を確保したということができる。そうすると、本件事故と相当因果関係のある避難生活に伴う慰謝料は同時点までの期間について認めるのが相当である。

20 もっとも、原告番号11-2及び11-3は、本件事故当時小学生であって、避難先での学校生活に順応するのには、相応の時間を要したものと考えられ、その間、本件事故前と同様の友人等のいる環境の下で学校生活を送ることができなかつたものであり、これによる精神的苦痛は相応に大きかつたものと認められる。そして、新学年に進級する平成24年4月頃には、新しい環境に順応して、安定した学校生活を送ることができるようになったと考えられるから、原告番号11-2及び11-3については、本件事故と相当因果関係のある避難生活に伴う慰謝料は、

同年3月末までの期間について認めるのが相当である。

これらの事情に、原告番号11らが避難当初は避難所に避難していたことも考慮し、原告番号11らの避難生活に伴う慰謝料を次のとおり認める。

① 原告番号11-1 72万円

月額10万円×7か月+2万円（避難所生活による増額分）

② 原告番号11-2, 11-3 各132万円

月額10万円×13か月+2万円（避難所生活による増額分）

キ 避難生活に伴う精神的損害以外の精神的損害に対する賠償（原告番号11ら）

いわき市は、避難指示の対象地域とはなっておらず、空間放射線量も避難指示区域と比べて低く、本件事故後のいわき市の避難者数の状況等にも照らすと、原告番号11らに上記カの避難生活に伴う慰謝料を超える精神的損害が生じたと認めることはできず、原告番号11らが主張する事情を考慮しても、原告番号11らの法的保護に値する利益が侵害されているということはできない。

(3) 弁済の抗弁（既払額等）について

ア 以上によれば、原告番号11らの損害額及び一審被告東電による既払額は、次のとおりである。

(ア) 避難移動費（転居費用）（原告番号11-1）

損害額 39万8294円 既払額 39万8294円

(イ) 休業損害、逸失利益（原告番号11-1）

損害額 331万2203円 既払額 331万2203円

(ウ) 慰謝料（原告番号11ら）

① 原告番号11-1

損害額 72万円 既払額 76万円

② 原告番号 11-2

損害額 132万円 既払額 124万円

③ 原告番号 11-3

損害額 132万円 既払額 124万円

5 (エ) 既払額を控除した損害額合計

① 原告番号 11-1 0円

② 原告番号 11-2, 11-3 各8万円

イ その他の弁済の抗弁について

一審被告東電は、原告番号 11-2 及び 11-3 に対して、自主的避難等対象者として支払った賠償金（各48万円）については、世帯構成員との関係で弁済の抗弁を構成すると主張するが、上記賠償金については、まずは原告番号 11-2 及び 11-3 の損害賠償額から控除することとしても、その賠償の趣旨に沿わないとまではいえないというのが相当であるところ、上記アのとおり、上記賠償金については、原告番号 11-3 及び 11-4 のそれぞれの損害賠償額から控除すると、その残余はないから、上記主張については判断を要しない。

なお、原告番号 11-1 については、損害額より既払額が過払いとなっているが、この点については、一審被告東電は、明示的に世帯間での弁済の充当をすべきとの主張をしていない。

20 (4) 弁護士費用（原告番号 11 ら）

本件事故と相当因果関係のある弁護士費用相当の損害は、次のとおり認め
る。

① 原告番号 11-1 0円

② 原告番号 11-2, 11-3 各800円

25 (5) 認容額

以上によれば、原告番号 11 らの認容額は、一審被告東電及び一審被告国

のいずれに対しても、次のとおりとなる。

① 原告番号11-1 0円

② 原告番号11-2, 11-3 各8万800円

第10 福島県双葉郡広野町の一審原告ら

5 1 広野町の状況

後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

広野町は、平成23年4月22日、緊急時避難準備区域に設定されたが、同年9月30日、緊急時避難準備区域は解除され、それ以降避難指示等の対象にはなっていない（乙ニ共105）。もっとも、広野町長による避難指示の解除は平成24年3月31日であった（甲ニ14の188）。

10 原告番号14-1, 14-2, 14-3及び14-4（以下「原告番号14ら」と総称する。）の本件事故時点における住居は、福島第一原発から直線距離で約23.6キロメートル地点に位置し、平成23年3月15日に屋内退避区域内となり、同年4月22日に設定された緊急時避難準備区域内にあったが、同年9月30日に解除された後は、避難指示等の対象になっていない。

15 同年3月11日時点での広野町の住民登録人口は、5490人であったが、平成27年5月31日時点での避難者数は、2962人（県内2616人、県外346人）であった。また、広野町の18歳未満の避難者数は、平成24年4月1日時点で970人（県内707人、県外263人）、平成27年4月1日時点で490人（県内422人、県外68人）と把握されている。（乙ニ共127の6, 128の各証）

20 広野町には、本件事故の収束作業や除染に關係する事務所が多数あり、平成28年2月時点で約3000人の作業員が、平成29年2月時点で約3260人の作業員が町内に宿泊している（甲ニ14の191, 192）。

25 広野町は、平成25年8月、「広野町除染計画（第4版）」を策定し、町の一般公衆が受ける追加被ばく線量を、当面、本件事故後に受けた追加被ばく線量

から半減させる努力をし、最終的には放射性物質の物理的減衰等を含めて追加
被ばく線量を年間 1 mSv 以下まで減少させること、特に放射線の影響が成人
より大きい子供が安心して生活できる環境を取り戻すことが重要であり、子供
が多く利用する施設（幼稚園、保育所、児童館、小学校、中学校）においては、
5 早期に追加被ばく線量を年間 1 mSv 以下まで減少させること等を目標として、
町内全域の除染を行っている。平成27年7月末時点で、公共施設、住宅、道
路、水田及び畑地については全て除染実施済みであり、森林についても、計画
数237.9ヘクタール中227.3ヘクタールが実施済みである。（乙ニ共1
29の6、139の1）

10 広野町の同9月7日時点での空間放射線量測定値は、最大値が $0.14 \mu\text{Sv}$
毎時であり、その他は $0.07 \sim 0.13 \mu\text{Sv}$ 毎時であった。また、本件
事故時点における原告番号14らの居住地付近のモニタリングポストの測定結果
は、同年10月13日時点で、 $0.121 \mu\text{Sv}$ 毎時であった。（乙ニ共13
0、131の14）

15 広野町は、平成24年3月に「広野町復興計画（第一次）」、平成26年3月
に「広野町復興計画（第2次）」を策定し、復興に向けた取組をしている。

2 原告番号14ら

(1) 認定事実

証拠（甲ニ14の184、14の185、原審における原告番号14ー1
20 本人）に加え、後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 避難前の生活状況等

原告番号14ー1（昭和43年 [] 生まれ）は、広野町で生まれ育ち、高校卒業後は仕事の関係で広野町と東京を行き来していたが、平成2
0年頃から再び広野町で生活するようになった。原告番号14ー1は、広
25 野町に戻った後、人材派遣会社である [] に勤務し、派遣先
の [] で、福島第一原発等の現場監督として働いていた。

原告番号14-2, 14-3及び14-4(以下「原告番号14-2ら」と総称する。)は、原告番号14-1の子であり、本件事故当時、[REDACTED]小学校に通学していた。

原告番号14らは、本件事故当時、広野町[REDACTED]在の自宅(原告番号14-1とその父の共有名義)で、原告番号14-1の両親及び妹と生活していた。

イ 避難の状況

原告番号14-1は、本件地震発生時、出張で宮城県[REDACTED]に滞在していたところ、津波に遭い自動車を失ったことから、ヒッチハイクを繰り返し、宮城県石巻市を経由して、平成23年3月12日に福島県郡山市まで移動した。原告番号14-1は、同月13日、原告番号14-2らや両親、妹の安否を確認し、同月14日、浪江町[REDACTED]の内縁の妻の実家に移動したが、福島第一原発に爆発が起きたことを知り、関東方面に避難することとして、同日深夜、内縁の妻やその弟夫婦共に内縁の妻の自動車で宇都宮市まで移動し、同市内のコンビニエンスストアの駐車場で一夜を明かした。原告番号14-1は、同月16日、千葉県八千代市の親戚宅に到着し、そこで1週間滞在し、同月25日に、千葉市[REDACTED]の公団住宅に転居した。

原告番号14-2らは、本件地震発生後、広野町の[REDACTED]に避難し、いわき市内の体育館、同市内の原告番号14-1の妹の友人宅等を経て、原告番号14-1の妹の勤務先である[REDACTED]の研修施設(茨城県つくば未来市所在)に避難した。そして、原告番号14-2らは、同日、千葉市[REDACTED]の公団住宅に転居し、原告番号14-1と2週間ぶりに再会した。

ウ 避難後の生活状況等

原告番号14らは、原告番号14-1の母と共に千葉市[REDACTED]の公団住宅で生活を始めたが、居室は5階の2LDKであり、エレベーターがな

く手狭であった。原告番号14-2らは、公団住宅に転居した後、同区の小学校に転入したが、同級生の中には、「何で福島からこっちに来たんだよ」などという言葉を浴びせる者もいた。そして、同区の公団住宅の仮設住居の終了期限が迫っていたことから、原告番号14らは、原告番号14-1の内縁の妻と共に、千葉県八千代市のアパート（応急仮設住宅）に転居し、さらに、平成25年3月頃、茨城県に転居した。

原告番号14-1の両親は、平成26年頃、広野町の自宅に帰還し、同所で生活している。

原告番号14-1は、千葉県に転居後、[REDACTED]を辞め、臨時のアルバイトや日雇いの仕事に就いている。

エ 既払額

原告番号14らに対する既払額は、合計2757万0662円であり、本件で請求している損害に対応する金額は、別紙11損害等一覧表の「原告番号14ら」の各一审原告に対応する各損害項目の「既払額」欄記載のとおりである。

(2) 損害の検討

ア 避難移動費（原告番号14-1）

一审被告東電は、原告番号14-1に対し、避難・帰宅費用として合計73万6325円を支払っている。

原告番号14-1の請求金額は20万円で、上記弁済により全額填補されており、このことについて原告番号14-1は争わないとしている。

イ 家財道具（原告番号14-1）

前記認定事実のとおり、広野町は、本件事故後の平成23年4月22日に緊急時避難準備区域に設定されたが、これは同年9月30日に解除され、以降は自由に立ち入ることが可能であった。広野町の自宅内の家財道具を管理することができなかった期間は、本件事故から約5か月であり、その

ような短期間において、家財道具の価値が喪失又は減少すると考えることは困難である。また、前記認定事実のとおり、原告番号14-1の両親は、平成26年頃広野町の自宅に帰還し、同所で暮らしているところ、この際に家財道具を買い替えた等の事情はうかがわれない。そうすると、本件事故により原告番号14-1が所有していた家財道具の価値が喪失又は減少したと認めることはできない。

なお、原告番号14-1は、このことについて争わないとしている

ウ 休業損害（原告番号14-1）

一審被告東電は、原告番号14-1に対し、平成26年5月までの期間における休業損害として、合計1509万6783円（月額38万7097円×39か月）を支払っている。原告番号14-1の休業損害の請求金額は945万円であり、上記弁済により損害は全額填補されている。原告番号14-1は、これについて争わないとしている。

エ 避難生活に伴う慰謝料（原告番号14ら）

(ア) 一審被告東電による慰謝料としての既払額は次のとおりである。

① 原告番号14-1 182万円

平成23年3月11日～平成24年8月31日の18か月分

② 原告番号14-2, 14-3, 14-4 各217万円

182万円（平成23年3月11日～平成24年8月31日の18
か月分）+35万円（学童であることによる増額分）

(イ) 前記認定事実のとおり、本件事故後、広野町は、屋内退避区域となり、その後、緊急時避難準備区域に設定された。同区域にあっては、直ちに避難指示がされるものではないが、本件事故直後には、その影響の程度や範囲が明らかでなく、原告番号14らが本件事故の影響を懸念して避難したことは、通常人の行動として合理的であり、広野町の居住地からの避難を余儀なくされたことにより精神的苦痛を被ったといえる。特に、

5

10

15

20

25

本件事故直後には、2週間近く親子が離れ離れとなり、合流した後も、不慣れな場所での不便な生活を送らざるを得なかつたもので、これによる精神的苦痛は大きかつたと認められる。他方で、広野町の本件事故前の居住地は、平成23年9月30日をもって緊急時避難準備区域を解除されており、生活のインフラ整備等の環境整備が進んでいったことなどを考慮すると、避難生活に伴う慰謝料は、平成24年8月まで生じたものと認めるのが相当である。もっとも、原告番号14-2らは、本件事故当時小学生であつて、避難先での学校生活に順応するのには、相応の時間を要したものと考えられ、その間、本件事故前と同様の友人等がいる環境の下で学校生活を送ることができなかつたものであり、これによる精神的苦痛は相応に大きかつたものと認められる。そして、新学年に進級する平成25年4月頃には、新しい環境に順応して、安定した学校生活を送ることができるようになつたと考えられるから、原告番号14-2らについては、本件事故と相当因果関係のある避難生活に伴う慰謝料は、平成24年9月から平成25年3月末までの期間について月額5万円を認めるのが相当である。

これらの事情に、原告番号14らが避難当初は避難所に避難していたことも考慮し、原告番号14らの避難生活に伴う慰謝料を次のとおり認める。

① 原告番号14-1 182万円 (10万円×18か月+2万円)

② 原告番号14-2ら 各217万円

(10万円×18か月+2万円+5万円×7か月)

オ 避難生活に伴う精神的損害以外の精神的損害に対する賠償（原告番号14ら）

広野町は、平成23年4月22日、緊急時避難準備区域に設定され、住民の多くが避難し、同年9月30日に緊急時避難準備区域が解除されたも

のの、平成27年5月31日時点においても全住民の半数以上が帰還していない状況にある。このような状況に鑑みれば、上記解除後にあっても、原告番号14らが相当長期間にわたって広野町に帰還することができないと感じ、帰還を断念したとしてもやむを得ないところがあり、そのことによる精神的苦痛は本件事故と相当因果関係があるというべきである。そこで、本件に現れた一切の事情を考慮して、原告番号14らの上記精神的苦痛に対する慰謝料は、各50万円を相当と認める。

(3) 弁済の抗弁（既払額等）について

ア 以上によれば、原告番号14らの損害額及び一審被告東電による既払額は、次のとおりである。

(ア) 慰謝料

① 原告番号14-1

損害額 232万円 既払額 182万円

② 原告番号14-2, 14-3, 14-4

損害額 各267万円 既払額 各217万円

(イ) 既払額を控除した損害額合計

各50万円

イ 原告番号14らについて、一審被告東電が他の弁済の抗弁として明示的に主張している弁済はない。

(4) 弁護士費用（原告番号14ら）

本件事故と相当因果関係のある弁護士費用相当の損害は、各5万円と認められる。

(5) 認容額

以上によれば、原告番号14らの認容額は、一審被告東電及び一審被告国 のいずれに対しても、それぞれ55万円となる。

第5章 結論

以上によれば、一審原告らの一審被告東電に対する請求は、主位的請求については理由がないから棄却し、予備的請求については、別紙4主文一覧表の「東電」欄に記載の各金員及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のもの）所定の年5分の割合による金員の支払を求める限度で理由がある。また、一審原告らの一審被告国に対する請求は、同表の「国」欄に記載の各金員及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のもの）所定の年5分の割合による金員の支払を求める限度で理由がある。したがって、これらと異なる原判決は失当であり、一審原告らの一審被告らに対する各控訴及び一審被告東電の控訴の一部は理由があり、一審原告らの各附帯控訴は理由がないから、一審原告らの各控訴又は一審被告東電の控訴に基づき上記のとおり原判決を変更し、その余の一審原告らの各控訴及び一審被告東電の控訴並びに一審原告らの各附帯控訴をいずれも棄却することとする（なお、一審被告らが一審原告らに対し金員を支払うべき場合には、一審被告国に対する認容額の限度で連帶してこれを支払うべきこととなるが、これは主文には表示しない。）。

また、一審被告ら各自が、原判決の変更部分に係る請求について、各変更部分に係る一審原告らに対し担保を供するときは、当該担保を供した一審被告は、当該一審原告らとの関係で、その執行を免れるものとすることが相当であり、その担保の額は、原判決が定めた額については原判決の変更に応じて増額又は減額し、一審被告ら各自について、一審原告らごとに主文一覧表の「東電担保額」及び「国担保額」欄記載の金額とする。

よって、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第22民事部

裁判官 中山典子

5

裁判官 澤村智子

10

15

20

25

(別紙省略)